

ま え が き

この報告書は、昭和 55 年度自治総合研究センター研究 C チームの活動成果を要約したものである。

研究チームを所管する研究部が当初設定したテーマは、「大都市周辺地域における総合的居住環境に関する調査研究」というきわめて包括的・網羅的な首都圏域の人間居住環境問題であった。それは環境政策や産業政策をも含む都市政策全般にわたって検討しなければならない大きな課題といえよう。

しかし私たちは、さまざまな角度から検討した結果、首都圏域の劣悪な居住環境のなかで、緑とオープン・スペースの問題こそ、今日緊急かつ最善をつくすべき居住環境問題であると結論するにいたった。

今や緑地空間は都市環境装置として絶対に必要不可欠な条件ともいえよう。ところが、すべての面で軽視され、破壊と喪失の一途にあるのが「緑」である。この「緑」を守り育てることこそ「子や孫に誇れる神奈川」づくりの第一歩であると私たちは確信する。

この研究チーム発足にあたって、昨年 9 月兼務辞令交付の席上知事から望まれた点は、職員の資質向上のための研究活動でもあるが、しかしためにする研究であってはならず、鋭角的な問題提起を期待するというものであった。このため、できる限り担当職務や所属の部局の立場を超え、また従来からの定説や前例にこだわることなく、できる限り客観的に検討してきたつもりである。記述や提言には“常識”に反するものもあるかもしれないが、しかしそのなかにこそ市の職員までも含めた共同研究を行う意味があると考えている。

研究活動は、チーム員全員が本来の業務をかかえたまま昭和 55 年 9 月から 56 年 8 月まで 1 年間、約 50 日間にわたったが、この報告書は研究成果のすべてを収録したのではなく、紙数の都合から問題点の分析と提言だけを必要最少限に、できるだけわかりやすいようにまとめたものである。

なお、この研究の一部として『緑政展開の空間的可能性に関する調査分析』と題する調査を委託したが、行論上密接に関連するので、委託先である二宮事務所の了解を得てあわせて収録した。

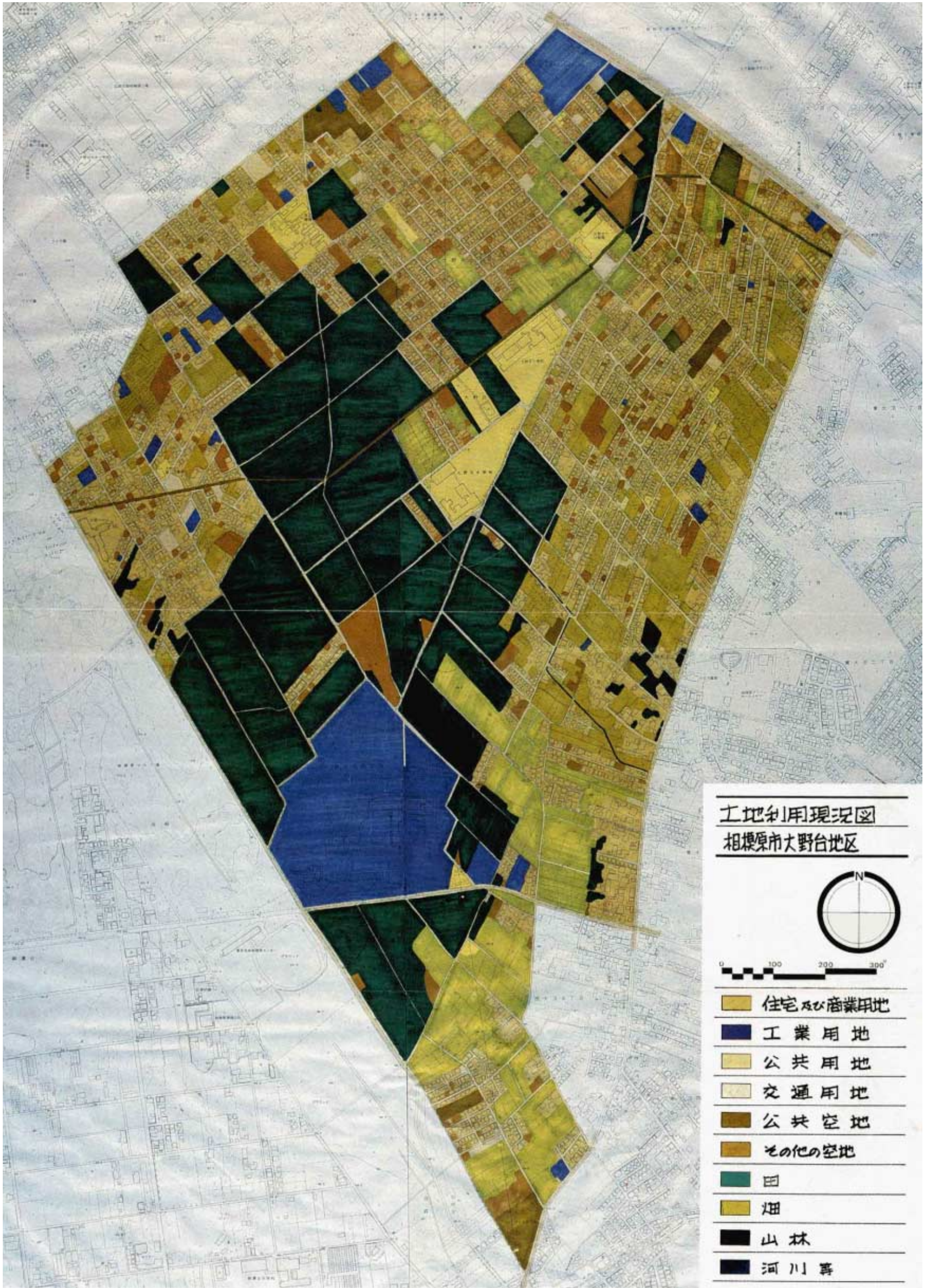
この研究をすすめるにあたって、終始変らぬ御支援と御協力をいただいた方々に対し、研究チーム一同心から感謝の意を表すとともに、この報告書を読まれた方々の忌憚のない御意見をいただきたいと願う次第である。

昭和 56 年 9 月

「大都市周辺地域における総合的居住環境に関する調査研究」チーム

目 次

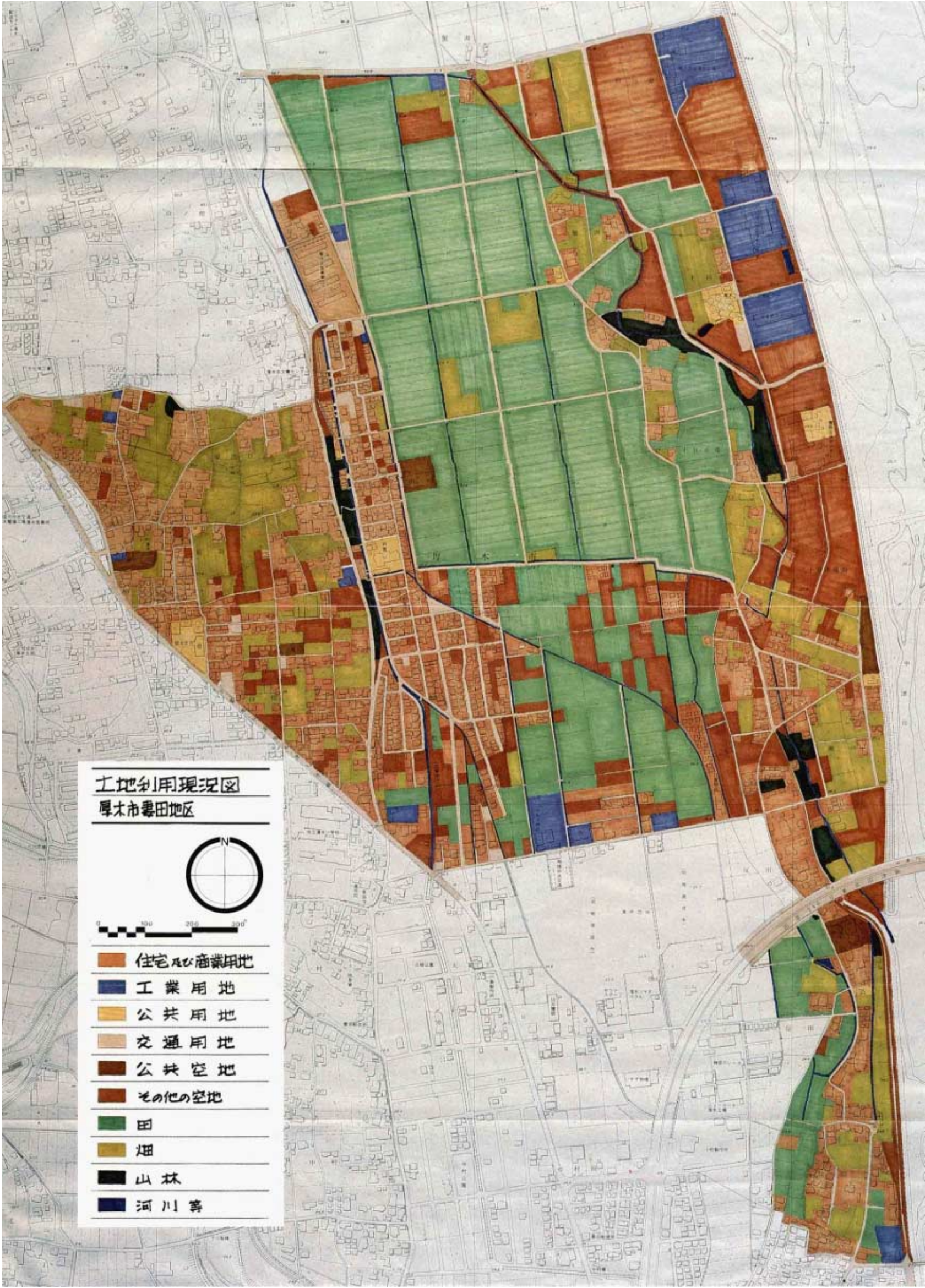
	ページ
序 章 緑政研究の課題と方針	1
1 都市装置としての「緑」	2
2 緑政とは何か - 考え方と特性	2
3 研究の視点と方針	3
4 「緑地」の定義	3
1 章 緑政空間の現況と評価～緑地はなくなっていく	5
1 節 神奈川県緑政環境の現況と動向	6
2 節 県央3市における都市化の進行と緑政環境の動向	7
3 節 特定調査地区の設定	9
4 節 特定調査地区が提起する課題	10
2 章 緑政制度の運用と論点～土地利用にまちがいがある	27
1 節 現行制度運用の実態	28
2 節 現行制度の欠陥と論点	30
3 節 緑政の新しい流れ	35
3 章 緑政改革の模索と提案～喪失を防ぐてだてをつくろう	37
1 節 緑政改革の視点	38
2 節 条例の課題と実現へのプロセス	41
4 章 緑化作戦の手法と構図～回復のために手をつくそう	47
1 節 緑化作戦の効果と展開空間	48
2 節 街路空間の認識転換と緑化の手法	48
3 節 水際線の緑化	56
4 節 公共施設の緑化	59
5 節 都市公園づくりの理念と手法の転換	59
6 節 広場づくりの理念と手法の開発	60
7 節 民有宅地緑化作戦の技法	60
5 章 県民緑政展開への提言	65
1 節 県条例制定の提案	66
2 節 市町村条例制定の提案	67
3 節 「緑化管理センター」の提案	69
4 節 参加緑政への提案	72
資 料	
付 『緑政展開の空間的可能性に関する調査分析』	81



土地利用現況図
相模原市大野台地区



-  住宅及び商業用地
-  工業用地
-  公共用地
-  交通用地
-  公共空地
-  その他の空地
-  田
-  畑
-  山林
-  河川等

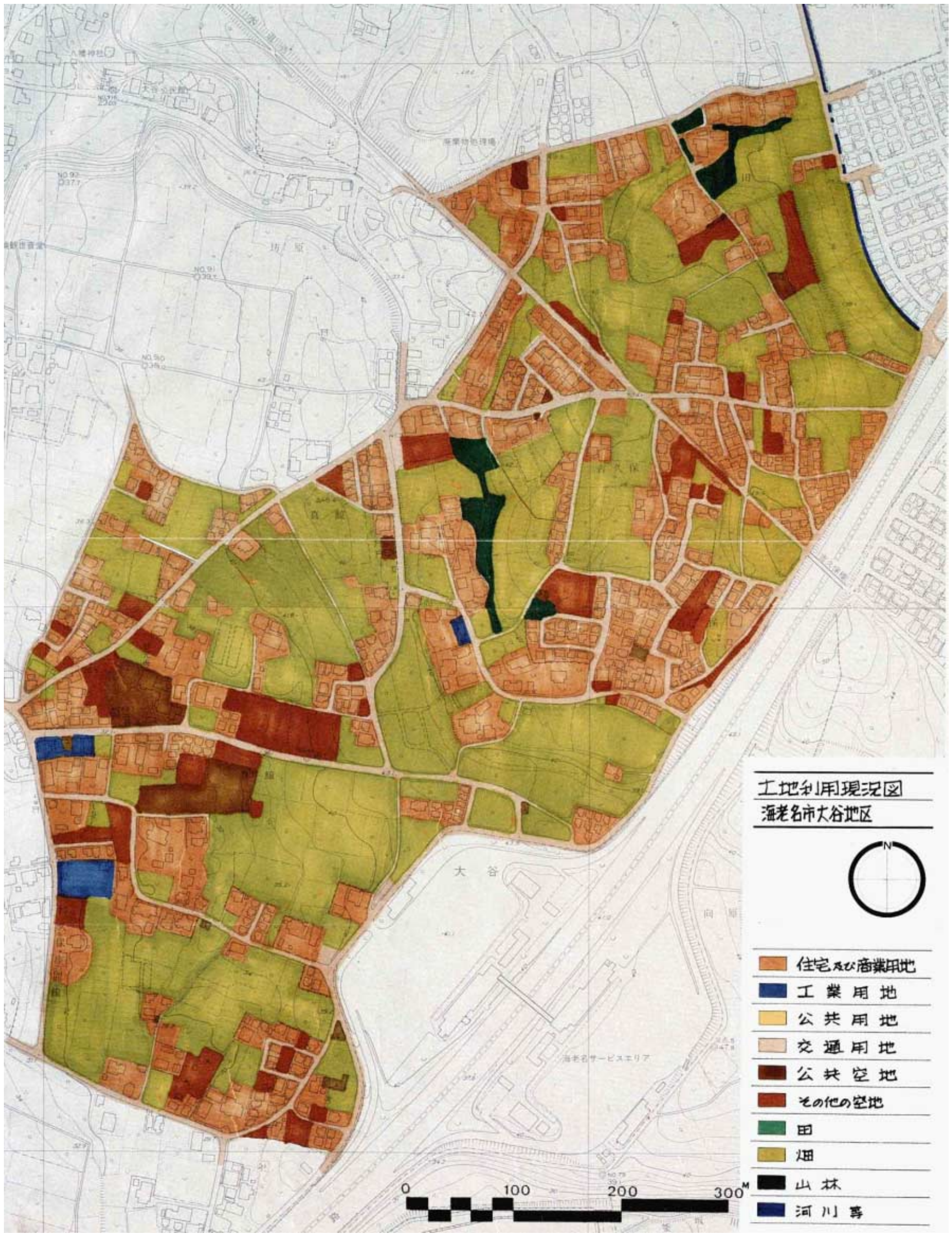


土地利用現況図
厚木市妻田地区



0 100 200 300

- 住宅及び商業用地
- 工業用地
- 公共用地
- 交通用地
- 公共空地
- その他の空地
- 田
- 畑
- 山林
- 河川等



土地利用現況図
海老名市大谷地区



- 住宅及び商業用地
- 工業用地
- 公共用地
- 交通用地
- 公共空地
- その他の空地
- 田
- 畑
- 山林
- 河川等



序章 緑政研究の課題と方針

1. 都市装置としての「緑」
2. 緑政とは何か 考え方と特性
3. 研究の視点と方針
4. 「緑地」の定義

緑衣	下級の官人の着た緑色の袍。
緑雨	新緑の頃に降る雨。
緑眼	緑色の目。碧眼。
緑児	大宝律令で、三歳以下の小児の称。みどりご。
緑酒	緑色の酒。うまい酒。
緑髪	女の頭髪の黒くつやのあるもの。みどりのくろかみ。

『広辞苑』より

1. 都市装置としての「緑」

自然は人間が生活していくための基盤であり、これを代表する緑は都市生活に欠くことのできない貴重なものである。まちの緑は強い陽ざしをさえぎり、適当な温度と湿度を保ち、汚れた空気を浄化し、火災の延焼を防ぎ、美しいまちの景観を創出して都市生活に心のやすらぎとうるおいを与えるなど、その効用は非常に大きいものがある。

また公園や広場などの緑豊かなオ・ブン・スペ・スは、心身の疲労や緊張をいやす散策あるいはスポーツ遊びの場として、さらに災害時における避難場所としても必要不可欠なものである。

しかし昭和30年代から40年代にかけての高度経済成長に伴う都市化の進展により、大都市圏の緑は急速に減少した。本県においてもその傾向は著しく、丹沢山塊を主体としてまだまだ豊富な「山の緑」は残しているとはいえ、平野部では都市型社会への移行がほぼ完了し、そこに居住する人間（県人口の9割以上を占めている）にとって身近な緑は急激に減少している。

私たちは、一度失われた自然を回復するには長い時間と膨大な費用を要することを、苦い経験を通して知っている。失われつつある緑を守り、さらに増やし、育てあげるために「公共」であると「私人」であるとを問わず、緑の保護・育成を推進しなければならない。

私たちはこの研究のタイトルに「広緑都市構造」という聞きなれぬ言葉を用いたが、意味するところは、“都市のなかに緑豊かな公園がある”という従来の観念を打破し、“広い緑のなかにある都市”を生み出していこうということである。

こうした考え方を第一の理由は、大都市圏において都市化が急速に進行し、ほぼ完了に近づきつつあるという現実をふまえ、「都市の膨脹を抑制して緑を守る」というよりも、「都市化されたなかで緑を守り育てていく」と認識すべきだと考えているからである。

第二の理由は、「都市に緑が必要である」という自明の命題を発展させ、「都市施設としての公園・緑地」のみならず、従来都市のカテゴリには含まれなかった農地・山林・河川等も、都市であれば必ず備えていなければならない緑、すなわち都市装置としての「緑」として積極的に位置づけていこうということである。

こうした考え方に立脚することにより、都市のなかの緑イコ・ル公園といった固定的・狭域的な「緑」観から、都市型社会にふさわしい、総合的な「緑」観に転換できるであろうし、従来とかく別のもものと扱われがちであった「緑地保全」と「都市緑化」とを一体のものとして把握できるのである。

2. 緑政とは何か 考え方と特性

「緑政」とは従来「緑化行政」「緑地行政」の略称とされてきたが、じつは行政過程のみで解決できる課題ではなく、遠い将来の県土づくりを左右する重要な政策課題であって、たえず県民の政策選択にさらされなければならないし、また理解と協力が要請されるのである。この意味で「緑政」を、「緑地保全と緑化推進のための政治行政」と定義したい。しかし同時に「その複合的展開をすすめる市町村政・県政の総合システム」でありその行政領域の総称でもあることを断っておきたい。

「緑政」をこのように定義した場合、神奈川県政に「緑政」が過去にあったかははなはだ疑問であるが、さしあたり県政レベルでは、新神奈川計画の領域 クリ・ン・アンド・グリ・ン作戦の領域 緑のマスタ・プラン・都市緑化基本計画の領域の施策・事業総体を想定している。

この「緑政」はともすれば軽視され惰性的に取組まれてきたが、そのような歴史との対比で特性を集約すれば、都市空間に必要な都市装置を整備するという都市行政の支柱であること しかし都市行政としては、教育行政や福祉行政等と異って、一度失っては回復困難であると同時にいま資源や英知を集中す

ればミニマムは達成できるという意味で、一時的・過渡的な特殊行政課題であること 従来縦割り行政にからめとられ分割されてはいるが、即地的行政領域であり、現地で総合的に解決すべき課題であって、住民参加が特に重視されるべき課題であること 他の行政分野と比較した場合、“自然成長原理”が働くため経費の当然増や維持管理のための人員増の心配が比較的少ない といった点が指摘できる。

したがってこれらの特性から「緑政」の原則を導けば次のようになる。

第一に、「緑政」を都市行政なかんづく居住環境行政の支柱に据え、都市計画行政、建築指導行政、都市開発・公共施設整備事業のあらゆる分野の行政を結合することである。

第二に、“過渡性”と“自然成長原理”とから、行政機構や人員の膨脹を抑え、民間に蓄えられている知恵とエネルギーを引出すことである。

第三に、市町村が「緑政」展開の主軸となり、県はこれを補完するというシステムに転換するとともに、“住民自身による緑の育成・管理”をめざして住民参加を推進することである。

これらの原則を早急に樹立するならば、「広い緑のなかにある都市」は決して画餅に終らないであろう。

3. 研究の視点と方針

私たちがこの研究を始めるにあたって依った視点ないし問題意識を重複を恐れず述べれば、「緑政」観の転換が必要不可欠であり、「緑地」概念の拡大と、都市型社会における根幹的課題であることの認識が要請されていること 部局セクショナリズムによる「緑政」展開の限界を克服すること 国の法令・制度の改正はどうしても必要ではあるが、しかし現行の法律の枠内でも県や市町村の自主性を発揮できる余地はあるはずであり、さしあたりそれを追求すること 「緑政」展開のあらゆる局面に住民参加システムを導入することである。

こうした視点にたつて私たちは次の四点の研究方針をたてた。

第一に、研究対象を「緑とオ・プンスペ・ス」に限定し、かつ大都市周辺地域においてこそこの問題が先鋭化しているとの認識から、当然神奈川県を想定しているが、中でもとくに県央地域に焦点を合せること。

第二に、机上の空論に終わることのないよう、できる限り現実の中から問題点を洗い出し、より一般的な論点へと煮詰めてゆくこと。

第三に、より具体的な検討課題として、「市街化区域において現存している緑地をいかに保全していくか」と「都市における緑化可能地をいかに緑化するか」に絞ること。

第四に、単なる事実の説明や問題点の指摘に終わることなく、私たちなりの提案 = 県民緑政展開への提言を行うこと。

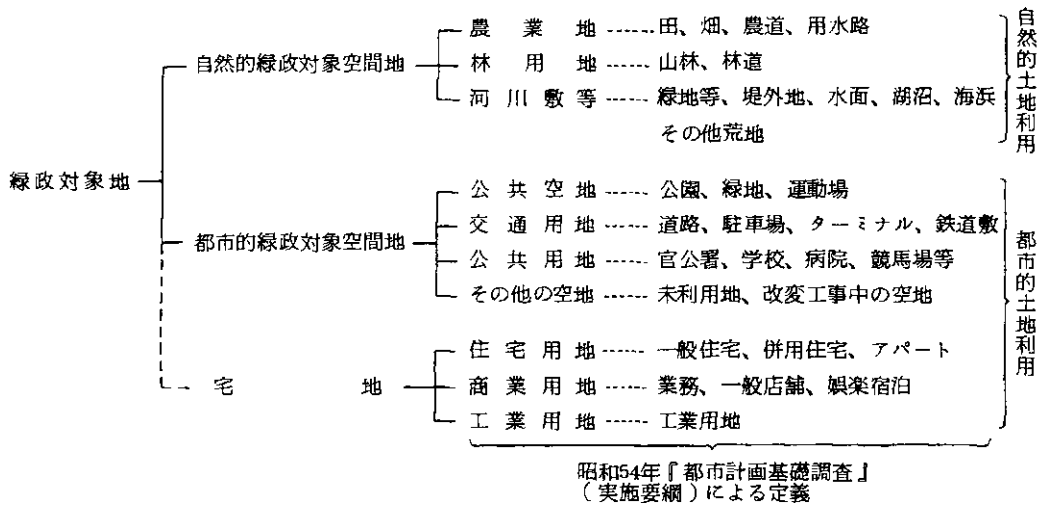
以上の方針にもとづき、県央地域に調査地区を設け、そこで提起された法制度や緑化推進上の問題をより立入って検討することとした。

4. 「緑地」の定義

「緑地」とは、通常樹木や草花等植物が一定の面的広がりをもって茂っている土地をさすとされているが、山間部に残る「緑地」とビルや住宅の建ち並んだ都市部の「緑地」とでは、居住環境に占める意味合いがかなり異なってくる。「広緑都市構造」という政策指向的なニュアンスをこめた発想にたてば、このような静的、即物的、かつ現状説明的な定義ではとうてい「緑豊かな人間居住環境の創造」に論を進めることはできない。

そこで私たち研究チームによる「緑地」の定義を示せば図 - 1 のようになる。

図 - 1 「緑地」の定義



まず私たちの考える「緑地」とは、「現に緑豊かな空間」だけでなく、「現在緑豊かとはいえないが、しかし十分緑化が可能な空間」をも含むものである。この意味でとかく公園や山林、田・畑を連想させる「緑地」という言葉は使わず、「緑政対象地」という言葉をあてることとする。

「自然的緑政対象空間地」とは、いわゆる自然緑地（＝自然的土地利用）であって、田・畑、山林、河川等をさす。河川等を除いて主として「保全」を課題とする空間である。

「都市的緑政対象空間地」とは、いわゆる都市施設用地であって、公共施設等の用地である公共用地、道路・鉄道などの交通用地、公園・運動場等の公共空地、その他の空地から構成される。都市における公的緑化が必要な空間である。

「宅地」は、住宅用地のほかに商業用地と工業用地を含めた概念である。緑化の対象空間であるが、私的になされるべきところが前者と異なる。

こうした定義によれば、じつは「緑政対象地」とは、土地全体（県域であれば県土全体）をさしている。「あらゆる土地を緑で埋めつくそう」というのであるから当然のことである。しかし「宅地」については、破線で示したようにやや異なった扱いが必要である。

「宅地」は都市計画区域の約 21%を占め、緑化の有力な対象ではあるが、私的利用地であるために、「都市的緑政対象空間地」におけるような公的な主体による直接的な緑化は困難であり、規制的・強制的公共関与は最小限に留めてむしろ個人や法人の緑化努力に期待すべき空間である。いいかえれば、「宅地」をとりかこむ道路や公共施設などの都市施設を先導的に緑化していくことにより「緑」を「宅地」に浸透させることができるのであって、「都市的緑政対象空間地」こそが緑化の拠点であり、さしあたり「緑政」がまず先行的に取り組まねばならない戦略的な領域である。

また、都市計画区域外の土地は、神奈川県の場合ほとんどが山間部であり、都市行政の範囲外なので除外している。

こうした理由により、次章から用いる「緑政対象地」とは、都市計画区域からひとまず「宅地」を差引いた狭義の「緑政対象地」であり、政策的判断を含んだ定義であることに十分注意されたい。

1 章 緑政空間の現況と評価

- 緑地はなくなっていく -

- 1 節 神奈川県緑政環境の現況と動向
- 2 節 県央3市における都市化の進行と緑政環境の動向
- 3 節 特定調査地区の設定
- 4 節 特定調査地区が提起する課題
 - 1. 相模原市大野台地区
 - 2. 厚木市妻田地区
 - 3. 海老名市大谷地区

都市地域においては、生活の場に自然とのふれあいが失われ、人間生活に果たす緑の役割が重要な意味を持ってきている。美しく住みよい県土を実現するためには、地域社会の担い手としての県民の参加のもとに、環境のなかに緑の拠点づくりを進めていく必要がある。

環境緑化については、地域固有の自然植生を配慮しつつ、県民自身の周囲から地域へ、さらに全県土へと繰り広げ、緑化を通して自然環境に恵まれた地域社会づくりを進めることが期待される。また、市街化区域内の農地についても、生産緑地として環境に果たす役割を評価する必要がある。

『新神奈川計画』基本構想より

1 節 神奈川県 の 緑政環境 の 現況 と 動向

神奈川県 の 緑政環境 の 現況 について は、昭和 49 ・ 54 年 の 『都市計画基礎調査』 を 解析 した 調査 を 別途 行っ ている の で (本報告書 ページ 以下 『緑政展開の空間的可能性に関する調査分析』) こ こ っ て は 主 と し て 表 - 1 を も と に、市街化区域内の現況と動向に的を絞り行論上必要な論点を指摘するに留める。

表 - 1 市街化区域内緑政環境の動向

昭 49 - 54

地 域	年	人口 人	市街化区域		緑政対象地		都市的緑政 対象空間地		自然的緑政 対象空間地	
			面積 ha	1人あたり 面積 m ²	面積 ha	1人あたり 面積 m ²	面積 ha	1人あたり 面積 m ²	面積 ha	1人あたり 面積 m ²
県 計	49	5,743,810	91,094	158.6	46,528	81.0	18,760	32.7	27,767	48.3
	54	6,427,010	93,680	145.8	49,748	77.4	25,597	39.8	24,152	37.6
	増 減	683,200	2,586	12.8	3,220	3.4	6,837	7.1	3,615	10.7
	増減率	11.9%	2.8%	8.1%	6.9%	4.2%	36.4%	21.7%	13.0%	22.2%
県西地域	49	220,635	5,637	255.5	2,982	135.1	1,062	48.1	1,920	87.0
	54	272,874	6,506	238.7	3,615	132.5	1,387	50.8	2,228	81.6
	増 減	52,239	869	16.8	633	2.6	325	2.7	308	5.4
	増減率	23.7%	15.4%	6.6%	21.2%	1.9%	30.6%	5.6%	16.1%	6.2%
湘南地域	49	605,330	11,546	190.7	6,631	109.5	3,269	54.0	3,362	55.5
	54	703,908	11,605	164.9	5,852	83.1	3,067	43.6	2,785	39.6
	増 減	98,578	59	25.8	788	26.4	202	10.4	577	15.9
	増減率	16.3%	0.5%	13.5%	11.7%	24.1%	6.2%	19.3%	17.2%	28.6%
三浦半島 地 域	49	633,888	11,055	174.4	5,565	87.8	2,681	42.3	2,884	45.5
	54	696,006	10,947	157.3	5,778	83.0	2,993	43.0	2,786	40.0
	増 減	62,118	108	17.1	213	4.8	311	0.7	98	5.5
	増減率	9.8%	1.0%	9.8%	3.8%	5.5%	11.6%	1.7%	3.4%	12.1%
県中央地域	49	846,052	18,278	216.0	9,690	114.5	3,446	40.7	6,244	73.8
	54	1,067,310	19,333	181.2	9,462	88.7	4,015	37.6	5,447	51.0
	増 減	221,258	1,056	34.8	227	25.8	569	3.1	797	22.8
	増減率	26.2%	5.8%	16.1%	2.3%	22.5%	16.5%	7.6%	12.8%	30.9%
横浜市地域	49	2,426,270	31,620	130.3	15,287	63.0	5,951	24.5	9,336	38.5
	54	2,621,850	31,955	121.9	18,049	68.8	10,167	38.8	7,882	30.1
	増 減	195,580	335	8.4	2,761	5.8	4,216	14.3	1,455	8.4
	増減率	8.1%	1.1%	6.4%	18.1%	9.2%	70.8%	58.4%	15.6%	21.8%
川崎市地域	49	991,395	11,954	120.6	5,625	56.7	2,237	22.6	3,388	34.2
	54	1,038,440	12,462	120.0	6,397	61.6	3,823	36.8	2,574	24.8
	増 減	47,045	508	0.6	772	4.9	1,586	14.2	814	9.4
	増減率	4.7%	4.3%	0.5%	13.7%	8.6%	70.9%	62.8%	24.0%	27.5%
県北地域	49	20,243	1,006	496.9	748	369.5	114	56.5	634	313.0
	54	26,621	872	327.7	595	223.5	145	54.5	450	169.1
	増 減	6,378	134	169.2	153	145.9	31	2.0	184	143.9
	増減率	31.5%	13.3%	34.1%	20.4%	39.5%	26.9%	3.5%	29.0%	46.0%

注 1 . 委託調査 『緑政展開の空間的可能性に関する調査分析』 の 集計表 から 作成 した。

2 . 面積の増減は原数値の小数点以下を四捨五入したため一致しないことがある。

3 . 未線引都市計画区域をかかえる県西および県北地域については、用途指定区域を市街化区域と読み替えて算入している。

第一に、市街化区域においては自然的緑政対象空間地の減少が進み、「都市的緑地」である公共空地を加えてもすでに「緑のマスタープラン」の目標値⁽¹⁾を下回っていることである。昭和54年現在市街化区域では自然的緑政対象空間地の構成比は25.8%にすぎず、これに公共空地の2.0%を加えてもマスタープラン目標値の30%には及ばない。昭和49～54年の比較では自然的緑政対象空間地は3,616ha、13.0%減少し、1人当り面積も48.3m²から37.6m²へと10.7m²、22.2%減少している。

第二に、それとは対照的に、都市的緑政対象空間地が増大していることである。昭和54年現在で市街化区域面積の27.3%を占めており、すでに自然的緑政対象空間地を上回っている。また昭和49～54年の比較でも36.4%増加し、1人当り面積は32.7m²から39.8m²へと7.1m²、21.7%増加している。昭和54年の内訳では交通用地が45.7%を占め、市街地における緑化対象の主目標がどこにあるかを物語っている。

第三に、自然的緑政対象空間地の1人当り面積の減少は、県央地域において最も著しいことである⁽²⁾。昭和54年で51.0m²と県平均の37.6m²より多いが、減少率は30.9%と高い。しかし総面積の減少率は湘南地域より低く、県平均の13.0%を下回って12.8%となっている。これは人口が急増(26.2%)したにもかかわらず田、畑、山林等がさほど減少していない、すなわち1人当りの敷地面積が急減しているミニ開発やマンション建設が進んでいることを示唆するに十分である。

第四に、都市公園面積の水準が低いことである。表-2によれば、昭和45年から54年までに面積は1.9倍に増加しているものの、昭和53年現在1人当り面積では全国平均のほぼ半分の2.0m²にすぎず、今回の調査対象とした県央地域では1.0m²以下の市も少なくない。

以上みたように神奈川県緑政環境の動向を市街化区域に即して総括すれば、田、畑、山林の減少が進む一方、都市公園整備が追いつかず、しかも公的な緑化が可能かつ必要な空間は増加しているということが明らかである。

表-2 都市公園面積の推移 単位：ha、m²/人

	45年度 A	50年度 B	53年度 C	54年度 D	C/A	D/A
全 国	23,116.4 (2.7)	32,331.0 (3.4)	38,100.2 (3.8)	- (-)	1.6 (1.4)	- (-)
神 奈 川 県	711.9 (1.3)	1,138.4 (1.8)	1,332.3 (2.0)	1,376.2 (2.0)	1.9 (1.5)	1.9 (1.5)

注1. 県計画課調べによる

2.()内は、1人当たりの公園面積である

2 節 県央3市における都市化の進行と緑政環境の動向

本研究の特定調査地区をかかえる相模原、厚木、海老名の県央3市の都市化の特徴を整理すれば、他市町村を上回る急速な人口増加が長期にわたって継続していること(表-3参照) 人口増加が職住分離のベッドタウン化の特徴を強くもちながらも、厚木を中心にした一つの都市圏が形成されつつあること⁽³⁾(表-3参照) 市街化区域内のスプロールの市街地化の進行(表-4参照) これらの特徴が昭和50年以降もなお進行していること、となろう。

このような都市化の進行の中で、表-5によって3市の緑政環境の動向をみると、相模原市は自然的緑政対象空間地の減少が著しく、1人当り面積は昭和49年には県平均を超える55.6m²だったものが54年には33.1m²へと県平均を下回り、40.5%も減少している。そのうえ人口急増に都市施設整備が立ち遅れ、緑政対象地そのものが減少しており、都市化がかなり進行している 海老名市もほぼ同様だが、自然的緑政対象空間地が区域に占める割合は相模原市の21.4%に比べ29.2%と高く、1人当り面積も県平均を上回っている。しかし、

表 - 3 県央 3 市の人口増加

昭 45 - 55

	人口増加率 (%)			昼間流出()入超人口(人)		
	40-43	45-50	50-55	40	45	50
相模原市	70.4	35.6	16.4	10,221	26,872	40,308
厚木市	35.0	31.4	33.4	1,505	5,664	10,316
海老名市	53.9	34.4	29.6	3,704	5,620	6,236

昭和 55 年『神奈川県地域統計指標』より作成

表 - 4 県央 3 市の人口集中地区等の動向

	宅地面積 増加率 45-54 (%)	人口集中地 区増加率 45-50 (%)	人口集中地 区面積率 昭 50 (%)	人口集中地区人口密度の推移 (人/km ²)				人口集中 地区面積 昭 50 (km ²)
				35	40	45	50	
				相模原市	59	53.6	54.6	
厚木市	74	100.0	9.3	7,099.4	8,185.0	6,684.7	6,017.4	8.6
海老名市	50	132.0	23.0	-	-	6,330.0	6,390.5	5.8

昭和 55 年『神奈川県地域統計指標』より作成

表 - 5 県央 3 市の市街化区域内緑政環境の動向

昭 49 - 54

市	年	人口 人	市街化区域		緑政対象地		都市的緑政 対象空間地		自然的緑政 対象空間地	
			面積ha	1人あたり 面積 m ²	面積ha	1人あたり 面積 m ²	面積ha	1人あたり 面積 m ²	面積ha	1人あたり 面積 m ²
相模原市	49	245,567	6,182	178.9	3,076	89.0	1,154	33.4	1,922	55.6
	54	413,072	6,379	154.4	2,548	61.7	1,180	28.6	1,368	33.1
	増減	67,505	197	24.5	528	26.3	26	4.8	554	22.5
	増減率	19.5%	3.2%	13.7%	17.2%	29.6%	2.3%	14.4%	28.8%	40.5%
厚木市	49	79,538	2,517	316.5	1,550	194.9	526	66.1	1,024	128.7
	54	112,475	3,004	267.0	1,774	157.7	623	55.4	1,151	102.3
	増減	32,937	486	49.5	224	37.2	97	10.7	127	26.4
	増減率	41.4%	19.3%	15.6%	14.4%	19.1%	18.3%	16.2%	12.4%	20.5%
海老名市	49	51,849	1,315	253.6	696	134.2	257	49.6	439	84.6
	54	67,277	1,367	203.2	678	100.8	281	41.7	397	59.0
	増減	15,428	52	50.4	18	33.4	24	7.9	41	26.6
	増減率	29.8%	4.0%	19.9%	2.6%	24.9%	9.2%	15.9%	9.4%	30.3%

- 注 1. 委託調査『緑政展開の空間的可能性に関する調査分析』の集計表から作成した
 2. 面積の増減は原数値の小数点以下を四捨五入したため一致しないことがある

面積減少率こそ 9.4%と低いものの、29.8%という人口増加率からわかるように急速に開発が進んでいることは明らかである。厚木市はこの 2 市と比べると、丹沢山塊の麓に位置しているという地理的条件もあって緑地環境は比較的良好であり、41.4%という高い人口増加率にもかかわらず市街化調整区域の市街化区域への編入（「森の里団地」などの大規模開発が含まれている）により自然的緑政対象空間地の 1 人当り面積はかなり広いなどの点が明らかになる。

3 節 特定調査地区の設定

私たちはこうした分析をふまえ大都市周辺地域における緑地問題を具体的な地域に即して研究することとし、無秩序な都市化がどのように進展しているのか、そのなかでどのような努力が払われ、そしてまた現行の法制度の限界は何かを明らかにしようとした。

設定した地区は、相模原市大野台地区、厚木市妻田地区、海老名市大谷地区の 3 カ所であり、その特性は表 - 6 のとおりである。

表 - 6 特定調査地区特性等一覧

	相模原市大野台地区	厚木市妻田地区	海老名市大谷地区
地区の特性	小規模住宅を主体とした市街地化がほぼ完了した中で、法規制により一団の樹林地(大半が民有地)が残存。	地区内に宅地化がかなり進んだ地域、工業地域、農業振興地域を抱え、都市的土地利用と農業的土地利用との接点。宅地化圧力強く、ミニ開発進行中だが、残存農地多く耕地整理済みなので、計画的開発が可能。	人口急増地区で、すでにかなりミニ開発が進行してしまっている。区画整理されておらず農地と宅地が入り乱れている。公共空地は1カ所のみ。今後も農地の切り売りによるミニ開発が進行するものと思われ、現行では抑制は不可能。
土地利用規制	市街化調整区域 近郊緑地保全区域 緑地保全地区(重複指定) 市街化区域 第1種住居専用地域	市街化調整区域 農業振興地域 市街化区域 工業地域 住居地域	市街化区域 住居地域 自然環境保全地区(市条例)
検討課題	樹林地の維持管理 地区指定の拡大のための法制度	地区計画制度による計画的開発と緑地保全	農業経営への支援による農地保全 宅地内緑化の推進

相模原市大野台地区は、人口急増市にあって宅地化圧力を受けながらも、市街化調整区域で、一団の樹林地を残しており、近郊緑地保全区域（首都圏近郊緑地保全法による）、緑地保全地区（都市緑地保全法による。近郊緑地保全区域とほぼ重複指定）に指定されている。住宅地に取囲まれ大半が民有地でありながら、都市公園としてではなく広大な緑が残っているという意味で、緑地<保全>の典型的地区といえよう。

厚木妻田地区は、宅地化が相当進んだ地域と農業振興地域とに隣接した地域が最も多くの問題を内包している。すなわち、工業地域に指定されながら高地価のため工場が進出する見込みはなく、小規模の宅地開発が始

まったところであり、このまま推移すれば高密度低層住宅地になると予想される。しかしかなり残存している農地は耕地整理されており、いま、なんらかの方策を講じておけば良好な居住環境の創造はむしろ、緑地空間の<創出>さえもできる地区でもある。

海老名市大谷地区は、市人口の増加率を超える人口急増地区であり、すでに小規模開発がかなり進行してしまっている地区である。区画整理されておらず、道路整備が立ち遅れ、農地と宅地が入り乱れており、また現在構想中の都市計画公園と寺（妙元寺）を除いてこれといった公共空地もない。残存農家は大半が“安定的”な兼業農家で、切り売りによる農地の漸減が予想される。現行法制度のもとではミニ開発の進行は不可避であり、大都市周辺地域の無秩序な都市化の特徴が顕著にあらわれている。したがって計画的な居住環境整備は望めず、あらゆる手法の環境改善計画・事業をはじめ、緑地空間の<保全>と<創出>とそれをミックスした<改良>を住民自身の認識と力量に依拠しながら進めなければどうにもならないスプロールの環境悪化の典型地区である。

以下次節で3地区に即して検討を行う。

4 節 特定調査地区が提起する課題

1. 相模原市大野台地区

(1) 大野台地区の現況

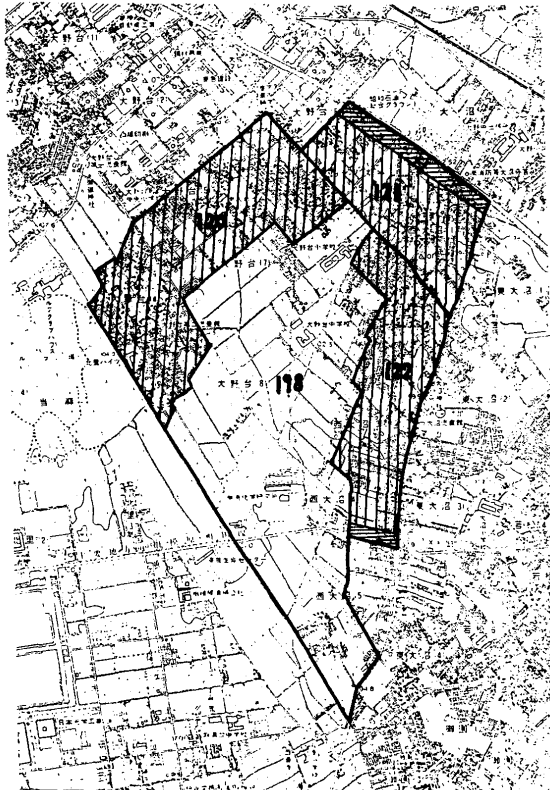
相模原市は都心から40km圏に位置し、西北から東南にかけて東京都町田市と隣接し、西側を相模川に囲まれたほぼ平坦な台地にあり、畑と樹林地が広がっていた地域である。1960年代には内陸工業の進出をみたが、南端を走る小田急線と市を縦断する国鉄横浜線を主たる交通手段として、町田市とともに急激に人口が流入し、東部と南部で畑や樹林地の宅地転用が進んだ。

大野台地区⁽⁴⁾は本市の中心部（横浜線相模原駅）から約5km、相模大野（小田急線相模大野駅）から約3kmの位置にあり、地区北側は国道16号線に接している。西側はゴルフ場（首都圏近郊緑地保全区域内）に隣接し、東南部は相模大野寄りの市街地に連っている。この地区のほぼ中央に、首都圏近郊緑地保全区域や緑地保全地区（前者に重複）に指定された、相模野の原野を思わせる緑地が広がっており、またこれを縫うように旧畑地灌漑用地を利用した相模緑道緑地が整備されている（図-2、図-3参照）。



市街地に残る貴重な
樹林地
(相模原市大野台地区)

図 - 2 相模原市大野台地区都市計画
基礎調査ゾーンと用途地域






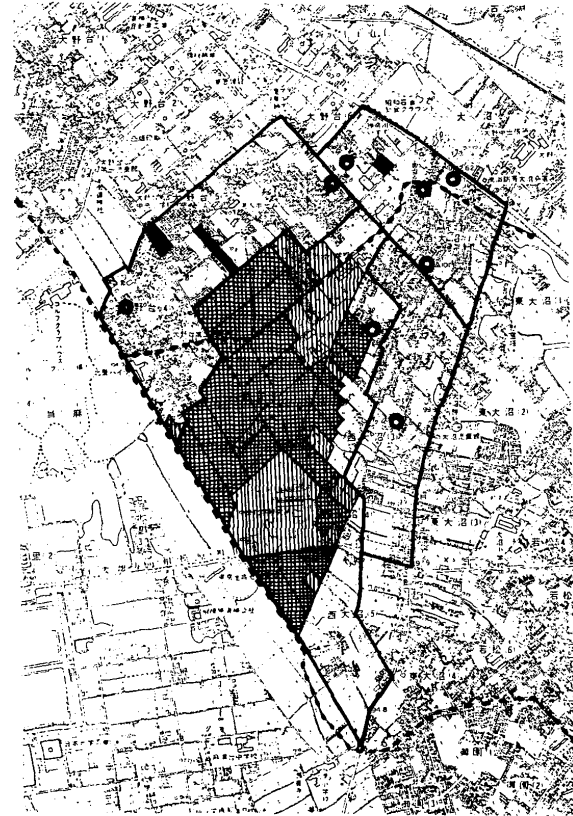




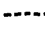
-  第1種住居専用地域
-  住居地域
-  市街化調整区域

図 - 3 制度化緑地現況図



-  近郊緑地保全区域
-  緑地保全地区
-  保存樹林
-  子どもの広場
-  相模緑道緑地

地区内の道路は宅地開発によって建設された幅員の狭い街路が多く、主要な幹線道路がない。宅地化は相当進んでおり、地区の北部と北西部では市街化が完了段階に近づいている。人口および土地利用現況は表 - 7 のとおりである。

表 - 7 大野台地区の人口および土地利用現況

ゾーン	用途	人口	人口密度 (グロス)	面積	都市的緑政対象空間			自然的緑政対象空間			市街化 区域内 農地	
					公共 用地	交通 用地	空地	農業地 (畑)	林地 (山林)	農地		
120	第1種住居専用	11,973	113.17	105.8	14.6 (13.81%)	2.4	11.8	0.4	30.4	20.2	10.2	20.2
121	第1種住居専用											
122	第1種住居専用											
198	調整	1,908	19.20	99.4	10.5 (10.58%)	3.6 (3.62%)	6.7 (6.73%)	0.2 (0.23%)	73.4 (73.83%)	22.6 (22.70%)	50.8 (51.14%)	-
地区計	-	13,881	67.65	205.2	25.1 (12.25%)	6.0 (2.93%)	18.5 (9.02%)	0.6 (0.30%)	103.8 (50.59%)	42.8 (20.83%)	61.1 (29.76%)	20.2
市計	-	427,410	47.09	9,077.0	1,629.5 (17.95%)	372.3 (4.10%)	843.0 (9.29%)	414.2 (4.56%)	2,803.0 (30.88%)	2,201.4 (24.25%)	601.6 (6.63%)	1,046.6

昭和54年『都市計画基礎調査』より作成

(2) 大野台地区の緑地保全の現況と問題点

大野台地区の緑地保全の現況および助成・優遇措置は、表 - 8 のとおりであり、一団の樹林地が首都圏近郊緑地保全法および都市緑地保全法の適用を受けてかなり厳しい行為規制を加えられ、住宅地に囲まれながらもほとんど手つかずのまま保全されていることが、大きな特色となっている（ただし市街化調整区域に編入されている）。この樹林地は存在していること自体すでに十分価値があるともいえるが、しかしいくつかの問題点もかかえている。

第一に、凍結型緑地ということから、地区指定を受けているのみで、管理がまったくなされていないかあるいは土地所有者任せとなっており、不法投棄されたゴミが大量に放置されるなど、荒廃が進んでいることである。植生のうちでも二次林としては徐々に衰退しているといわれている。

第二に、私たち研究チームが現地調査をかねて主催した「大野台の森を知るつどい」（4月26日）にはチラシによる呼びかけのみで周辺住民が約120人参加したが、「20年住んでいるが、林の中にはいったのは初めて」とか「こんなに林が広いとは知らなかった」といった声が多く、意外にも知られていないことである。ましてこの樹林地がどういう性格をもっているか、なにゆえ残されているかについては、それ以上に理解されていないと思われる。

次に、市緑化条例による保存樹林は緑地保全地区の周辺に4カ所指定されているが、市街化区域内ということもあって税金対策（固定資産税・都市計画税）や地価上昇待ちというのが実態であり、相続税捻出などによる指定解除申請のおそれがあって永続的に確保される保障がない。

表 - 8 大野地区の制度化緑地一覧

名称	根拠法令	所有形態	全市概況	助成・優遇措置
緑地保全地区 〔近郊緑地保全〕 区域と重複 昭40.9.14指定	都市緑地 保 全 法	民 有 地 県 有 地	(109名) 民有地 64.9ha 県有地 8.1ha 計 73.0ha	自然保護奨励金(県) 10,000円/ha 固定資産税の減免(市) (昭50.4.30自治省税務局長通達により評 価額を1/2へ減額) 山林評価額 減額率 税率 課税面積 44円/m ² × 1/2 × 1.4/100 × 57 × 10 ⁴ m ² = 175,560円 特別土地保有税(市) (昭53 地方税法の改正により非課税) 損失補償(県) 都市緑地保全法第7条 土地買入れ(県) " 第8条
首都圏近郊緑地 保 全 区 域 昭46.4.30指定	首都圏近郊 緑地保全法	民 有 地	644ha	自然保護奨励金(県) 10,000円/ha
保 存 樹 林 4カ所 18,258m ²	相 模 原 市 緑 化 条 例	民 有 地 市内在住 個人 4名	17.7ha	保存樹林奨励金(市) 固定資産税及び都市計画税相当額に基本額を 加算した額。3年契約で各年度に交付 基本額 500m ² 2,500円 (50,000円/ha) 100m ² を超える分 500円
子どもの広場 8カ所 14,383m ²	相 模 原 市 こ だ も の 広 場 設 置 要 綱	民 有 地 市内在住 個人 7名 市外在住 個人 1名 市外本社 法人 1名		固定資産税、都市計画税の免除又は還付(市) 補助金(市) 設置補助.....設置経費の1/2 (17万円限度) 整備補助.....整備経費の1/2 (2年に1回、7万円限度)
相模緑道緑地	都市公園法	県 有 地 市 有 地 民 有 地	面積 延長 7ha 10.5km	

(3) 大野台地区の道路緑化の現状と課題

地区の東側をかすめる国道16号線は片側2車線で全幅22m、両側に2.5mの歩道がある。

また地区南部を横切る県道相模原町田線には両側3.5mの歩道をつくるため、現在県が用地買収中である。計画では歩道の中に幅員1mの植樹帯が設置され高木・低木で緑化されることになっている。

地区内細街路では、相模原町田線から相模原ゴルフ場沿いに北上する市道は東側に1.5mの歩道があるが植樹していない。その他の地区北部の住居地区内細街路は、幅員4m前後と狭く、歩道設置もままならぬ状況である。

一方この地区のもう一つの特色として、相模緑道緑地が整備されている。これは旧畑地灌漑用地を利用して県が建設したもので、全区間の工事が完了すれば延長約 11.8 kmとなる。この緑道は評判がよいので、今後の地区内細街路の整備にあたっては、機能純化をすすめて、完全に車を排除する空間を生み出すか、あるいは、歩道幅員を見直すことにより片側を“緑道”的に整備する方法が考えられる。

(4) 公園等の現況と課題

都市公園は緑地保全地区周辺のためかまったく整備されていない。これに代わるものとして市「こどもの広場設置要綱」にもとづき「こどもの広場」が地区内に 8カ所、計 14,383㎡設けられている。これは自治会が地主から遊休地を借り受けるもので、保存樹林と同様永続性がないという問題点をもってはいるが、周辺自治会がイニシャティヴをとって設置していることにユニークさがあり、市街地における緑地・オープンスペース確保のあり方を示唆している。

(5) 大野台地区が提起する課題

緑地保全地区における行為規制はかなり厳しく、指定にあたっての面積要件もなく、また市街化区域にあっても地区指定が可能なので、「都市の身近な緑」とくに樹林地を保全するうえでは、都市緑地保全法は大変効力のある法律といえる。

しかしそれだけに、地権者の反対あるいは指定解除圧力はかなり強いことが推測される。とくに市街化区域内に残る樹林地については新たに指定を拡大するのはかなり困難であろう。市街化調整区域の樹林地であっても地区指定どころか市街化区域へ編入しようという圧力が強いし、仮りに指定できたとしても調整区域であること自体開発抑制になっているので、指定の意味は半減してしまう。げんに大野台地区で緑地保全地区指定がされたのは、調整区域に編入されてからであった。

したがって問題は、地権者に対していかに開発を抑制せざるをえない圧力を生み出すかに帰着する。前述したように、大野台地区ではせっかく緑地保全地区に指定されながらも、周辺の住民はほとんど知らない状態であった。つまり地区指定や行為規制はもっぱら地権者と行政の間のやりとりで限定され、残された緑を享受すべき周辺住民は、埒外におかれていたのである。このため、住民の意思が地権者に伝わらず、地権者は住民の力に依拠しえない行政を相手とするだけでよかったのである。

このことを一般化していえば、土地利用規制等について行政のみで行うには限界があり、住民の意思に依拠した、「社会的規制」の考え方を導入すべきであるということになる。むろんこれとて万全のものではなく十分条件とはならないが、永続性に欠けるという問題はあるにせよ実現している「こどもの広場」の例をみても、事実上の規制力はかなり強いことが指摘できる。

2. 厚木市妻田地区

(1) 妻田地区の現況

厚木市は神奈川県ほぼ中央に位置し、東は相模川に、西は丹沢山塊に囲まれ、地理的变化に富む地域である。国道 246 号線や 129 号線が走っているため、以前から物流の中心地となっており、1960 年代には南部の穀倉地帯に内陸型工業が進出した。またこの頃から小田急線を通勤の足として宅地開発が進行した。さらに東名高速道路のインターチェンジの開設によりいっそう京浜地区との関連が強くなるとともに、県中央地域の中核的都市としての役割を強めてきている。

妻田地区は⁽⁵⁾小田急本厚木駅から北に約 3.3km という距離にあり、農業地帯に急テンポの宅地化の波が押しよせている地区である。東部は中津川に接し、耕地整理の施された優良な農用地が広がっているが、西部は河岸段丘となって主要地方道厚木津久井線が走っている。南部は国道 246 号線がかすめ、隣接の準

工業地域では中層住宅団地（県住宅供給公社そりだハイツ）が建設されている。

妻田地区の人口・土地利用等は表-9のとおりである。

表-9 厚木市妻田地区の特性

(1) 人口

区分	項目	人口 (人)	世帯 (世帯)	一世帯当り 人員 (人)	面積(ha)			地域区分
					計	可住地	非可住地	
市計		136,652	36,284	3.7	9,286.0	6,813.7	2,472.3	
妻田地区		4,226	1,286	3.3	110.6	87.5	23.1	
Aゾーン		467	126	3.7	51.1	40.9	10.2	市街化調整区域
Bゾーン		3,134	963	3.3	32.2	24.3	7.9	住居、第2種住専
Cゾーン		287	95	3.0	12.6	10.0	2.6	工業地域
Dゾーン		338	98	3.4	14.7	10.9	3.8	住居地域

(2) 土地利用

区分	項目	住宅用地	商業用地	工業用地	都市的 緑政対象 空間地	面積(ha)			
						交用地	公共用地	公共空地	その他の 空地
市計		1,196.1	60.5	348.8	1,517.9	365.9	154.4	357.3	640.3
妻田地区		33.4	0.1	4.8	15.8	7.0	0	1.4	7.4
Aゾーン		4.3	0	2.9	4.5	0.9	0	0	3.6
Bゾーン		15.9	0	1.2	6.4	5.0	0	0.2	1.2
Cゾーン		0.7	0.1	0.6	1.4	0.2	0	0	1.2
Dゾーン		2.5	0	0.1	3.5	0.9	0	1.2	1.4

(単位：ha)

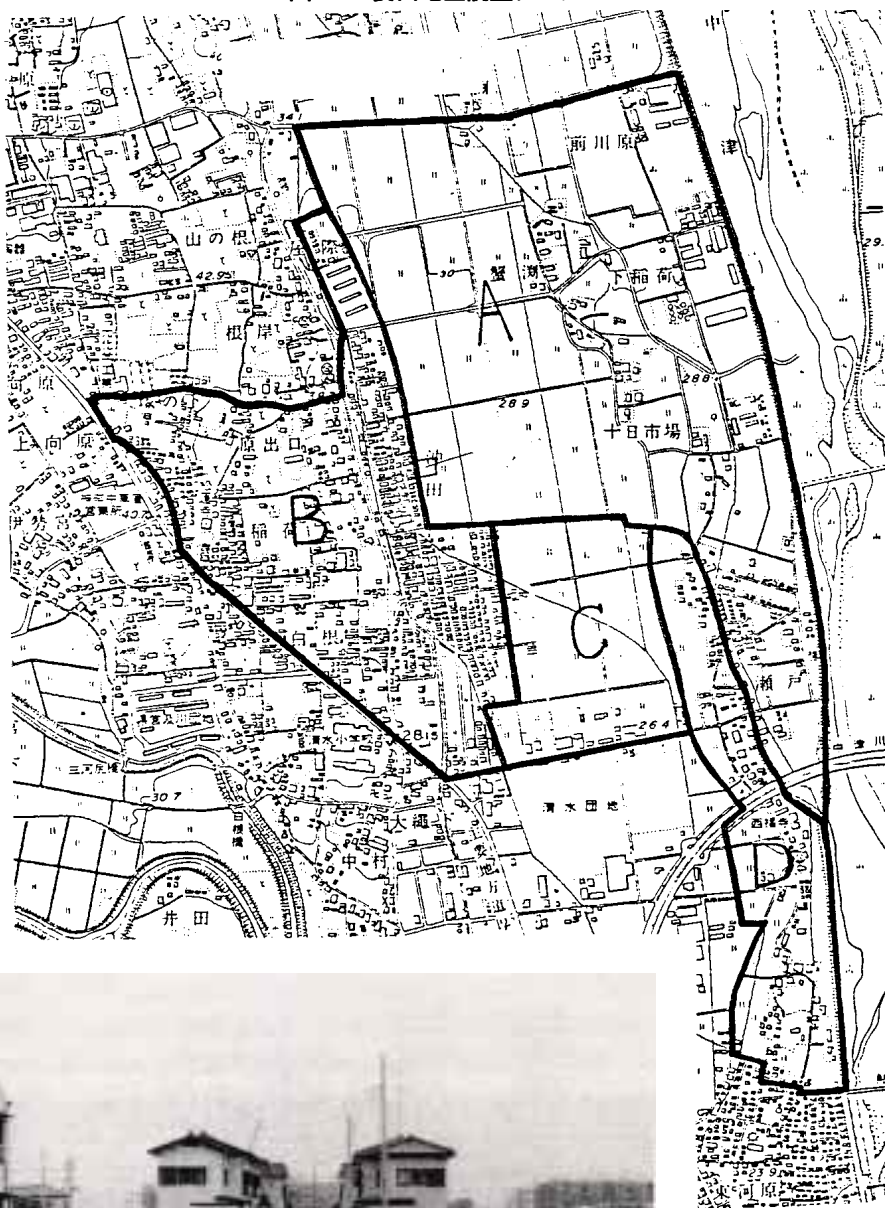
区分	項目	自然的 緑政対象 空間地	面積(ha)				河川敷 (水面)
			田	畑	山林	原野	
市計		6,162.7	1,134.7	1,587.0	2,935.8	0	505.2
妻田地区		66.5	37.7	25.1	2.7	0	1.0
Aゾーン		39.4	20.8	15.6	2.0	0	1.0
Bゾーン		8.7	1.6	6.6	0.5	0	0
Cゾーン		9.8	9.7	0.1	0	0	0
Dゾーン		8.6	5.6	2.8	0.2	0	0

昭和54年『都市計画基礎調査』より作成

図-4中のA地区は市街化調整区域で、面積51.1haのうち田・畑が約70%を占め、農業振興地域の指定を受けているが、中津川沿いの農地は荒蕪地が増えている。またこの地区の居住者は農家を主体としてほとんどが20年以上の永住世帯である。なお、地主の同意により青少年広場が設置され、隣接B地区の田園団地自治会が管理している。

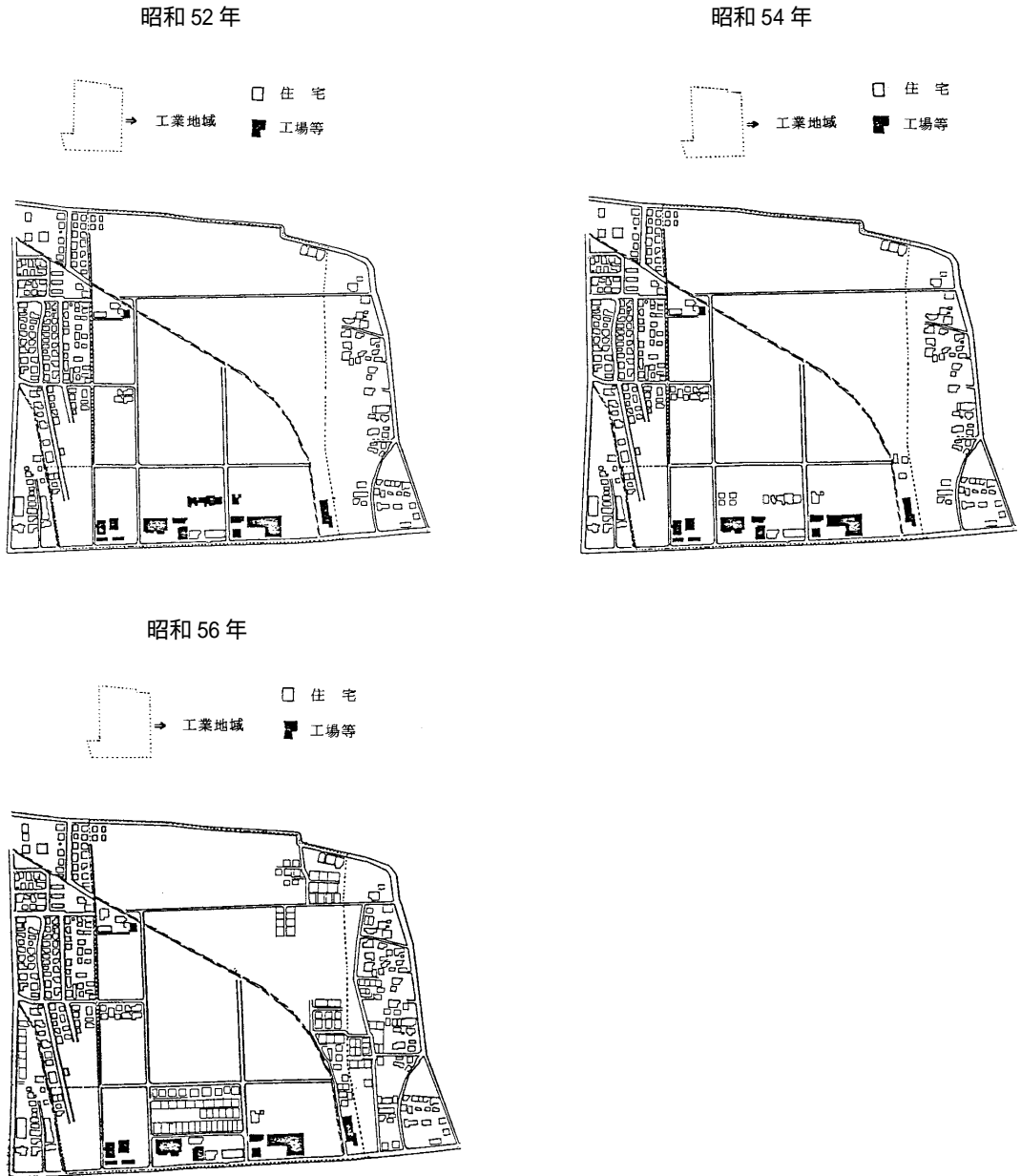
B地区は住居地域および第2種住居専用地域に指定されており、面積32.2haのうち住宅用地が約50%（15.9ha）を占めている。台地上の地域は部分的には畑を残しているが、かなり建て詰っており、細街路が入り組んでいる。低地部分は低層住宅が並んでおり、立地の余地はすでにない。また台地部と低地部

図-4 妻田地区調査ゾーン



都市化の最前線
(厚木市妻田地区)

図 - 5 妻田地区工業地域とその周辺への住宅立地状況の推移



注 各年の明細地図等から作成

の境を流れる用水路沿いの斜面に緑地が残っており、景観上重要な緑となっている。公共用地はまったくなく、0.2haの公園と松蓮寺が持続的なオ・プンスペ・スとして確保されているにすぎない。

C地区は工業地域に指定されているが、すでに地価が高水準になっているため、12.6haの地区面積のうち工業用地はわずかに0.6ha(4.8%)を占めるだけで、今後工場が進出する見込みもない。この地域は元来A地区とあわせて一体的な農用地として整備されていたのであり、耕作放棄地が増加しているとはいえ現在なおかなりの農地(9.7ha、77.0%)が残っている。しかしここ数年のうちにミニ開発が進行しており、このまま推移すると公共用地・公共空地も確保できず、細街路の入り組んだ高密度低層住宅街になることは必定といえる(昭和52年からの住宅立地状況は図-5のとおり)。

D地区は住居地域に指定されており、田・畑や山林が比較的多く残っているが、B地区と同様にミニ開発が進行するであろう。

(2) 緑地保全の問題点と課題

市街化調整区域の土地利用規制はかなり強力であり、またB地区の問題は後に触れる海老名市大谷地区とかなり共通するので、ここではC地区について検討する。

C地区は現況の項でふれたように工業地域に指定されているが、都市計画基礎調査(昭和54年)にみる限り工場の新規立地はなく、住宅が建ち並んでいる。同調査によれば昭和49年から同53年までの住宅(専用住宅)の新築は37戸で、うち17戸が市開発指導要綱の適用を受けている(2件、8戸と9戸)。残りの20戸は要綱が適用されない、いわゆるバラ建ちまたはミニ開発による住宅となっている。

市開発指導要綱によれば開発規模が3,000m²以上の場合公園設置義務を定めているが、前述の開発は、0.11haと0.13haで該当せず、公園は設けられていない。

また宅地内緑化に深く関係する区画面積についてみると、前述の宅地開発では1戸あたり平均112m²で要綱第6条別表1に定める最低基準⁽⁶⁾(この場合130m²)については、道路面積を加えてようやく満たしているに過ぎない。バラ建ちについてはデ・タがないが、要綱で100m²以上と定めており、開発許可による場合と同等かそれ以下の水準と思われる。

したがってC地区のかかえる問題は、第一に、工業地域に指定されているにもかかわらず住宅が建ち並びつつあり、用途地域指定の建前と実態とが乖離していることである。

第二に、市の政策によることであるが、仮りに実態に合わせて、つまり住宅地化を是認して住居系地域に指定変更したとしても、それだけでは狭小な住宅が連坦することは避けられず、公園緑地設置義務の強化や宅地面積確保等の手だてに加えて、計画的開発により先行的に緑地・オ・プンスペ・スを確保する手法が開発されねばならないことである。

なお、B地区内の斜面に残る樹林地についても保全する手法がなく、「市街地に残されたわずかな緑」を守る法制度が必要であろう。

(3) 緑化の現況と課題

区内を走る国道246号線、県道厚木津久井線とともに歩道はあるが、緑化されていない。当路線にはそれぞれバイパス計画があり、将来的には交通量が減ることが予想されるので、歩道の拡幅と植樹は当然検討されてよい。

B地区内の田園団地内細街路は、人々の生活の場(買物、散歩、立ち話、遊び場等)としてとらえ直し人間優先の道路とする。そこで一方通行の導入により車道部分を狭め緑地帯を確保し緑化を行うなどの改善が考えられる。

3. 海老名市大谷地区

(1) 大谷地区の現況

海老名市は県央に位置し、相模川を隔てて厚木市に、また座間市、大和市、綾瀬市、藤沢市、寒川町に接し、小田急線と相模鉄道線を足として東京 40 km圏、横浜 20 km圏に属しており、大都市のベッドタウンとしての性格をもっている。他 2 市と同様人口急増市であり、現在約 8 万人の人口をかかえている。

市域は南北に細長い形状を示し、市の中央部を南北に縦断する通称相模横山九里の土手によって丘陵地帯と水田地帯とに二分されている。丘陵地帯は市のほぼ東側半分を占めており、概ね平坦である。西側半分は相模川まで続く一大穀倉地帯としての水田が開けている。

土地利用状況は表 - 10 のとおりであって、自然的土地利用と都市的土地利用とがほぼ拮抗している。水田は大部分が市街化調整区域にあり、市街化区域内にある水田は約 7% にすぎないが、畑は約 40% が市街化区域内にある。市の東部に広がる丘陵地はかつて樹林地であったが、宅地開発により現在はわずかな斜面緑地が残されているにすぎない。

大谷地区⁽⁷⁾は海老名市のほぼ中央に位置し、面積 40.7ha、丘陵地で起伏に富んでいる。地区の東側は大規模な住宅団地である国分寺台団地に接し、小田急線と相模鉄道線の海老名駅に近い、市全体を見渡しても宅地化の波の激しい地区である。また東南部には東名高速道路とサービスエリアがあり、東名沿いには貸家やアパートが建ち並んでいる。

大谷地区の土地利用現況は、畑が 21.8ha で約 55% を占め、残りは概ね住宅用地と交通用地とで占められている。山林はほとんどなくなっているが、1カ所だけ市条例により市自然環境保全地区に指定されて

表 - 10 大谷地区の土地利用現況 単位 ha

		昭和 49 年		昭和 54 年	
		大谷地区	市	大谷地区	市
自然的 緑政 対象 地	田	-	503.4	-	424.6
	畑	24.5	500.6	21.8	406.1
	山 林	1.2	153.7	0.3	109.4
	荒 蕪 地	-	98.0	-	255.2
	水 面	-	105.6	-	62.2
	小 計	25.7	1,361.3	22.1	1,257.5
宅 地	住 宅 用 地	12.0	566.2	14.5	564.4
	商 業 用 地	-	48.4	-	22.8
	工 業 用 地	-	177.5	0.1	202.7
都市的 緑政 対象 地	交 通 用 地	2.7	216.1	3.2	278.8
	公 共 用 地	0.3	47.3	0.3	114.8
	公 共 空 地	-	47.0	0.1	19.1
	そ の 他 空 地	-	56.2	0.4	59.9
	小 計	3.0	366.6	4.0	472.6
合 計		40.7	2,520.0	40.7	2,520.0

昭 49・54 年『都市計画基礎調査』より作成

いる。畑は不整形のものが多く、細街路が複雑に入り組んでおり、典型的なスプロール地域の観を呈しているが、この地区の畑は植樹園が多く、景観上樹林地に代替する機能をもっている。公共空地は妙元寺のほかに現在構想中の都市計画公園が1カ所あるのみである。用途地域は全域が住居地域に指定されている。

人口の伸びは激しく、表 - 11 によれば昭和 44 年から 10 年間で市全体が約 1.8 倍であるのに対し、大谷地区では約 3 倍になっている。

表 - 11 大谷地区の人口推移

年	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54
市全体人口	41,205 ^人	44,492	48,275	50,974	54,079	57,930	59,783	62,269	65,704	69,489	73,424
地区人口	640 ^人	655	655	840	900	1,110	1,298	1,480	1,616	1,730	1,910
地区人口密度	17.0 ^{人/ha}	17.4	17.4	22.3	23.9	30.6	35.8	40.8	44.5	44.7	52.6

注 人口密度はネットの値

昭 49・54 年『都市計画基礎調査』より作成

(2) 住宅立地の状況

表 - 12 は昭和 44 年からの住宅の新築状況を示したものであるが、この経過を昭和 49 年、54 年、56 年の 3 時点について図示すると、図 - 6 のようになる。

この図をみると、地区の中央部から北部にかけての住宅立地が著しいことがわかるが、同時にかなり開発が進んできているため、今後の傾向として地区の中でも比較的平坦地である南部に住宅立地の波が押し寄せていくものと考えられる。

表 - 12 大谷地区の住宅新築状況

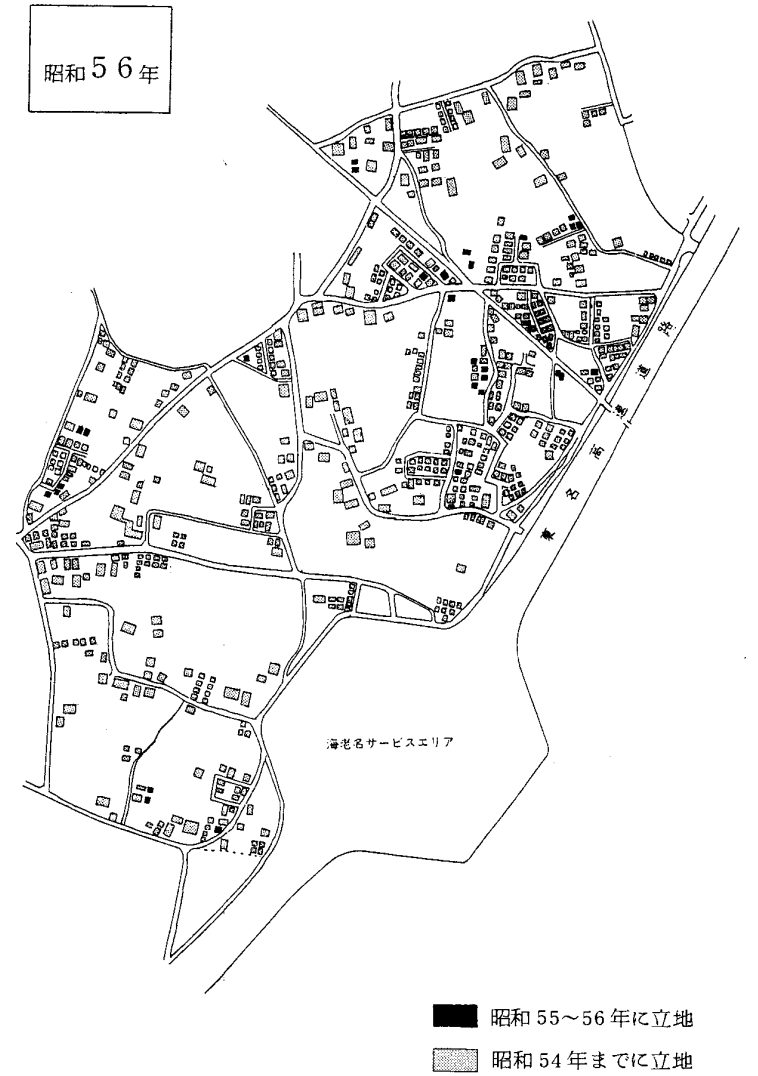
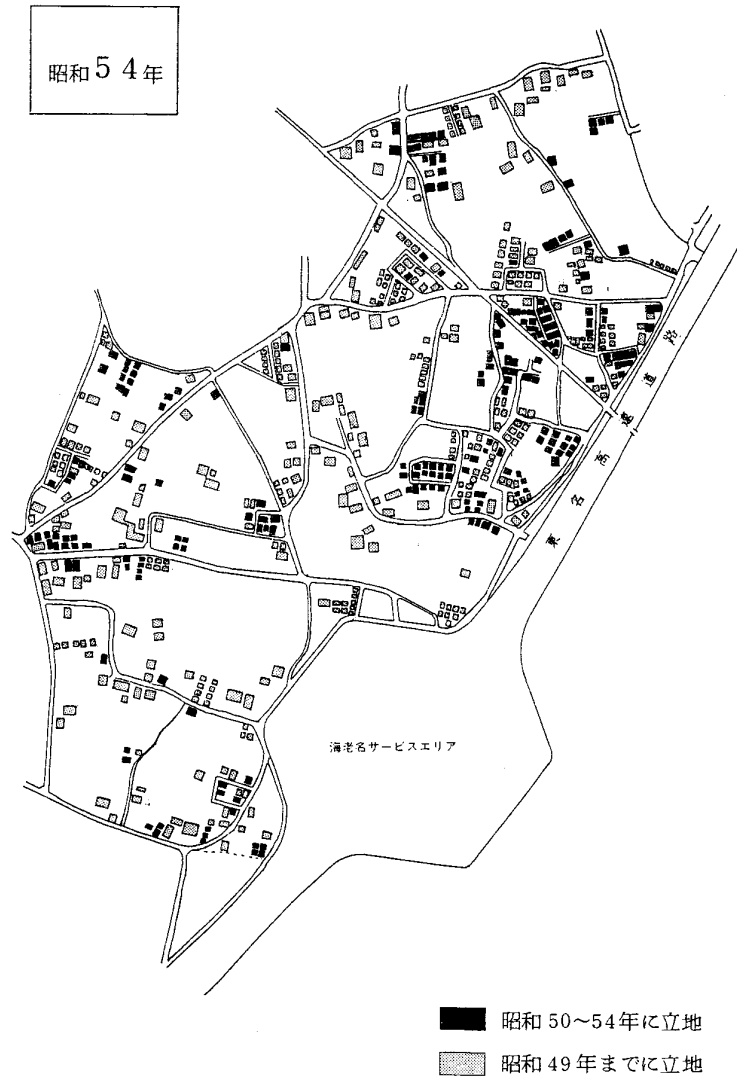
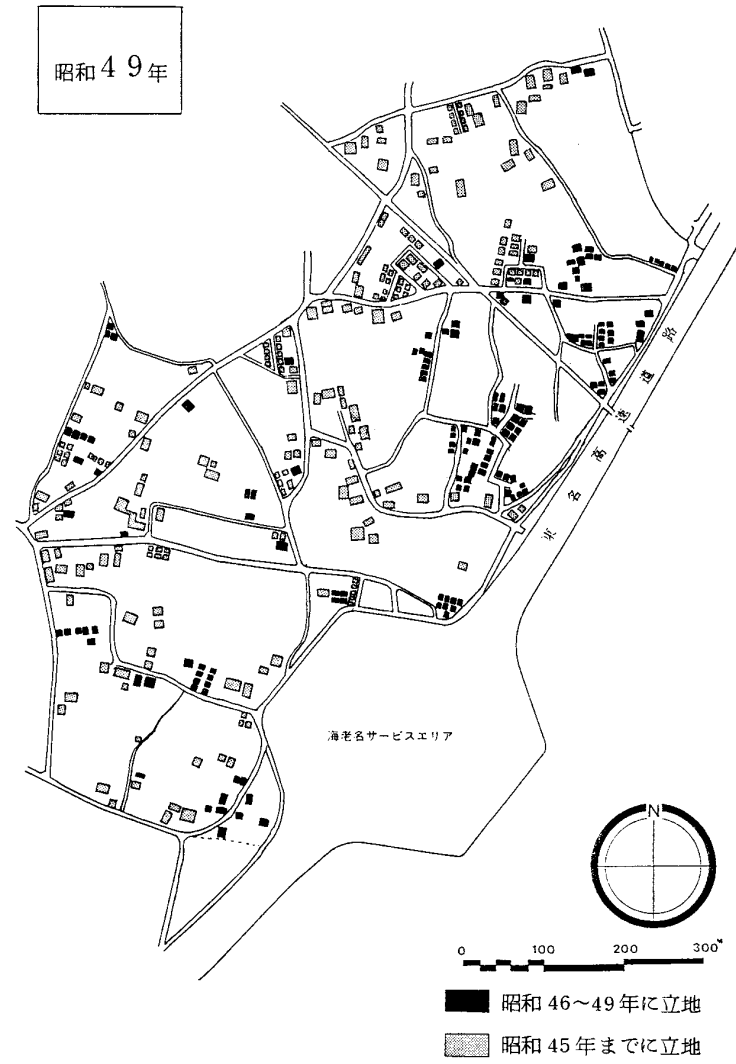
年	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53
市全体	1,363 ^戸	1,344	1,187	933	844	746	912	1,028	1,123	1,310
地区	14 ^戸	27	30	37	56	59	56	43	37	49

昭 49・54 年『都市計画基礎調査』より作成



進行する無計画な市街化
(海老名市大谷地区)

図-6 海老名市大谷地区住宅立地の変遷図



(3) 宅地内緑地の現況

このように小規模宅地開発の進む大谷地区において、宅地一区画についてどのくらいの敷地面積や緑地面積があるか、またそれは大規模開発によるものとどれだけ異なるかをまとめたのが表 - 13 である。これによれば、道路位置指定等による住宅（バラ建ち住宅）と開発許可（500㎡以上）による住宅を比べると、敷地面積や建ぺい率、植樹面積などの点でむしろ開発許可による住宅の方が劣悪であり、現行の開発許可制度の限界をはっきりあらわしている。また大規模開発と前二者による場合とでは、同様に敷地面積や植樹面積に大きな違いが生じており、大規模開発の優位性は明らかである。

表 - 13 宅地内緑地の現況

	道路位置指定等による住宅	開発許可による住宅	貸 家	大規模開発による住宅
敷地面積	146.7 ㎡	124.4 ㎡	100.5 ㎡	163.5 ㎡
建築面積	38.7 ㎡	47.4 ㎡	33.0 ㎡	51.8 ㎡
植樹	3m以上の高木	1.1 本	1.9 本	- 本
	1.5m以上の中木	9.1 本	1.0 本	2.0 本
面積	55.7 ㎡	47.3 ㎡	10.0 ㎡	86.3 ㎡
生がき率	25.0 %	20.0 %	- %	30.0 %
建ぺい率	33.0 %	40.6 %	32.8 %	32.9 %
植樹地率	47.0 %	32.7 %	10.0 %	52.7 %

数字は各欄平均値

- 注1.「大規模開発による住宅」は、隣接の国分寺台団地のものであって大谷地区のものではない
 2. 大谷地区内はチーム員の各戸ヒアリングによる数値
 3. 植樹面積は県みどりの協定緑化基準の算定による

市の開発指導要綱によれば、分譲住宅1戸あたり最低10本の植栽義務があるが、住民がそのことを知らないことが多く、また業者も安価な植栽をするのみで、住宅建設時にはそれすらもとり払われているのが現状である。

(4) 農家の現況と将来意思

現在地区内に農地をもつ農家は38戸あるが、昭和52年7月に県農政部の行った『農家意向調査』によれば、その現況と将来意思は次のとおりである。

38戸の農家のうち、専業経営は7戸（植木4戸、畜産2戸、野菜1戸）であるが、将来の経営方向としては現状維持が多く、経営拡大や縮小の意思はあまりない。総じて安定的な兼業農家への志向が強い。小規模の土地所有者の意向としては、経営縮小や不動産所得への期待が高く、将来は徐々に宅地化が進むものと思われる。

植木、野菜を主体とした経営では、集合農地として集団化しており、保全が比較的しやすい傾向にある。全体的にみると、専業経営として経営を継続する農家数は少ないが、兼業農家が急激に離農することも考えられず、農地は漸減の方向にある。

(5) 緑化の現況と課題

大谷地区の東南部を走る東名高速道路には遮音壁が設置してあるが、高盛土区間のため都市景観に与える影響は大きい。しかし広大な面積にわたる法面には一面に芝が張ってあるのみである。そこでこの法面を斜面緑地として見直し、積極的に植樹することによって都市の中に樹林帯を形成することができるであろう。

また住宅地の中を通過する横須賀水道敷は舗装していない道路として放置されているが、これも緑化の対象となると考えられる。

(6) 総括 大谷地区が提起する問題

以上大谷地区の現況について述べてきたが、ここで大谷地区が提起する問題をまとめると次のようになる。

第一に、法制度上の問題である。さきにもたように、大規模開発の方が道路位置指定等や開発許可による戸建て住宅よりも概して環境がよいことは明らかであるが、大谷地区ではこのような大手デベロッパによる大規模開発が行われる余地はすでにない。そのため宅地開発は比較的小規模となる。その場合、都市計画法上の開発許可対象規模および市開発指導要綱の協議対象面積が 500㎡ 以上となっているためそれ以下の規模の開発行為について規制するすべがなく、スプロールを許容することになっている（この地区で一区画 99㎡ で全 5 区画分譲という宅地開発の例がある） 公園等の設置が義務づけられるのが、3,000㎡ 以上の開発行為に限られ、それも一律 3% にすぎず、事実上設置されないに等しい このような緑地確保がむずかしい状況の中では、宅地内の緑化を強力にすすめる必要があるが、敷地面積と植樹面積とは強い相関関係があることは明らかであり、しかも一定規模の面積があれば強制力をまつまでもなく住民自らが緑化することを考えれば、実現の担保のない植樹義務を課すよりは最小画地規模を定めることの方が効果的である。

第二に、残存農地保全の問題である。大谷地区は市街化区域であるから、都市計画法の理念からすれば本来農地を保全するということとはありえないはずであるが、宅地化圧力が強い中で大規模開発の余地もなく、緑豊かな市街地とするための法規制も整備されていない状況では、残存農地を宅地予備地としてではなく農業生産緑地として保全することがスプロール地域における緑地確保の大きな課題となる。したがって農家に対して脱農か農業継続かの二者択一を迫る前に地域住民全体が農業生産にコミットし支える仕組みが考えられなければならない。市民農園や委託経営などの農業生産継続策が工夫されてしかるべきであろう。

第三に、交通用地の緑化である。先に指摘したように、高速道路用地の法面はかなり広大なスペースをもちながら、緑化対象空間としては等閑視されてきている。都市化は一般に交通用地の増大を伴うものであるから、交通用地の緑化は都市緑化の大きなポイントとなる。「道路は車をスムーズに流すもの」といった機能のみを重視する考え方から脱却し、地域の空間を構成する要素として見直す必要がある。

- 1章 註(1) 同プランでは、西暦2,000年の緑地確保目標水準を、市街化区域及びその周辺に計画する緑地は、原則として市街化区域面積に対し概ね30%以上 都市公園等施設として整備する目標は住民1人あたり20㎡としている。
- (2) 数値のうえでは、県北地域が面積減少率、1人当り面積減少率ともに最も高いが、人口急増もさることながら、そもそも区域面積と人口が他地域と比べてはるかに小さいことから、例外とすべきと考える。ちなみに、県北地域には既成市街地がなく、津久井町、相模湖町、藤野町は未線引のため用途指定区域を市街化区域、それ以外を市街化調整区域と読み替えている。また川崎市地域の場合は、横浜市地域と同様として大規模な都市施設建設がないにもかかわらず都市的緑政対象空間地が70%強増えているなど、49年と54年の両市分のデータのとり方にくいちがいがあるので、これも除外すべきと思われる。
- (3) 小宮久雄「県央連環都市圏の形成と可能性」『季刊自治体学研究』第8号、昭和56年3月
- (4) 今回対象としたのは、大野台4丁目の一部、同5丁目の一部、同6~8丁目、西大沼2~4丁目、同5丁目の一部、計約205haである。
- (5) 今回対象としたのは、厚木市妻田のうち稲荷、白根、根下、反田上、三田のうち原出口、塚ノ下、曾根、根岸下、屋際、沖田、仲町、姥木、十日市場、十日市場向、下稲荷、蟹淵、五貫田、下前河原等の地区の全部または一部で計110.6haである。
- (6) 同要綱第6条に「住宅を目的とした開発事業を行おうとする事業主は、一宅地面積等について別表第1のとおり確保しなければならない」としている。

別表第1(第6条関係)

(1) 独立住宅の一戸当たり平均宅地面積最低基準

開発規模(ha)	面積(m ²)				
	0.1未満	0.1以上 0.3未満	0.3以上 1.0未満	1.0以上 10.0未満	10.0以上
第1種住居専用地域	140	150	160	180	200
第2種住居専用地域 住居地域 準工業地域	120	130	140	150	170
工業地域	130	140	150	160	180
近隣商業地域 商業	110	120	130	140	150

ただし、一戸当たり最低面積は100㎡とする。また用途地域が上記区分の2以上にかゝる場合は、面積按分により算定する。なお、専用通路があるときは、20平方メートルまでについては、宅地として取り扱うことができる。

(2) 連続住宅の一戸当たり宅地面積最低基準

- (イ) 長屋形式の場合
上記基準の70%
- (ロ) 店舗併用長屋式の場合
上記基準の60%

- (7) 今回対象としたのは、海老名市大谷のうち、下浜田、吉久保、真鯨、向原の全部または一部で計約41haである。

2章 緑政制度の運用と論点

- 土地利用にまちがいがある -

- 1節 現行制度運用の実態
 - 1 県央3市における土地利用規制
 - 2 広すぎる市街化区域
 - 3 不十分な用途地域制度の活用
 - 4 活用されない都市緑地関連制度
- 2節 現行制度の欠陥と論点
 - 1 市街化抑制 = 開発規制の問題点
 - 2 計画的開発 = 開発誘導の問題点
- 3節 緑政の新しい流れ
 - 1 中央主導から自治体主導へ
 - 2 現状克服の視点

これらの研究機関の立地については、市街化区域において行われることを本旨とするが、市街化区域に立地することが困難又は著しく不適當な事由ある場合には、広く県民にもたらす経済的、社会的波及効果を勘案し、市街化調整区域の立地も個別審査のうえで認める必要がある。

『研究機関建設計画に関する指導基準』（昭56.1.12決定）より

1 節 現行制度運用の実態

1 県央 3 市における土地利用規制

第 1 章で述べているような特徴をもった都市化の波に対して、県央 3 市でどのような土地利用規制の制度を用いているか、はじめにその実態を概観してみよう。なお、以下では、現行の土地利用規制制度を、緑政の観点から、緑政制度ととらえ直して論述を進めることとする。

まず市街化抑制＝開発規制を主とするものがある。表 - 14 にみるように、都市計画法の市街化調整区域を主要な手段としながら、とくに相模原市では、都市緑地の保全を目的とした首都圏近郊緑地保全法の近郊緑地保全区域と同特別保全地区（＝都市緑地保全法の緑地保全地区）を設けており、いずれも調整区域と重複指定となっていることはすでに述べた。また、都市の風致の保全を目的として、都市計画法の規定により定められる風致地区条例の風致地区の指定は、3 市では行われていない。次に、計画的市街化＝開発誘導を主とするものがある。表 - 15 のように、市街化区域における開発許可制度と、8 種類の用途地域に対応する建築基準法の建築確認制度によって、これを担保しようとしている。

しかし、これらの諸制度の下でスプロール的な市街地化が進行しているということ自体が、制度とその運用に大きな問題をはらんでいることを示唆しているといえよう⁽¹⁾。

表 - 14 県央 3 市における市街化抑制に係る行為規制

	市域面積 = 都計区域面積		市街化調整区域		近郊緑地保全区域		左のうち、緑地区		風致地区	
	面積 (km ²)	割合 (%)	面積 (km ²)	割合 (%)	面積 (km ²)	割合 (%)	面積 (km ²)	割合 (%)	面積 (km ²)	割合 (%)
相模原市	90.77	100	26.98	29.72	6.44	7.95	0.73	0.80	0	0
厚木市	92.86	100	62.82	67.65	0	0	0	0	0	0
海老名市	25.20	100	11.53	45.75	0	0	0	0	0	0

2 広すぎる市街化区域

緑豊かな人間居住環境を創造するという緑政の観点からみたととき、現行の土地利用規制制度の中で最も重要なものは、市街化区域と市街化調整区域を区分する制度の役割であろう。都市計画法第 7 条は、市街化区域を「すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」、市街化調整区域を「市街化を抑制すべき区域」と性格づけ、この区域の区分を効果的に活用することによって「無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図る」としていることから、この制度を法の根幹に据えていることがわかる。このように性格づけられた市街化区域が計画的に市街化されるためには、何よりもその前提として、市街化に伴う都市施設の整備が行われる必要があり、これには整備のための投資計画、特に公共投資計画が連動していなければならない。事実、都市計画法大改正（1968 年）の前提となったとされる宅地審議会第六次答申（1967 年 3 月）では、区域の区分をより厳密に既成市街地、市街化地域、市街化調整地域、保存地域に分け、市街化地域内の開発、建築行為を計画的開発にのみ許容するほか、市街化地域の規模は、効率的な公共投資計画に連動する範囲で定めるよう答申していた。⁽²⁾しかし実際の区域区分にあたっては、建設省通達においても、都道府県の運用においても、この基本的な点があいまいにされ、さまざまな圧力によって市街化区域の過大な設定が避けられなくなった経過が、各方面から指摘されている。⁽³⁾⁽⁴⁾

県央 3 市についてこの問題を見ると、市街化区域の過大な設定の実態が浮彫りにされてくる。すなわち、第一に、昭和 50 年に至ってもなお、市街化区域の面積に占める人口集中地区＝D I D 地区（人口密度が 1km² 当り約

4,000人以上の国勢調査調査区が互いに隣接して人口5,000人以上を有している地域の割合が低いことである。相模原市が77.8%の他、厚木市で28.6%、海老名市で42.4%に過ぎない。第二に、表-4のように、人口集中地区内の人口密度が、急激な人口増加にもかかわらず、横ばいもしくは低下を示していることである。この二点は、市街化区域内でスプロール化が進行していることを端的に物語っており、区域区分の運用に大きな問題があることを示しているといえよう。

表 - 15 県央 3 市における計画的市街化に係る行為規制

	市街化区域		用途地域（左のうち各用途地域の割合）								単位 %
	面積（km ² ）	割合（%）	一 種 住 専	二 種 住 専	住 居	近 隣 商 業	商 業	準 工 業	工 業	工 専	
相模原市	63.79	70.27	27.2	19.4	29.4	3.9	2.6	5.8	5.3	6.4	
厚木市	30.04	32.35	12.2	16.5	33.7	2.2	2.0	16.7	11.1	4.8	
海老名市	13.67	54.25	12.4	11.2	49.8	1.5	0.3	11.8	10.5	2.5	

3 不十分な用途地域制度の活用

次に重要な制度として用途地域制とこれに関連する諸制度がある。都市計画法第8条の規定により、8種類の用途地域（表-15）と2種類の用途地区（高度地区、高度利用地区）に係わる建築規制の内容は、建築基準法の規定にもとづいて都市計画決定により定めることになっているが、緑政の観点からみたととき重要なものは、宅地を緑化するためのベースとなる宅地内の空地の確保に関する諸規定である。その中で特に重要なものとして、第一に建ぺい率（建築物の建築面積の敷地面積に対する割合。建基法第53条）がある。住居系の用途地域の中で第一種住居専用地域、第二種住居専用地域（非住居系では工業専用地域）では、他の用途地域の建ぺい率が60%または80%であるのに対して、30%から60%の範囲で建ぺい率を定めることができるので（法53条1項1号）、低い建ぺい率（例えば40%）の採用と、二つの用途地域の広域指定を併用することによって、これが良好な居住環境を創り出すための制度的基盤になりうることである。

第二に、第一種住居専用地域では、敷地の境界から建築物の外壁までの距離（外壁後退距離）を1.5mまたは1mを限度として定めることができることである（法54条）。この制度と建ぺい率規制を組み合わせれば、宅地の面積が一定以上に確保され宅地のミニ化をある程度抑制する効果をもつであろう。

第三に、以上二つの用途地域以外の用途地域では、高度利用地区（用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る地区）を活用しこれを重複指定することによって、当該用途地域に適用される建ぺい率とは別に、低い建ぺい率の指定をしたり、建物の壁面の位置の制限が可能なことである（法59条、横浜市が積極的に活用）。これはとくに既成市街地の居住環境の向上にとって重要な制度であろう。

さて、以上三点の活用手法に関して県央3市についてみると、問題は極めて多い。すなわち、特に第二種住居専用地域では建ぺい率が一律60%というように、低い建ぺい率の効果的活用がないこと、表-15のように、相模原市を除いて第一種住居専用地域の占める割合が低く、規制の極めて弱い住居地域の指定が大きいこと、外壁後退距離の指定や高度利用地区の指定などの制度の活用が全くされていないこと、など良好な居住環境の形成を意識した制度の活用とはいえない状況にある。その結果、個々の宅地の細分化と宅地内の空地の減少が進行し、緑豊かな人間居住環境を形成するうえでの基礎的な土台そのものが脅かされているのである。

4 活用されない都市緑地関連制度

緑政と直接に関係している制度として重要なものに、首都圏近郊緑地保全法の近郊緑地保全区域と同特別保全地区、都市緑地保全法の緑地保全地区、そして都市計画法とこれに基づく風致地区条例の風致地区がある。このうち首都圏近郊緑地保全法による区域、地区の指定は、国が首都圏整備法の首都圏近郊整備地域の近郊緑地の中から行うものであり、地方自治体が直接に関与するものではない。しかしその他の地区の指定は、県の都市計画の決定に係るものである。

まず都市緑地保全法の緑地保全地区は、無秩序な市街化の防止、伝承・風俗習慣の保護、風致・景観の保全などを目的として都市計画区域の樹林地などの良好な自然的環境を指定するものとし（都市緑地保全法第3条）地区内の建築、樹木の伐採などについて厳しい行為制限を定めている（法5条）次に風致地区（都市計画法第9条第15号）は、風致の概念を定めた「都市計画調査資料及計画標準二関スル件」（昭和8年7月20日）の風致地区決定基準によれば、風景地、公開憩楽地、樹木の富める地、望眺地などから指定するというように、指定要件が極めて広い。事実、本県の風致地区をみると、鎌倉市のように古都保存など特殊性の強い都市風致の保全を目的とした風致地区のほか、都市周辺の単なる山林を風致地区としているものが多い。そして風致地区では、建築、樹木の伐採などについて、用途地域規制よりやや強い行為制限を定めることにより（県条例。政令指定都市については市条例で定める）都市風致の保全をはかるとしている。

さて、これらの都市緑地関連制度の活用について県央3市についてみると、表-16のように都市計画区域にはかなりの量の山林が存在している。しかし、現在地区指定されているものは、相模原市で市街化区域に隣接する市街

表 - 16 県央3市の土地利用状況

	区域 面積 (km ²)	自然的土地利用				都市的土地利用				
		計	水田	畑	山林	計	宅地	公共・ 交通用地	空地	
相模原市	市街化 区域	63.79	21.44	0.43	15.81	4.58	72.88	54.37	15.93	2.56
	調整 区域	26.98	70.29	3.68	43.77	11.54	23.30	6.56	7.84	8.90
厚木市	市街化 区域	30.04	38.32	7.21	18.63	11.29	61.67	40.95	11.63	9.1
	調整 区域	62.82	79.78	13.79	15.73	41.33	20.22	5.98	2.72	6.73
海老名市	市街化 区域	13.67	29.06	2.31	13.45	4.89	70.94	71.04	22.71	6.25
	調整 区域	11.53	74.60	34.08	19.27	3.69	25.40	8.77	15.04	1.60

化調整区域の一部が、国の指定による近郊緑地保全区域と同特別保全地区に指定されているほか、この特別保全地区が都市緑地保全法の緑地保全地区として読み替えられているにすぎない。この結果、相模原市を除いて、緑豊かな人間居住環境を形成するうえでの骨格となる面的な緑地・オープンスペースが市街地の内部とその周辺に確保されないままに市街化が進行しているのである。

2 節 現行制度の欠陥と論点

1 市街化抑制 = 開発規制の問題点

前述したように、現行の諸制度を効果的に運用し活用することが極めて重要ではあるが、それにもかかわらず、現行の諸制度自体の欠陥がこのことを阻む大きな要因となっていることは否定しがたい。

ここでは、前節より検討の範囲をやや広げ、表-17のような緑地保全に係る関連諸制度⁵⁾の中から主要なものをと

りあげて、その特徴的な問題点を抽出する。

まず、市街化抑制＝開発規制について検討する。

- (1) 森林法の保安林制度、自然環境保全法と同条例の自然環境保全区域の制度は、それぞれ「森林の保続培養と森林生産力の増進」(森林法第 1 条)に付随する森林の保全、貴重な「自然環境の適正な保全」(自然環境保全法第 1 条、第 14 条、第 22 条)であり、市街地の内部やその周辺の緑地(都市緑地)の保全是、直接の目的としていない。
- (2) 生産緑地法の生産緑地地区(第一種と第二種がある)は、市街化区域内農地の保全を目的としているというより、むしろ公有地拡大法的な性格が強く、しかも農地の周辺樹林地には免税措置がないため、都市の農林地を一体的永続的に保全する効果が乏しい。さらに、農地の宅地並み課税が事実上実施されていない現時点では、土地所有者にとって指定のメリットは全くない。
- (3) 都市緑地保全法の緑地保全地区は、開発利益を期待する土地所有者(特に法人)の同意を得られぬために指定の拡大が進捗せず、また周辺の農地は指定対象外であるため、都市の農林地の一体的保全の必要という点で欠陥がある。私たち研究チームの調査対象地区の一つである相模原市大野台地区は、首都圏近郊緑地保全法と都市緑地保全法の区域、地区の指定を受けている地区であるが、この地区に即してより具体的にみてみよう。この地区に保全区域と保全地区の指定がなされたのは、それぞれ昭和 46 年 4 月、同 48 年 9 月であり、昭和 45 年の線引きにより市街化調整区域に編入された区域の一部が重複指定されたものである。この指定の問題点は、指定される時点の対象林地は、農業用の堆肥をとる林地として粗放的に活用され、かつ開発圧力から比較的無縁な土地であったことが指定に幸いしたが、現時点では周辺まで市街化が進み地価が高騰していることから、「お上に召しあげられた」という土地所有農民の発言も聞かれ、指定解除の願望はかなり強いことがうかがえることである。他の市街地周辺の林地の多くが開発を目的とした法人の所有地(この保全地区内では K 不動産所有の土地を県が 24 億円で買収している)であることを考えると、保全区域と保全地区の指定の継続、いわんや他地域への指定の拡大は極めて困難であると思われる。保全地区における厳しい行為規制にもかかわらず、山林評価額が低い(当該地区平均 44 円/㎡)こともあって、1/2 の減免措置も土地所有者のメリットが余りに少なく、また県の自然保護奨励金も一律 1ha 当り 1 万円交付という微々たるものであることである。特に重要なことは住民参加の問題である。地区の指定にあたっては、土地所有者の協力とともにこれを近隣住民の積極的な関心と関与のもとにおいてこそ、本来のその意義をまっとうすることができる。しかし一般の都市計画決定手続(都市計画法第 2 節)に適用するだけで、地区の指定から事実上住民を排除し、かつ住民の保全への多面的な参加や、保全をふまえた住民による活用が制度的に阻まれていることである。こうして、この制度が、わが国で初めて都市緑地の保全を目的にしたにもかかわらず、総じて住民を遠ざけ、住民と無縁な、ただ指定されているだけの、官僚的で恩恵的な制度に墮している。⁽⁶⁾

表 - 17 みどりの創造と保全に関する法令等の概要

1 都市計画関連法

	適用範囲		主 体			保全及び整備の目的										規制方式		規 制 行 為										通 損		土 地		財 政			
	都市計画区域		都市計画 区域外	指 定 の 主 体	規 制 の 主 体	県 所 管 部 局	公 園 緑 地 等	樹 林 地	水 辺 地 ・ 水 面	海 岸	農 地 等	風 致	文 化 財	鳥 獣	公 害 災 害	そ の 他	届 出 制	許 可 制	建 築 物 ・ 本 物	の 新 設 建 築 等	土 地 の 形 態 の 変 更	木 竹 の 伐 採 等	水 面 の 埋 没 ・ 支 障	は 土 垢	採 取 等	採 取 等	家 畜 等 の 放 牧	そ の 他	有	無	有	無	有	無	
	市街化 区 域	市街化 調 整 区 域																																	規 制 の 主 体
都市計画法																																			
公園緑地その他公共空地				知 事 市町村長	土 木 部																														
風致地区				知 事 (政令市長) 知事(政令 市長ほか)	土 木 部 建 築 部																														
開発許可制度																																			
都市緑地保全法																																			
緑地保全地区				知 事	知 事 (政令市長)	土 木 部																													
緑化協定区域				市町村長 認 可																															
近郊隠蔽地保全法																																			
近郊隠蔽地保全区域				内 閣 総 理 大 臣	知 事 (政令市長)	土 木 部																													
同特別保全地区				知 事	知 事 (政令市長)																														
生産緑地法																																			
第1種生産緑地地区				市町村長	市町村長	土 木 部																													
第2種生産緑地地区				市町村長	市町村長																														
古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法																																			
歴史的風土保存区域				内 閣 総 理 大 臣	知 事	土 木 部																													
同特別保存地区				知 事	知 事																														
都市公園法				知 事 市町村長	土 木 部																														
都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律				市町村長	市町村長	土 木 部																													

(4) 都市計画法の市街化調整区域は、市街化区域周辺の緑地保全に相対的に高い効果を発揮した（特に農振農用地に重複指定された地域）が、前述のように区域区分の基準があいまいにされたことが問題となる。

このうち市街化調整区域については、当時の編入基準が「20ha以上の規模の一団の農用地」（昭和44年9月10日付建設省都市局長通達。なお昭和55年9月16日付建設省都市局長通達により「5ha以上」に運用を緩和）であったことも一因してかなりの農地が調整区域から漏れたこと、また林地の位置づけが不明確であったため、その時点で近郊緑地保全区域や歴史的風土保全区域に指定ないしは指定が予定されていた林地以外のかかなりの部分が調整区域からはずれたこと、など緑政から見て調整区域の役割が十分に発揮されていないこと。調整区域内においても、都市計画法の許可制度の欠陥から分家等を理由とする建築行為の多発や現況山林有姿分譲の発生などによる蚕食が徐々に強まっていること⁽⁷⁾などの問題点をかかえている。

2 計画的開発 = 開発誘導の問題点

都市化、市街地化の強い圧力のもとでは、市街化抑制による緑地の保全とともに、計画的な市街化の中で一定の緑地を保全し、かつ緑化のスペースを確保することが決定的に重要である。この点に関連して都市計画法の開発許可制度と建築基準法の建築確認制度（特に都市計画区域、用途地域内における集団規定による建築規制）が存在する。これも同様に制度の効果的な運用が必要であるが、制度自体の欠陥も否定しがたい。

第一に、開発対象外の開発行為が多いことである。まず、開発行為の概念を「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更」（都市計画法第4条）と限定し、これらのいずれかを伴わない開発行為または単なる建築行為は、市街化区域内では許可対象行為にはならないことである。次に、市街化区域内の開発許可対象規模を1,000㎡以上とし（都計法施行令第19条。ただし知事は県規則で300㎡までの別定め可。県央地区は500㎡以上。未線引き区域は3,000㎡以上許可要）それ未満は対象にならないことである。このため許可対象外の開発行為や建築行為によりスプロールが進行する結果になっている。

第二に、許可対象開発行為であっても、これによって形成される居住環境の水準は、決して良好とはいえないことである。本研究チームの調査対象地区の一つである海老名市大谷地区に即して具体的にみると、昭和48年から55年までの間の開発許可による開発行為と建築基準法の道路位置指定等によるものを比較すると、敷地面積では、開発が124.4㎡、位置指定が146.7㎡、建ぺい率では、開発が40.6%、位置指定等が33.3%、と一般に開発のがれで問題が多いとされる道路位置指定等よりもむしろ開発許可のほうがその居住環境の水準が低いという結果が出たのである。

第三に、許可対象開発行為において問題なのは、許可基準における緑地の保全とオープンスペース確保の仕組みが弱すぎることである。まず、3,000㎡以上の開発行為でない公園等の位置が義務づけられず、それも一律3%以上の割合に過ぎない（都計法施行令第25条、同施行規則第21条）。次に、樹木の保存と表土の保全が必要となるのは1ha以上の開発行為のみであり（都計法施行令第23条の3。ただし知事は県規則で3,000㎡までの別定め可。本県は施行令どおり）、保全の対象となるのも高さ10㎡以上の樹木と高さ5m、面積300㎡以上の樹木の集団を対象にしているだけである⁽⁸⁾（都計法施行令第28条の2、同施行規則第23条の2）。大部分の開発行為は1ha未満であり、樹木と表土は結果的にほとんど保全されないのである。

第四に、用途地域内の建築行為における宅地内のオープンスペースの確保が制度的に極めて不十分なことである。建築基準法が直接に規制の対象としているのは、主に個々の建築物等の衛生、安全などの確保にあるが、都市計画区域内では、これに集団規定による規制が加味される。特に用途地域内では用途制限、建築物の面積、高さおよび敷地内の空地制限等が重要であろう。ところが宅地内のオープンスペースを確保するための建ぺい率規制は、第一種住居

専用地域でさえも60%までの建ぺい率を採用できるように極めて弱いこと（一種住専、二種住専、工専は30～60%。住居、準工、工業は60%。近隣商業、商業は80%）さらに昭和45年の建築基準法改正前は、住居系と工業系の旧用途地域内（住居、準工、工業）では30㎡の空地の確保が義務づけられていたが、これが削除されたことによりミニ開発に対する最小限の歯止めを欠落させていること⁽⁹⁾が欠陥として指摘できる。

以上のような運用の実態からみた論点をみても、またその運用以前の制度それ自体における欠陥と論点をみても明らかのように、それらの徹底した追究をつづけ、その改善や改革ないしは県や市によってその欠陥克服の制度の創設が構想されなければならないであろう。

3 節 緑政の新しい流れ

1 中央主導から自治体主導へ

これまで述べた国主導の現行緑政の行詰りにともないさまざまな独自の取り組みが地方自治体で試みられている。

第一に、都道府県レベルでは、「身近な緑」、都市緑地の保全として、「ふるさと埼玉の緑を守る条例」の「ふるさとの緑の景観地」と「ふるさとの森及びふるさとの並木道」（埼玉県、昭和54年）、「北海道自然環境等保全条例」の「環境緑地保護地区」（北海道、昭和48年）、「東京における自然の保護と回復に関する条例」の「緑地保全地域」（東京都、昭和47年）、「都市田園緑地構想」（埼玉県、昭和55年）一定以上の開発行為における緑地保全・緑化協定として、「みどりの協定実施要綱」（神奈川県、昭和51年）前掲の埼玉県条例、一定以上の特定の開発及び建築行為における緑地、オープンスペースの確保として、「工業地域における共同住宅の建築に関する指導基準」（神奈川県、昭和54年）、「中高層住宅に関する指導基準」（神奈川県、昭和56年）ミニ開発による密集市街地の形成を抑制するための最小画地として、「茨城県筑波研究学園都市における建築物の敷地の制限に関する条例」（茨城県、昭和56年）などが挙げられる。⁽¹⁰⁾

特に埼玉県では、住宅都市行政の一環として緑地、オープンスペース行政を積極的に位置づけ、その立脚点を自治体固有の機能としての「環境整序権」に求めようとしている意義は重要である。

第二に市町村レベルでは、緑化推進 緑化条例、生垣条例等、市街化区域内農地の保全と利用 農業緑地制度（条例、要綱）市民農園制度、市街化区域内林地の保全と利用 保全樹木及び樹林（条例）市民の森、一定以上の開発行為における公園、緑地等の確保 宅地開発指導要綱などが挙げられる。

特に横浜市及び神戸市では、これらの施策を体系的に条例・要綱化して都市行政と農政の中間領域としての緑政と位置づけ実践している点において重要である。⁽¹¹⁾

第三に、国レベルでは、こうした動きの中で、建設省が、都市計画中央審議会答申にもとづき「緑のマスタープラン」を策定する作業を地方自治体におろし、現在その作業が進行中である。しかし先進自治体では、この作業が緑政行政の総合的展開にとって重要であるとしつつも、この「プラン」の実現を担保するものが現行の緑政制度のみという状況では、実現の可能性は極めて薄いとみている。また、この作業の過程及び結果が、現在のところ庁内においても、住民に対しても非公開であることは大いに問題にされるべきであろう。⁽¹²⁾

2 現状克服の視点

以上にみたように、地方自治体による先行的取り組みから導き出される現状克服の視点は何か。

第一に、現代的都市スラムから脱却して緑豊かな人間居住環境を形成するためには、都市政策全体の变革、とりわけ現行の地方行財政制度を、参加・分権・自治の観点から根本的に転換しなければならないことを厳格に認識する必要がある。⁽¹³⁾ 第二に、それにもかかわらず、今日、地方自治体で取り組まれている施策を積極的に吸収・総合化し、本県としての緑政改革を真摯かつ独自に追求するという主体的態度が求められてくる。そこで第三に、およそ都市が、現在および未来において人間居住環境たり得るか否かは、都市の骨格たる緑地、オープンスペースの量と質にかかっており、それを保障する第一義的責務は地方自治体にあり、その根源的な力を住民に求めるという基本的立場を明示しなければならない。

2章 註 (1) 白井法『居住環境を守るための『緑』の政策』『住宅政策研究 2 自治体の住宅・都市政策 - 埼玉県の試み -』1981年3月 ドメス出版

この論文では、現行制度の欠陥について、制度がタテ割でバラバラである「身近な緑」を守ることが二次的のテーマになっている。制度の適用が全国画一的で都市地域の実情に合わないものが多い。制度を担保する戦略手段に欠けていると整理している。

- (2) 宅地審議会第六次答申『都市地域における土地利用の合理化を図るための対策に関する答申』1967年3月
- (3) 神奈川県土木部計画課『市街化区域、市街化調整区域設定のあゆみ』1970年3月
- (4) 石田頼房『都市計画の決定過程における住民参加』『政策決定と公共性』1973年5月 勁草書房
- (5) 埼玉県緑の問題検討プロジェクトチーム『緑の総合対策に関する報告書 - ふるさとの緑を守るために -』1979年3月、を参照されたい。
- (6) 石田頼房『都市計画行政における公聴会等』『都市問題』1977年10月号等を参照されたい。
- (7) 農地についてみると、県農地計画課『神奈川県における農地事情』昭和56年3月によれば、昭和54年における県内市街化調整区域内の農地転用は2,285件、196.0haあり、砂利採取や住宅用地を目的としたものが多い。転用許可の不要な学校建設（大学等は除く）や道路建設も含めれば調整区域内の転用はさらにふえる。
- (8) 神奈川県建築部開発指導課『宅地開発における樹木の保存と表土の保全（手法書）』1981年3月
- (9) 神奈川県建築部建築課『ミニ開発実態調査』資料（昭和56年度調査継続中）
- (10) 前掲『住宅政策研究 2 自治体の住宅・都市政策 - 埼玉県の試み -』、埼玉県『緑の総合対策に関する報告書』、畑和『環境整序権の提起』昭和55年9月、埼玉県『新交通システム関連地域環境整序計画大綱』昭和55年2月、原田尚彦・荒秀編著『条例研究叢書 3 公害防止条例・自然環境保全条例』昭和53年7月、学陽書房などを参照されたい。
- (11) 田村明編著『横浜 = 都市計画の実践的手法』昭和53年11月、鹿島出版会、田村明『宅地開発と指導要綱』昭和56年5月、篠塚昭次編『条例研究叢書 5 建築・都市開発条例・公営住宅条例』昭和54年4月、学陽書房などを参照されたい。
- (12) 都計審答申第8号『都市において緑とオープンスペースを確保する方策としての緑のマスタープランのあり方についての答申』昭和51年7月、建設省都市局都市計画課監修『緑のマスタープラン作成の手引』昭和52年7月 日本公園緑地協会
- (13) 前掲畑和『環境整序権の提起』では次のように述べている。「私は自然環境、社会環境（生活・生産）をトータルして整序・無秩序な変化に対して変化秩序づけること - をしながら、まちづくり、むらづくりをしていく権能は本来的に地方自治体にあるべきであると思っています。……地方自治体で環境を整序する戦術を積極的に行い、この積み重ねによって環境整序権という戦略目標を実現することが大事であろうと考えます。」

3章 緑政改革の模索と提案

- 喪失を防ぐてだてをつくろう -

1節 緑政改革の視点

1 縦割り行政の克服

(1) 道路緑化における行政の矛盾

(2) 「みどりの協定」の問題点

2 地方自治体を主体に

3 住民参加を基本に

4 緑政改革のテコとしての条例

2節 条例の課題と実現へのプロセス

1 条例の課題 - 三大改革指針

2 地方自治体の役割

(1) 県条例の制定

(2) 市町村条例制定の推進

1 節 緑政改革の視点

1 縦割り行政の克服

本県の緑政行政に係わる主なセクションをみると、図-7のように、5部1庁と多岐にわたっている。その第一の特徴は、国の省庁（局部課）の縦割りがそのまま県のセクションにもちこまれ、緑政にヘソがなくバラバラ行政になっていることであろう。この表でみる限りでも総理府の2庁、建設省ほか3省9局2庁の省庁が関与し、これに関連する法律も17以上となるのである。確かに本県では、クリーンアンドグリーン作戦のように、環境部環境総務室が調整役となり、各部課の諸事業のとりまとめを行ったり（巻末資料の1.体系図を参照）また「みどりの協定」による開発行為における緑化協定の推進などの緑政の総合化への努力が行われている（巻末資料2.を参照）。しかし緑政における縦割り行政の克服は、他の行政分野と同様、いざそれ以上に遅々として進捗していないというのが実態なのである。

そこでこのことを土木部の道路緑化と環境部の「みどりの協定」を例にとり、より具体的に考えてみよう。

(1) 道路緑化における行政の矛盾

緑政における道路緑化の役割は、施設の緑化が施設周辺（点）に限られるのに対して、線（網）としての広がりをもつ緑地の形成がはかられることから、都市緑化の要として位置づけることができる。

昭和55年度の『土木部事業概要』によれば、既設道路の街路樹の整備などを目的として約373百万円の街路事業費が予算計上されているが、肝心な新設道路の街路樹帯の設置はどのようになっているだろうか。第一に問題となるのは、道路建設の場合、建設省で定めた基準をみだしさえすれば道路の建設ができるということである。つまり建設省の法令にはいかなる構造の道路を建設すべきかの基準（道路構造令）はあるが、いかなる緑化をなすべきかの基準が不十分なため、これのみに依拠すれば街路樹帯のない道路が適法に建設され、緑化は極端に言えば担当者の意欲の問題に還元されてしまうのである。第二に、本県の独自の緑政として「みどりの協定」があるが、道路建設をその対象行為としていない（みどりの協定実施要綱第2条）ため、道路緑化に対して本県の緑政対象としての明確な位置づけがなされていない。

以上のように、国の縦割り行政が県のセクションにそのままもちこまれているため、県独自の施策方針にこれらのセクションの仕事を統合し関連づけることは容易なことではない。しかし緑政改革という視点からこれをとらえなおすなら、県の縦割り行政の克服の可能性も開かれてくる。本県におけるその取り組みの一つを、不十分なながらも「みどりの協定」にみることができる。

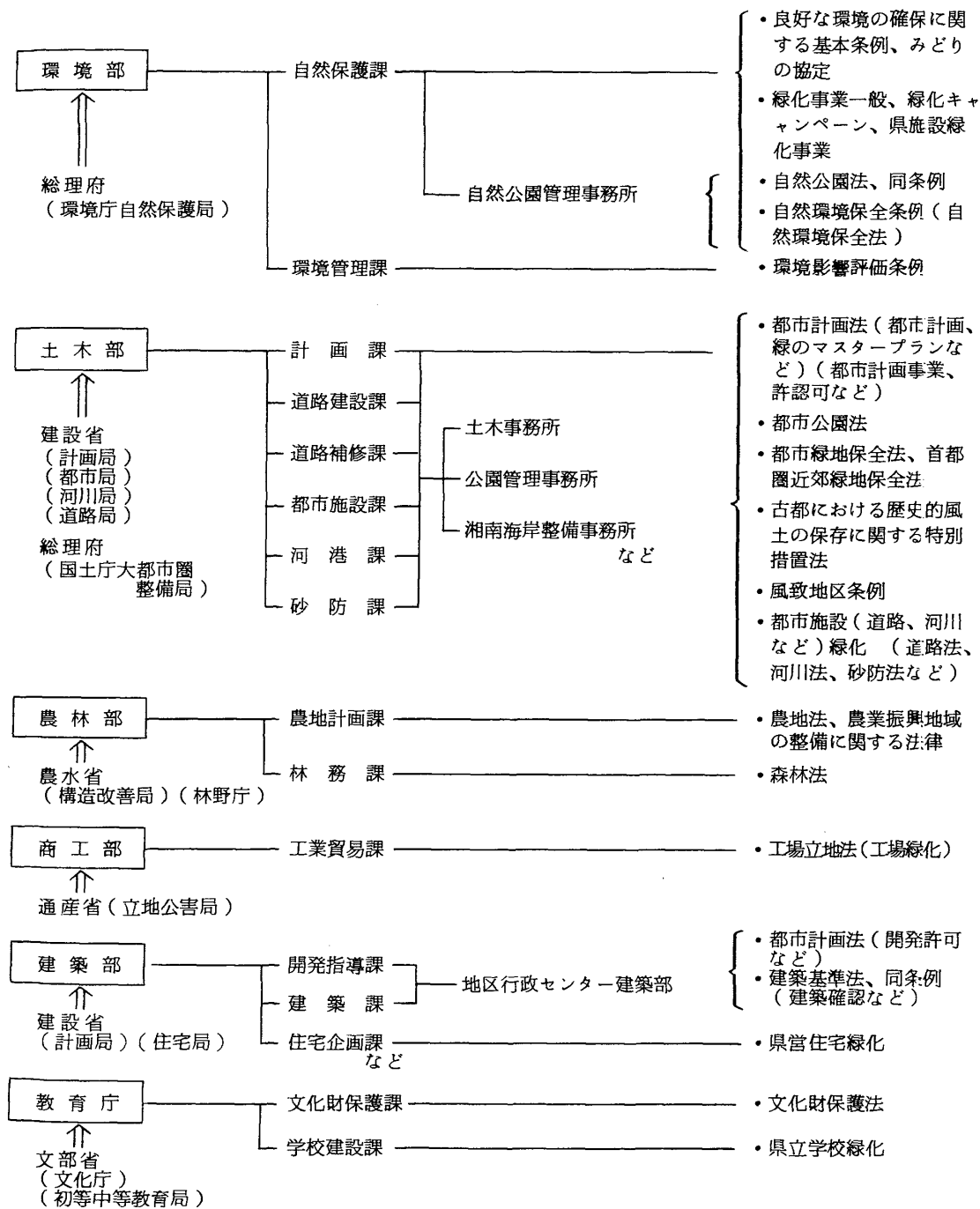
(2) 「みどりの協定」の問題点

環境部、特に自然保護課が県独自の緑政としてすすめているものには次のような事業がある。 県施設の緑化（緑地率20%未満の県施設の緑化） みどりのシンボルゾーン整備事業（市町村の実施するみどりのシンボルゾーン整備事業に対する補助金の交付） グリーンエコ推進事業（樹木の配布） グリーンキャンペーン事業（パンフレットの配布） 自然保護奨励金の交付（自然環境保全区域、自然公園区域内の山林などの所有者を対象） みどりの協定（実施要綱） などがそれぞれである。

このうち「みどりの協定」（以下「協定」という）は、緑政という視点から、縦割り行政の支配下に置かれている他部局をある程度拘束し、県行政の総合化をめざすものとして極めて重要である。

「協定」は、県自然環境保全条例の目的、すなわち「自然環境の保全を総合的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保に寄与する」（第1条）ため、同条例第22条（自然環境の保全に関する協定の締結）の規定にもとづき定められた要綱であり、その内容は、1ha以上の土地の開発行為者

図 - 7 緑政関連機関・法律・条例・制度・事業の一覧



は知事と協定を締結し、一定基準の緑化の履行を確保しようとするものである。

さて、この「協定」の問題点として、次の点を指摘しておく必要がある。

第一に、「協定」の対象行為を、「土地の区画形質の変更又は水面の埋立を伴う」もの（実施要綱第 2 条前段）とした結果、たとえば土地の区画形質の変更を伴わない単なる樹木の伐採は対象行為とならない。第二に、対象行為を、「都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条及び付則第 4 項に規定する行為」など 13 の法と条例にもとづく行為（実施要綱第 2 条各号）に限定したため、道路建設など重要な緑化対象行為が欠落していること、国や地方自治体、公社・公団などの開発行為が「要綱」から欠落し、かろうじて運用（『みどりの協定実施要綱及びみどりの協定事務取扱要領の運用』）によって措置しており、法的根拠が弱い、その運用においても国や県内の地方公共団体が開発行為者である場合、協定は締結せず「緑化について協議することができる」となっており、拘束力が弱い、など総じてまっさきに緑化すべき公共施設に対して甘くなっていることである。第三に、対象行為面積を 1ha 以上としているため、大部分の開発行為が対象行為から漏れていることである。そして第四に、植樹率の問題である（実施要綱緑化基準）。たとえば、1ha から 3ha までの宅地開発（市街化区域、宅地および建売分譲）における緑化は、都市計画法施行令の 3% 以上の公園、緑地などの確保率に 2% 以上を加算したに過ぎない。つまり 1ha の対象宅地開発行為の場合、最低 5%、500 m² の公園などを確保すれば十分とされるのである。

そこでこのような「協定」の問題点を積極的に改善し、今後の県の緑政改革の柱として、また縦割り行政克服の足がかりとして、「協定」の内容と形態を強化することが検討されなければならないであろう。

2 地方自治体を主体に

地方自治法の別表第三には「都道府県が管理し、及び執行しなければならない事務」、都道府県のいわゆる機関委任事務が列挙してある。緑政に係わるものをみると、その多くの部分がこの機関委任事務とされている。

自然環境保全法の許認可事務（本県該当なし）、自然公園法の許認可事務、森林法の地域森林計画の策定および許認可事務、都市計画法の都市計画区域の指定、都市計画の決定および許認可事務、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の許認可事務、都市緑地保全法の許認可事務、建築基準法の許認可（確認）事務、などがそれである。

この機関委任事務を軸とした国の緑政制度の官治的で集権的な押しつけは、2 章 1 節と 2 節において詳述したように大きな矛盾をもっており、またそのことが 2 章 3 節でみたような、緑豊かな人間居住環境を形成するという緑政本来の目的に向う、地方自治体独自のさまざまな取り組みを生み出しているのである。元来、緑政を含む住民生活環境保全や住民生活基盤整備の行政分野は、憲法第 92 条の定める「地方自治の本旨」にもとづく地方自治体固有の領域であると解すべきであり⁽¹⁾、こうした分野における国の機関委任事務化による蚕食は、憲法違反の疑いさえあるといえよう。その意味から、特に緑政における地方自治体の主導権を回復する取り組みは、「住民生活保障機構」としての自治体⁽²⁾という地方自治体の本来の目的を再生する取り組みとなるのである。

3 住民参加を基本に

緑政改革におけるもう一つの課題は、緑政改革をめざす地方自治体の取り組みの依拠すべき主体を、自治体の主権者である住民に求めることである。地方自治体は、「住民生活保障機構」としての自治体であるとともに、何よりも「住民自治機構」としての自治体である。ところが現行の緑政制度では、たとえば都市緑地保全法のように、保全の問題をも「行政」と「土地所有者」の問題に矮小化し、そのことが「総じて住民を遠ざけ、住民と無縁な、ただ指定されているだけの、官僚的で恩恵的な制度」におとしめ、人間居住環境の向上にほと

んど寄与することがなかったのである。たしかに、いまあげた都市緑地保全法の緑化協定（同法第3章）や建築基準法の建築協定（同法第4章）のように、住民間の合意による土地利用規制を法認する制度もつくられるようになったが、いずれも協定締結の要件を全員の合意としているため、活用されることはまれである。したがって、この住民間の合意による土地利用規制の新たな制度化の問題を含め⁽³⁾、緑政における保全と緑化という二大分野に、住民参加、住民自治の理念を具体的に制度化するアプローチが必要となるだろう。

4 緑政改革のテコとしての条例

以上三つの論点をふまえて、緑政改革の第一の柱を、新しい条例の制定に結晶させたい。この条例の提案は、緑政に係わる国の諸法令を「全国的最低基準法律と見て」「それに対する地域的行政需要充足のための規制」条例を適法とする説⁽⁴⁾に依拠している（この論証については、前掲兼子仁『条例をめぐる法律問題』を参照）。

条例の第一の役割は、国の官治的で集権的な縦割り行政の支配下にある県の緑政関係部局を、県独自の法的根拠となる条例を軸に再結集、再統合をはかろうとするものである。第二に、県条例、市町村条例の制定を通じて、緑政における地方自治体行政の主導権を国から奪いかえすことによって、「住民生活保障機構」としての地方自治体の本来の役割を再生させようとするものである。第三に、住民間の合意を原動力として条例による土地利用規制を行い、「住民自治機構」としての地方自治体の性格を明確にすることである。そして、これらを通じて、緑豊かな人間居住環境の形成という緑政の目的を達成することを意図するものである。

2 節 条例の課題と実現へのプロセス

1 条例の課題 三大改革指針

(1) 基本ベースとしての宅地内オープンスペースの確保

都市を構成する単位は、さまざまな用途に供される広義の宅地であり、この宅地が一定以上の面積を有し、さらに一定以上の空地率をもたなければ、緑豊かな人間居住環境の形成は、その土台から脅かされる。しかし今日まで、地価の高騰を背景にした宅地の細分化と「高度利用」化は著しく、このことが多大な後追い公共投資を現行地方行政財政制度の制約下にある地方自治体に強い、地方自治体の慢性的な財政危機をいわば必然化させている。そして今日の土地税制下にあっては、開発による利益の大部分が土地所有者（法人および個人）に帰属し、反面マイホーム取得者の享受する居住環境は、ローン地獄と遠距離通勤の代償として若干の室数、畳数の向上があるものの、緑豊かな人間居住環境とはおよそ正反対ものでしかない。

この最も基本的な要素である宅地の問題に、問題解決の困難性が集中的にあらわれており、そうであればこそ、まずこの点に着目しなければならない。

そこで、前述のとおり現行の緑政制度がこの問題の解決にとって限界をみせていることから、最近の地方自治体の先導的取り組みをふまえ、個々の開発・建築行為に対する最小画地および最小空地率の設定という面を主に、条例化のアプローチを試みる。

(2) 一定規模以上の開発・建築行為における緑地・オープンスペースの確保

これまで一定規模以上の開発行為については、都市計画法による行為規制によりある程度の居住環境の確保がはかられたことによって、比較的問題視されないくらいがあった。しかし、緑政の観点からみたととき、ある地域の自然的社会的環境に与える人為的改変によるインパクトが極めて大きいにもかかわらず、緑地・オープンスペースの保全措置等が余りに不十分であること 公的開発および一定規模未満の開発

行為等、規制の適用を受けない行為が多いこと ある程度の居住環境の確保がはかれるのは開発を許可した地区のみであるが、それらの地区の集積がかならずしも都市全体の良好な居住環境の形成には結びつかないこと、など多くの欠陥をはらんでいる。

そこで、これらの欠陥の克服のために、良好な環境を形成する自治体固有の権能、すなわち環境整序権を発動し、すでに実施されている本県の「みどりの協定」の内容をさらに発展させて、一定面積以上の開発・建築行為について、樹木、樹林地および表土の保全、オープンスペースの確保、緑化義務等をもりこんだ条例化のアプローチを試みる。

(3) 日常の都市生活に密着した面的な緑地・オープンスペースの保全

これまで都市化とは、一般的には宅地の連坦した状態の進行過程としか認識されず、限定された予算の中で若干の公園が設置されるほかに、面的な緑地・オープンスペースの確保が都市生活にとって必要不可欠であるという考え方は皆無に等しかった。そして残存する緑地・オープンスペースは単なる宅地予備地として意識されるのみで、その処分は土地所有者（法人および個人）の絶対的権能に属するとみなされてきた。

前述したように現行の緑政制度は「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」のような住民の強い要求と運動によって制定された特別立法を例外として、残存する緑地・オープンスペースの保全という点ではほとんど無力に等しかった。

しかし、「広緑都市構造」の実現には都市の骨格となる面としての緑地・オープンスペースの保全が必須の条件であり、地方自治体の環境整序権の強力な発動が必要である。こうした観点から、面的な緑地・オープンスペースの保全のために必要な土地利用規制の条例化について、住民参加手続および農地・林地の一体的保全の問題を含めてアプローチを試みる。特に住民参加については、現行制度の欠陥を克服するために、住民参加による区域の指定、保全そして活用を通じて、規制の効果を担保することをめざしている。

2 地方自治体の役割

(1) 県条例の制定

県という地方自治体の果たすべき役割は、本来は市町村間の広域的調整および市町村行政の補完である（地方自治法第2条第6項）。しかし今日の「地方自治」が、憲法で想定した市町村を主体としたものではなくて、国の官治的集権的な支配にからめとられている現状では、県が中央集権の側につくか自治の側につくかが地方自治の本来の姿を実現するうえで重要なキメ手となる。こうした観点から緑政改革における県の重要な役割をふまえ、すでに制定されている本県の「良好な環境の確保に関する基本条例」（1971年）にもとづき、県「都市緑政条例」を制定することを提案したい。

この条例は、前述の一定規模以上の開発・建築行為における緑地・オープンスペースの確保 日常の都市生活に密着した面的な緑地・オープンスペースの保全、をはかることによって、緑豊かな人間居住環境を形成するための突破口を切り開き、あわせて住民参加制度の導入によって、このための県民的コンセンサスを形成しようとするものである。

なおこの条例は、後述する市町村「都市の緑を守る条例」が各市町村で制定されるまでの過渡的なステップとしての条例である（図-8参照）。

また、条例制定を軸とした緑政改革にとめない、国の官治的、集権的支配下にある県の縦割り行政組織を、「住民生活保障機構」としての県行政組織へと改編する課題が必然的に生じてこよう。この研究では

この問題を直接の研究対象としなかったため、ここではその必要性を指摘するにとどめる⁽⁵⁾。

(2) 市町村条例制定の推進

「住民生活保障機構」としての地方自治体の役割の中で、基礎的自治体としての市町村の役割が最も重要であることは多言を要しない。事実、2章3節でふれたように、横浜市「緑の環境をつくり育てる条例」をはじめとして、すでに県下の市町の多くが緑政関係条例を制定している。したがって前述の県条例が制定された場合でも、同様の趣旨と内容の市町村条例がすでに制定されているならば、それが優先することはいうまでもない。しかし、章で想定している市町村「都市の緑を守る条例」は、緑豊かな人間居住環境を本格的に形成することをその直接の目的としていることから、これまでの市町村条例とは趣きを異にする。

すなわち、前述の県条例の一定規模以上の開発・建築行為における緑地・オープンスペースの確保、日常の都市生活に密着した面的な緑地・オープンスペースの保全、という目的のほかに、より即地的な内容をもつ基本ベースとしての宅地内オープンスペースの確保、という目的を付加しているのである。しかもこのからまでの目的は、ただ並列されるのではなく、これを総合化して全体として緑豊かな人間居住環境が形成されるように構成されなければならない。そのため、この条例では、現行の市街化区域をさらに細かく区域区分することを考えている。なお「住民自治機構」としての地方自治体、という性格に最も適合した市町村の特性を、区域区分の決定などのプロセスに住民参加手続を導入することによって、最大限に発揮できるようにすることを意図している（図-9、図-10参照）。これらの条例案要綱を5章に提案しているので参照されたい。

3章 註 (1) 兼子仁著『条例研究叢書1 条例をめぐる法律問題』1978年5月 学陽書房

(2) 兼子・前掲書33頁 なお次項の「住民自治機構」についても同じ

(3) 篠塚・前掲書205頁

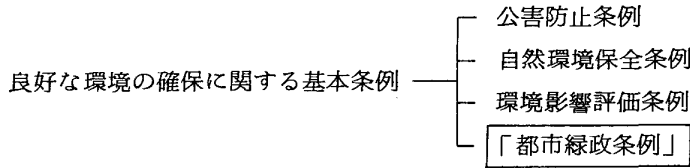
(4) 兼子・前掲書65頁

(5) 神奈川県建築部『これからの暮らしと住まいの調査研究報告書II』（昭和56年3月）

では、建築部と土木部を改組し、新たに「都市部」を創設することを提案している。

図 - 8 県「都市緑政条例」の概要

県環境系条例の構図

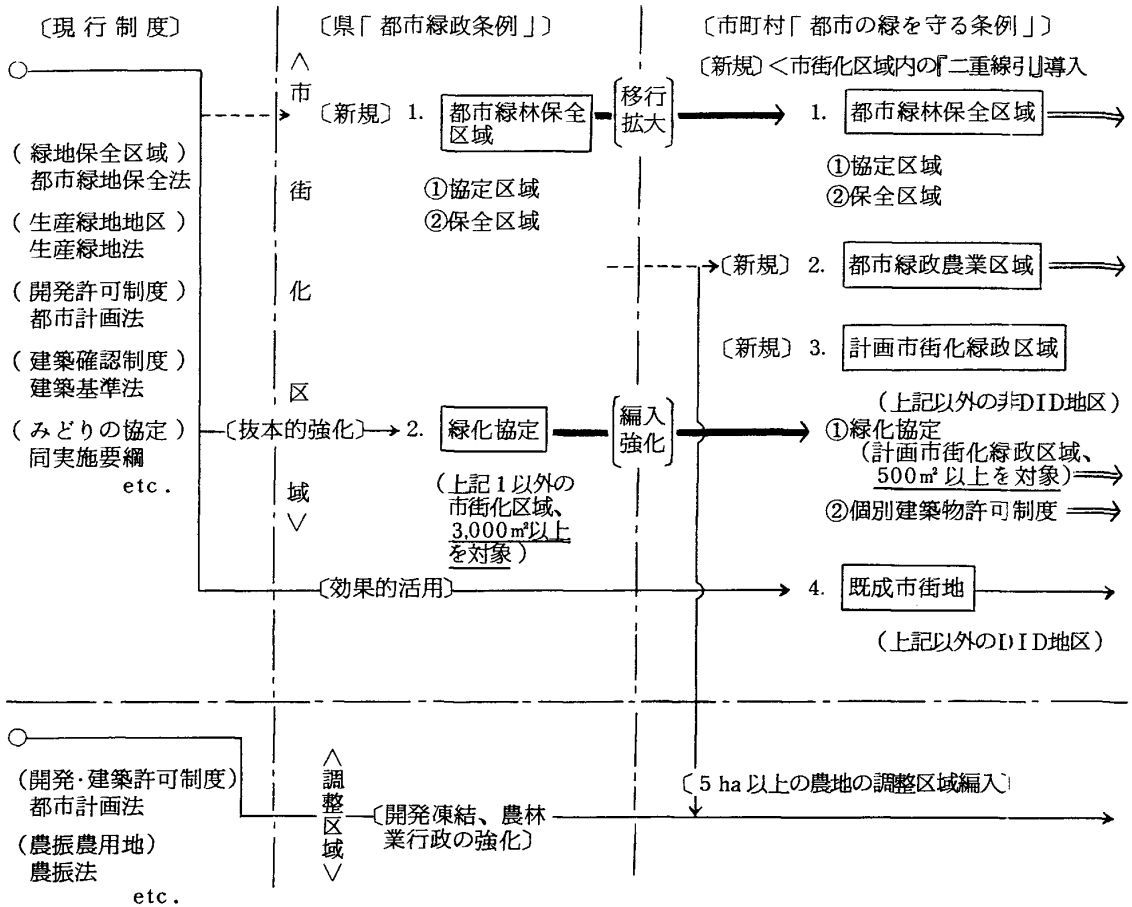


目的	県民参加の県都市緑政の総合的展開による、緑豊かな人間居住環境の創造	
対象区域	都市計画法で定める市街化区域（市街化調整区域は、農林業行政領域として開発凍結）	
課題	(1) 開発、建築行為における緑地・オープンスペースの確保 (2) 日常の都市生活に密着した面的な緑地・オープンスペースの保全	
内容	(1) 緑化協定	<ul style="list-style-type: none"> ① 対象区域内の3,000㎡以上（道路は一定幅員以上）の公共および民間の全ての開発、建築行為を対象 ② それぞれの開発、建築用途および開発、建築面積に対応する緑化、緑地保全基準による協定の締結 ③ 県民、議会、行政の三者構成の審査会による協定の履行監視および履行違反の公表
	(2) 都市緑林保全区域の指定	<ul style="list-style-type: none"> ① 「緑のマスタープラン」などの緑地・オープンスペース情報の県民公開 ② 地域住民、関係地権者、行政（県、市町村）の三者の協議による合意形成 ③ 住民多数の合意による協定締結の場合 <ul style="list-style-type: none"> ↓ 県による協定認可 → 都市緑林保全協定区域 ↓ 区域内行為の県への届出義務 ↓ の指定 → 協定住民組織による自主管理、協定内容に基づく行為規制 ↓ 行為内容の通知 ④ 県の指定の場合 <ul style="list-style-type: none"> ↓ 県による指定 → 都市緑林保全区域 ↓ 区域内行為の県への届出義務 ↓ の指定 → 周辺住民組織へ管理委託 ↓ 条例内容に基づく → 公表指導勧告

図 - 9 市町村「都市の緑を守る条例」の概要

目的	市町村民参加の市町村都市緑政の総合的展開による、緑豊かな人間居住環境の創造
対象区域	都市計画法で定める市街化区域（市街化調整区域は開発凍結）
課題	<p>(1) 開発、建築行為における緑地・オープンスペースの確保</p> <p>(2) 日常の都市生活に密着した緑地・オープンスペースの保全</p> <p>(3) 基本ベースとしての宅地内オープンスペース（宅地内緑化空間）の確保</p> <p>以上の総合的 추구。</p>
内容	<p>緑地・オープンスペース情報の公開、三者（地域住民、関係地権者、市町村）協議を経て、市街化区域内の「二重線引」</p> <pre> graph LR Root[市街化区域] --> Z1[都市緑林保全区域] Root --> Z2[都市緑政農業区域] Root --> Z3[計画市街化緑政区域] Root --> Z4[既成市街地] Z1 --> Z1a[都市緑林保全協定区域] Z1 --> Z1b[都市緑林保全区域] Z1a --- A1[住民自治による区域指定] A1 --- A1a[住民自主管理] Z1b --- A2[住民参加による区域指定] A2 --- A2a[住民管理委託] A2 --- A2b[行為の届出勧告制] A2 --- A2c[奨励金制度] Z2 --- A3[土地所有農家の同意による区域指定] A3 --- A3a[市民農園] A3 --- A3b[市民援農] A3 --- A3c[植木委託栽培] Z3 --- B1[個別建築物許可制度] B1 --- B1a[すべての建築行為を対象] B1 --- B1b[緑化協定] B1b --- B1b1[最小画地] B1b --- B1b2[最小空地] B1b --- B1b3[外壁後退距離指定] B1b --- B1b4[密度規制] B1b --- B1b5[ブロックべいの禁止] Z3 --- B2[緑化協定] B2 --- B2a[公共と民間の1,000㎡以上のすべての開発・建築行為を対象] B2a --- B2a1[一定幅員以上の道路を含む] B2a --- B2a2[緑化・緑地保全基準] B2a --- B2a3[審議会による履行監視など] Z3 --- B3[居住環境整備への県、市町村の補助] B3 --- B3a[上記2地区以外の非DID地区] Z4 --- C1[本条例規制対象外・当面は現行制度を効果的に活用] C1 --- C1a[上記3地区以外のDID地区] Z1 --- Ref1[図-8 参照] B2 --- Ref2[図-8 参照] </pre>

図 - 10 県「都市緑政条例」と市町村「都市の緑を守る条例」の対応関係



4章 緑化作戦の手法と構図

- 回復のために手をつくそう -

- 1節 緑化作戦の効果と展開空間
- 2節 街路空間の認識転換と緑化の手法
 - 1 歩道の緑化
 - 2 歩道の遊歩道化
 - 3 法面の緑化と斜面景観
 - 4 細街路の緑化
 - 5 緑道の建設
- 3節 水際線の緑化
 - 1 護岸の緑化
 - 2 堤防道路の緑化
 - 3 用排水路の緑化
 - 4 ホタル護岸
- 4節 公共施設の緑化
- 5節 都市公園づくりの理念と手法の転換
 - 1 都市公園
 - 2 市民公園
- 6節 広場づくりの理念と手法の開発
- 7節 民有宅地緑化作戦の技法
 - 1 壁面緑化と生育試験
 - 2 生垣と街並み美化の設計
 - 3 駐車場緑化

1 節 緑化作戦の効果と展開空間

都市のなかの緑を考えると、まず「面」としての緑をいかに整備するかということを考えねばならないが、大学や工場の移転などのチャンスでもない限りどこの都市でも「面」としての大型の土地の獲得は難しくなっている。都市公園の1人当たり必要面積の基準はあるが、その確保もままならないのが現状である。そこで「点」としての緑、つまり住宅の庭とか子どもの遊び場における緑、こういったものを増やし、「線」「点」の緑化をすすめることによってまち全体をおおってしまうという考え方にもとづき以下研究をすすめる。

「広緑都市」として期待される効果としては、以下のことがあげられよう。

災害時の安全性が高い。緑地空間のもつ保護効果、ゆとりのある市街地の形成をとおして災害時の安全性の確保に寄与する。

緑蔭の提供。緑林が存在することにより、人と緑の接触がおこなわれ、人々に心理的に好影響をもたらす。また休息の場の提供にもなる。

歩行空間のネットワーク化。緑の歩行空間は人間が多様な歩行行動を安全・快適におこなうことができる場であり、住宅、公園、各種都市施設などを相互にむすぶネットワークとして計画される。

公害の防止。あらゆる緑はいたるところで騒音、反射熱、排ガス、悪臭などのフィルターとして機能する。

都市景観の整備。緑化の推進はまちにやすらぎとうるおいをあたえ、地域の個性づくりに寄与する。

文化のかおり高い環境整備。美術館、文化会館などの各種都市施設の整備にあたってこれらを緑豊かな環境のなかに立地させることにより、また緑道や並木道の整備によって全体としてうるおいのある都市の文化的魅力を高めることができる。

こうした都市構造に転換するための都市における緑化展開空間をあげると、街路、公園・広場、水際線、住宅、商業施設、工場、公共施設、鉄道敷、駐車場、ターミナル、運動場、など農業地、林用地を除く都市空間すべてであるといえよう。この研究では緑化作戦の展開空間をとくに、街路空間 水際線 公共施設 都市公園 広場 民有宅地 に限定することにした。それは、つぎのような考えに立っているからである。都市緑化をすすめるうえで住民の積極的参加が重要であるにもかかわらず、住民はそれぞれの庭のなかで庭園樹を植え、美しい花を育てるなど個人の楽しみとして、それぞれの木々、花々を育てている。非常に残念なことに、その庭はブロック塀で囲われ、外から垣間みることはできない。公的空間と私的空間が完全に分離されているのである。一つの美しいまちを創りあげるには、両空間が融合し、共有空間が創造されなければならない。そのためには、まず、行政が模範を示すことである。深い緑でおおわれた公園、桜並木の堤防、庭を散歩しているかと錯覚しそうな歩道、公園のなかにあるかのような公共施設を、そしてそれがネットワークとなって人々の行動をつつみ、みちびいてくれる、など第一に行政の側で創造することが重要であって、ここからスタートしなければならないのである。

2 節 街路空間の認識転換と緑化の手法

都市のなかに占める交通用地（街路、鉄道用地など）の割合は、市街化区域内において12.5%であり、これは自然的緑政対象空間地の計25.8%の約半分にあたる⁽¹⁾。しかも街路の歩道空間は毎日の通勤・通学、あるいは買物、立ち話など都市施設としてもっとも身近であり、かつ利用頻度も高い。また住宅地沿いに線としてのオー

プンスペースを構成する。

このように街路は都市生活に密着した都市空間であるにもかかわらず、これまでとはかく車の通行機能のみが重視され、生活空間としての視点からの整備は不足していた。そこで街路空間を都市におけるグリーンフレームとしてとらえ、その緑化手法について、歩道の緑化 歩道の遊歩道化 法面の緑化と斜面景観 細街路の緑化 緑道の建設 に分けて考察する。

1. 歩道の緑化

“街路樹は都市の顔” “都市のシンボル” をスローガンに “象徴的な並木道” の建設をすすめる。

道路の街路樹整備状況をみると、県管理道路は一般国道 8 路線、県道 149 路線あわせて 1,273.4 km (昭和 56 年 1 月現在) うち歩道整備延長 619.6km、のべ延長 986.4km である (実延長には片側歩道の道路延長も含むため、のべ延長は実延長の 2 倍にならない)。このうち緑化状況は 110 路線、332km であり、道路延長に対し 26.1%、のべ歩道延長に対し 34% となっている。ここでいう緑化延長 332 km のうち植樹帯を構成しているのは 38km しかなく、残りの 294km は植樹帯による点緑化である。⁽²⁾

また県管理道路の植栽現況は表 - 18 のとおりである。

表 - 18 県管理道路の植栽現況

(昭和 55 年 3 月現在) 単位 本

種 別	植 栽 路 線 数	高 木			中 木	低 木	計
		常緑樹	落葉樹	計			
一 般 国 道	7	4,666	4,583	9,249	10,440	69,939	89,628
主要地方道	29	6,472	9,797	16,269	18,551	122,830	157,650
一 般 県 道	70	222	6,733	6,955	6,872	84,801	98,628
計 画 街 路	4	66	586	652	2,877	6,157	9,686
計	110	11,426	21,699	33,125	38,740	283,727	355,592

県計画課調べ

そこで歩道緑化において問題点となるのは、歩道幅員が狭いということ、歩道面のアスファルト舗装が普及し雨水利用がしにくくなったこと、電線などの架空線障害による高木の成長阻害などがある。

歩道幅員が 3m 以上あるような場合では、現在一般に植樹帯が 1m、アスファルト舗装が残る部分すべてに施工されている。しかし 1m の植樹帯のうちには植樹用コンクリートブロックの幅も含むため、実際に植樹が可能な幅は 0.7m ぐらいでしかなく、街路樹の育成にはきわめて不十分である。そこで緑化を促進するため歩道のアスファルト舗装はやめて土のままとし、可能なかぎり植樹スペースを広くとる。ただし雨天の場合、あるいは身障者用車椅子の走行性確保のため、必要最小幅でカラーブロックなどを敷設する (図 - 11)。

舗道幅員が 2m そこそこの場合には、これまで緑化は試みられなかったが、ツタ性植物を採用することにより緑化が可能である (図 - 12、写真 1、2)。

架空線障害については、すべて地下に埋設されることが街路樹にとっても、都市景観上も望ましいのだが、経費の面において難しいため電柱の高さを街路樹以上にするか、あるいは車道寄りに建てられているものを民地寄りに移し替え、空いたスペースに植栽する手法も可能となろう。

図-11 広い歩道における緑化の試み

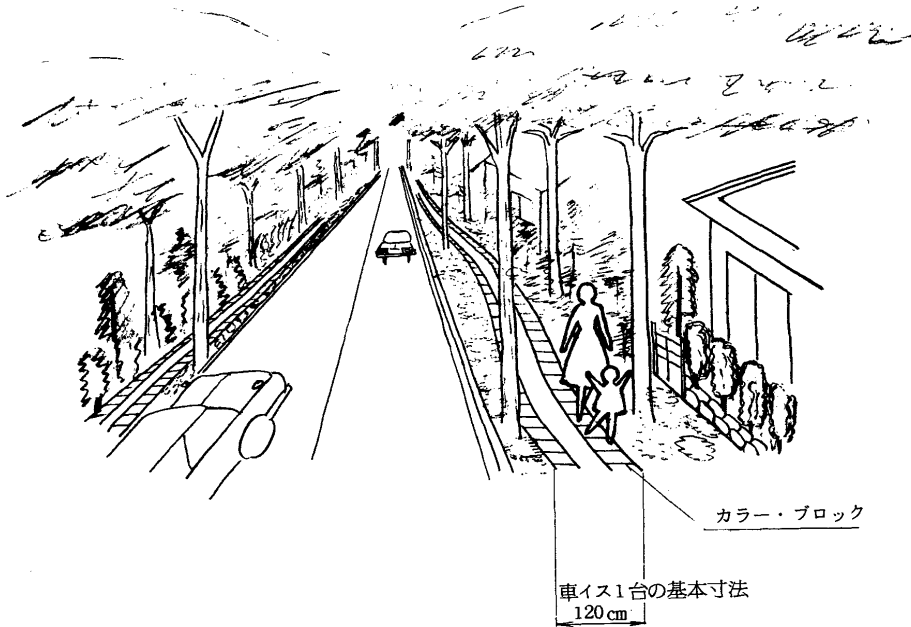


図-12 狭い歩道における緑化の試み

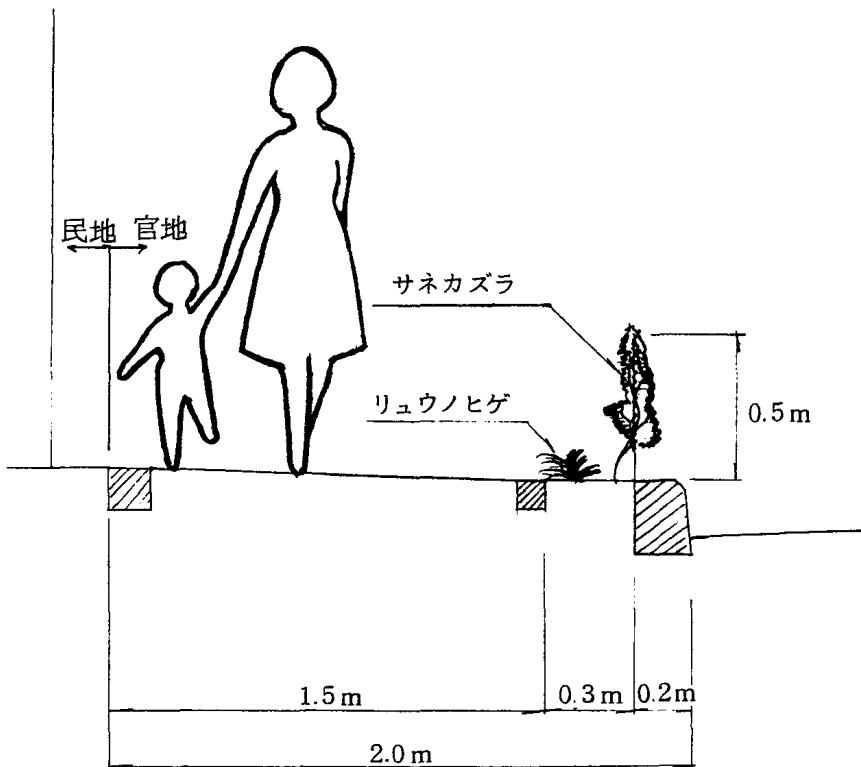
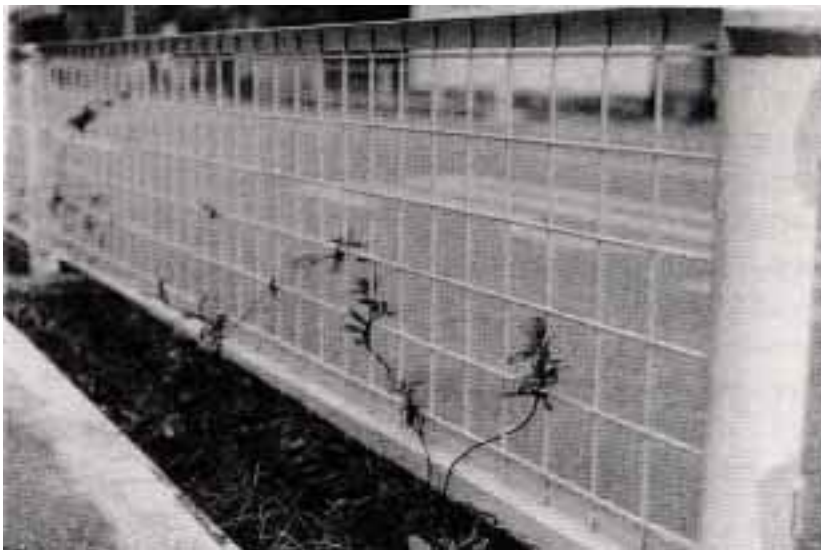


写真 - 1



写真 - 2



2. 歩道の遊歩道化

今後新設される街路の歩道部の幅員構成を見直すことにより、遊歩道的な機能を付加することが可能である。従来、車道と歩道の幅員構成は、昭和 50 年 7 月 15 日の建設省通達『道路の標準幅員に関する基準（案）』⁽³⁾により決められていた。これはそれまでまちまちであった道路の幅員の統一という利点はあったものの、歩道は等幅員に振り分けられることになった。このため全幅員 16m の街路の場合には、両側 3.5m ずつ合計 7m の歩道が、神奈川県だけでなく全国各地でも同じように設置されている。だが歩道の機能を考えるとき、両側に設置される必要はあるが、それが等断面である必要はない。基準（案）にはただし書きがあり、「歩行者、自転車利用者が特に多い地域でより広い歩道が必要な場合」などのように、地域、地形の状況によりこれによるのが適切でない場合には、歩道、車道の幅員を変えることができる⁽⁴⁾（この場合、道路の全幅員は原則としてこの『基準（案）』に準拠して設定しなければならない）。そこで、一例として片側の歩道を 3.5m から 2m にせばめ、1.5m 分を反対側に確保することにより 5m の歩道が確保できる。これを単なる歩道としてではなく、遊歩道として整備してはどうか（図 - 13、14）。

植樹帯をマウントアップし、車道との間には高木、中木、低木を密植することにより、車を歩行者の視界から遮ることができる。また歩道に乗り上げてくるような車から歩行者を安全に守ることができ、さらに、地震・火災などのような緊急時における歩行者用の避難路の確保のうえからも、今後の街路空間の整備において考えていくべきである。

3. 法面の緑化と斜面景観

低い盛土や切土法面は、これまで芝生が植えられてきたが、この部分にも樹木を植えてはどうだろうか（図 - 15）。なお樹種の選定にあたっては、カキ、ウメ、モモ、クリ、ナシなど、その土地、その土地でふさわしい品種を選ぶことにより『かながわ風景づくり』でいう「カキの木風景」⁽⁵⁾の創造にもつながるであろう。

また、コンクリートブロックの法面は斜面景観を構成する重要な要素でありながら、灰色の面を出したままのものが多く、これについてもアイビーなどのツタ性植物をはわせることによって緑化を行うべきである（図 - 16）。

4. 細街路の緑化

昔の街路は人々の主要な生活の場であった。人々の通行の空間であるとともに、子供たちの遊び場であり、また主婦たちの井戸端会議の場でもあった。街路は人々の生活をむすびつける役割をはたしていた。しかし自動車の出現は都市の状況を一変してしまった。自動車のもっているスピードと利便性をはじめとするさまざまな魅力は人々の心を奪い、高度経済成長のもとで急速に普及し、都市の隅々にまで入り込んできた。

そこで再び街路を人間の手に取り戻す手法として、住宅地における細街路を見直し、一方通行によるループ化をすすめてみてはどうだろうか（図 - 17）。これによって 通過交通を住宅地域から排除すること 現況 4 m 前後の幅員のなかで植樹スペースを確保すること 一方通行路は歩行者優先道路として人と車の共存をはかることができること 車道部分を蛇行させることによりスピードが出せない構造とすることができるなどの効果が期待できよう。

5. 緑道の建設

歩行空間の概念を単に歩行者が歩くためだけの空間という考えから拡大して、歩くということは「・・・しながら歩く、歩きながら・・・する」というような複合行動や、さらに、たちどまる、たたずむ、すわる、ねころぶなど、人間の屋外における生活行動と考え、そのために機能する空間と定義するとき、自動車から完全に切り離された独自の系として確立する必要がある。

新開発地においてはすでにこの考えをとりいれて緑道を整備している例が見受けられるが、既成市街地にお

図 - 13

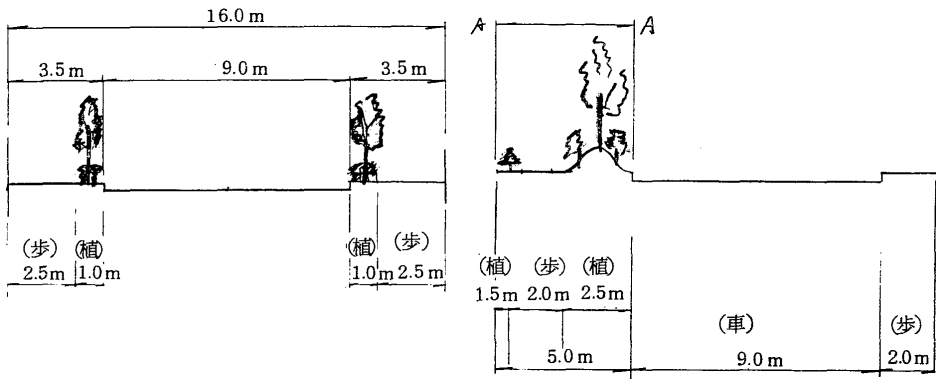


図 - 14

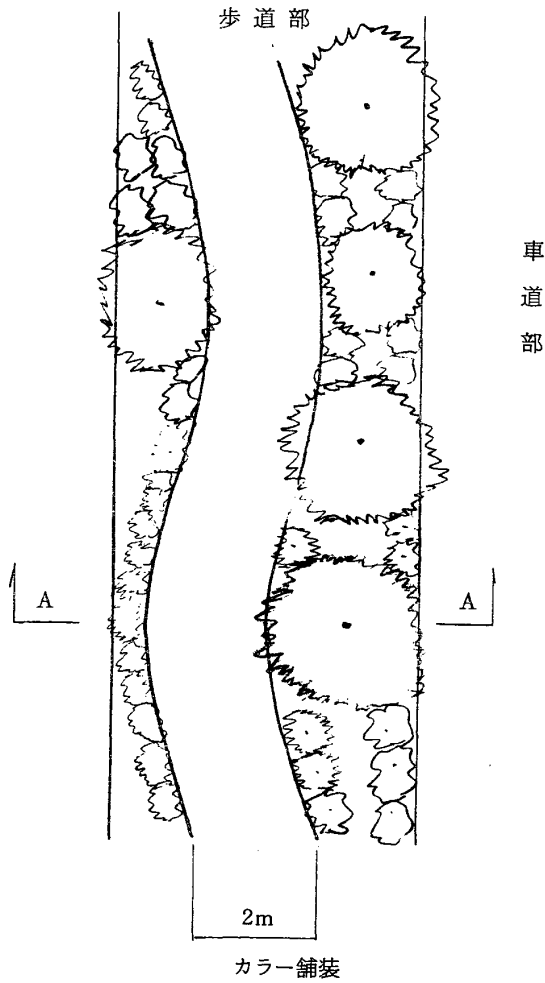
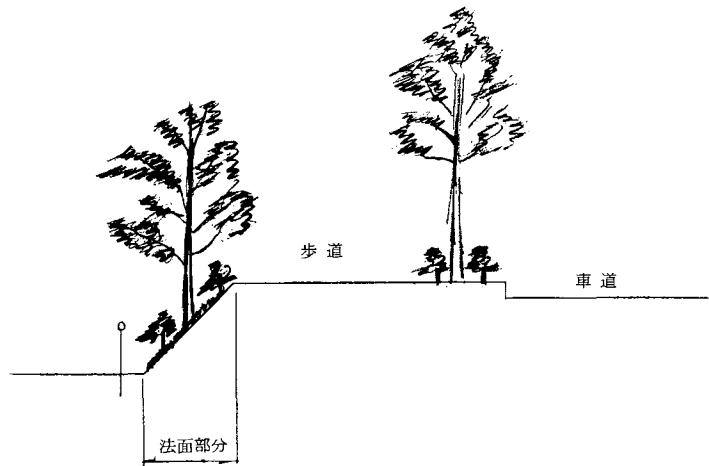


図 - 15 低い盛土法面の緑化



◦ 従来、法面部分については一般的に芝生が植えられてきたが、この部分にも街路樹を植える。

図 - 16 コンクリートブロック法面の緑化

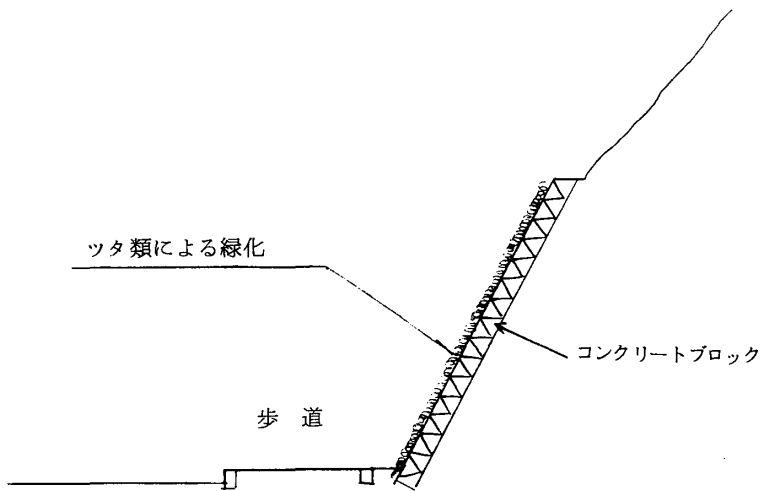
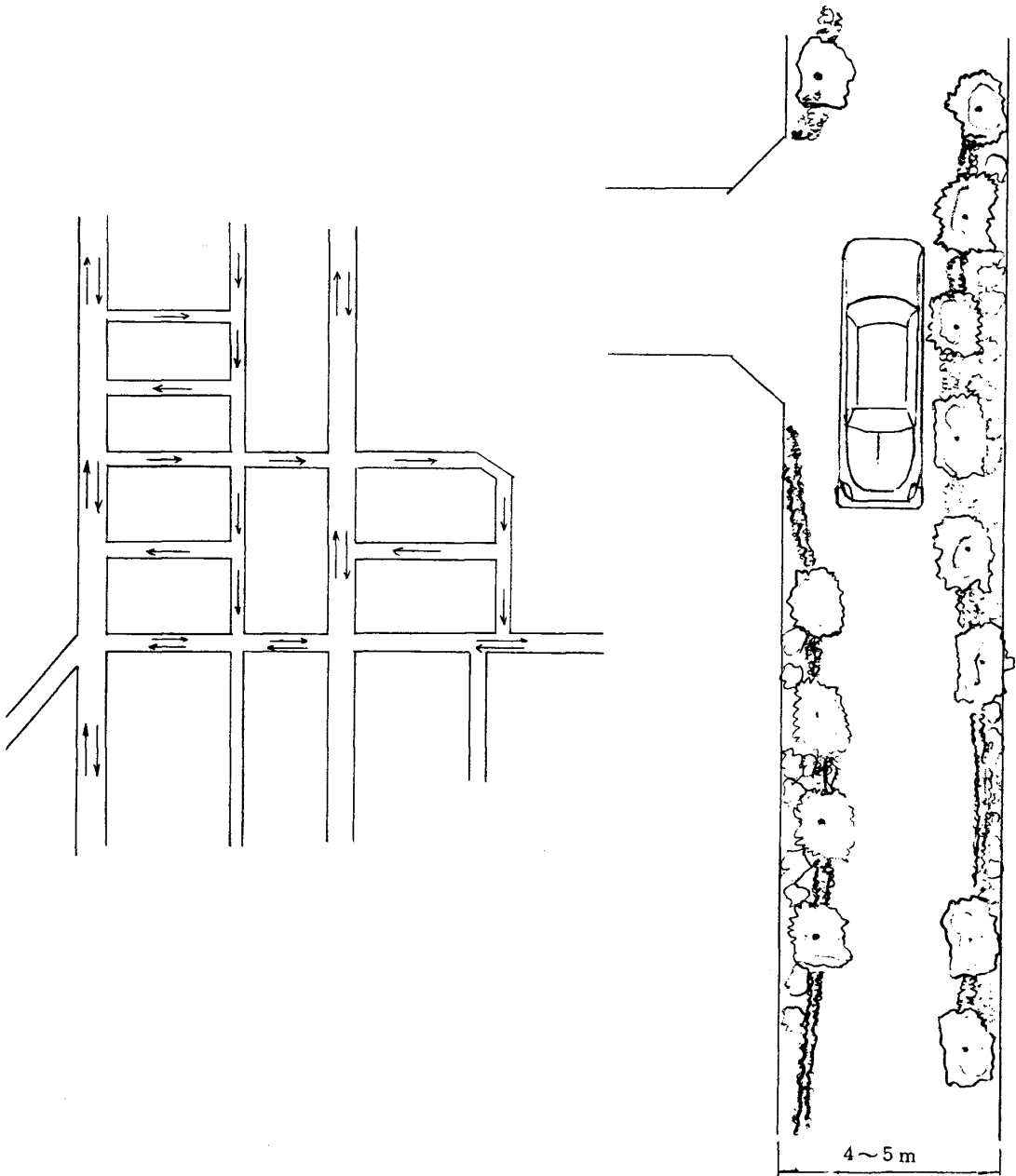


図-17 一方通行化による細街路の緑化



いて新たに用地を確保して整備するのは難しい場合が多い。そこで、前述の細街路の機能純化の手法をさらにすすめて、完全に車を排除して歩行者空間とすることが考えられる。

3 節 水際線の緑化

現在の都市河川は、水は淀み、悪臭を放ち、時々氾濫するという都市のやっかいものになりつつある。しかし河川は都市生活を脅かす無用のものではない。水面のオープンスペースや水辺は、人々の生活をより豊かにしていく装置として都市にとって非常に重要である。だが現在河川に対する整備は、上流の水を下流にいかにもスムーズに流すかということに終始している。こういう状況の中で都市河川を生活環境の面からとらえ直し、その水際を緑によって縁どりすることにより、緑と水とがあいまって一層魅力あるものとして甦えらせていくことが重要である。

1. 護岸の緑化

河川護岸はコンクリートの打放し、あるいはブロック積みだけであるが、ここにツタ類を天端に植え緑化する。たとえ洪水時に流下物がからまっても、流れの勢いでツタごと流されるであろうから、河川管理上問題はない(図 - 18)。

2. 堤防道路の緑化

現在、河川管理者は堤防管理道路に植栽を認めてはいない。その大きな理由は、強風時に揺れる木が護岸に悪影響を与える、および管理用車輛または歩行者の通行に支障となるからである。このため県管理河川の緑化状況を調べてみると、緑化されているのは 10 河川、25km で樹数は高木、中木、低木あわせて 6,333 本である。県管理の河川数は 111 河川、延長は約 750km あり、緑化率は 2% にすぎない⁽⁶⁾ (ただしこの緑化は、廃川敷を利用したものがほとんどである)。

そこで、堤防道路敷の中で河川とは反対側に高木を植えることを提案したい。反対側であれば、たとえ強風で木が揺れても護岸に与える影響は少ないと思われるからである(図 - 19)。これを県管理河川の堤防に 10m に 1 本ずつ行くと、両岸あわせて 149,400 本の植栽が可能であり、『かながわ風景づくり』でいう「堤防並木」が 1,494km も創造できることになる。

3. 用排水路の緑化

都市内における用排水路は管理上すべてネットフェンスで囲われ非常に殺風景である(写真 - 3)。そこで、用排水はボックスカルバートで流し、地表面はせせらぎのある散歩道として整備する(図 - 20)。

4. ホタル護岸

都市内の水路の改修時に、ひと工夫凝らすことによってホタルを呼び戻すことができる。山口県では、山口市の市街地を流れる一ノ坂川の河川改修にあたって、景観および天然記念物の山口ゲンジボタルの棲息条件を考慮した護岸を造り、市民に親しまれている。⁽⁷⁾

その方法は、護岸の前面にこけ類のつきやすい雑割石を使い、空隙はコンクリートを詰めず、土砂を詰め込み雑草を植栽する。河川には木杭を連続して打ち、流水部分を仕切り水草を植え、河岸には 7m おきに桜と柳を植えその間にはつつじを配植するというものである(図 - 21)。

工事施工後ただちにホタルを甦らせるため毎年 10 万匹の幼虫を放流し続けたところ、ようやく 3 年目にしてホタルの発生が顕著となり、市民および行楽客の目を楽しませて、ホタル祭りもおこなわれるようになった。

このことは、一度失われた自然を呼び戻すには長い年月と、多大な費用を要することをわれわれに示唆する

図 - 18 護岸の緑化

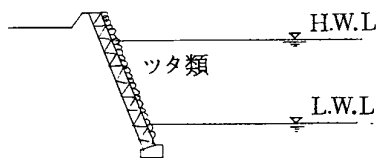


図 - 19 堤防道路の緑化

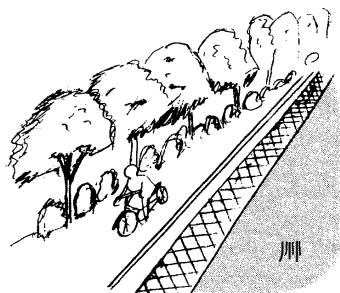


図 - 20 せせらぎと散歩道

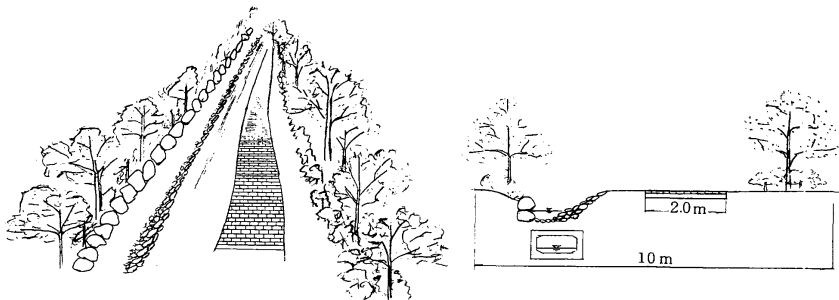
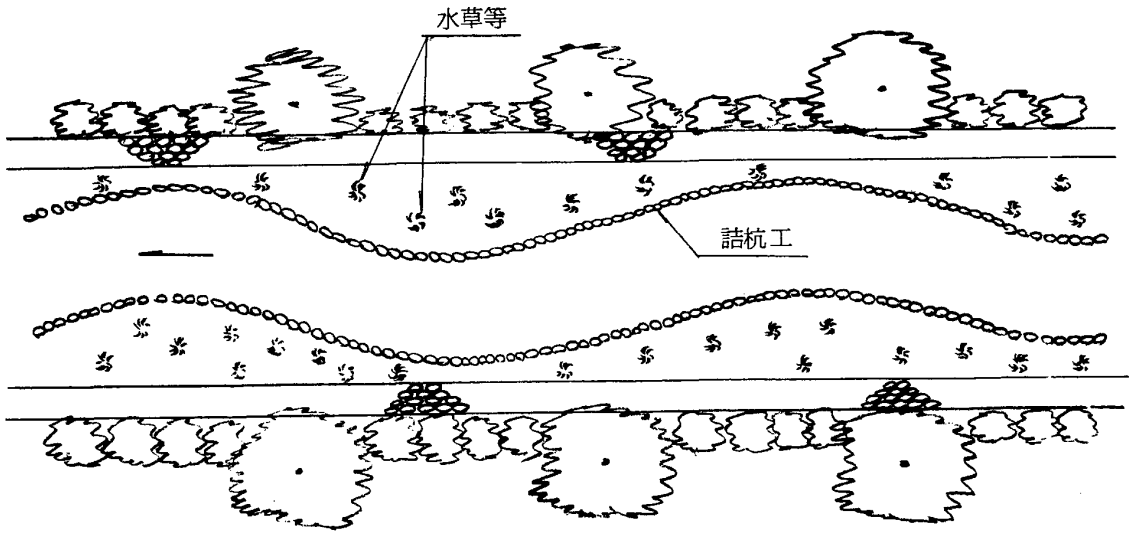


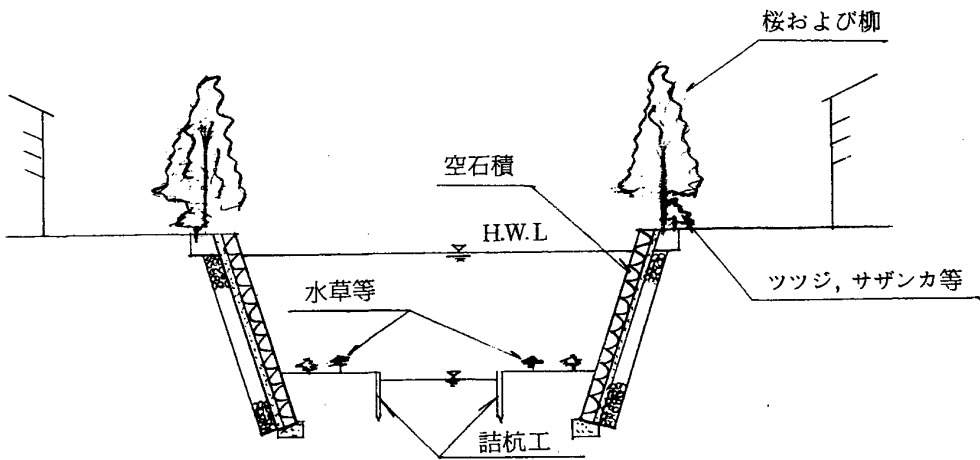
写真 - 3 都市排水路の現況(厚木市)



図 - 21 水 タ ル 護 岸



平 面 図



標 準 横 断 図

とともに、機能重視だけの構造物づくりから自然環境と調和する施設づくりへの発想の転換を迫るものである。

4 節 公共施設の緑化

学校、庁舎、病院など公共施設の緑化については、行政側の姿勢を示す意味から積極的に行われなければならない。建築物の壁面、屋上、駐車場、周囲、窓際、玄関、あらゆるものが対象となる。県が行っている施設緑化状況を見ると、緑化率 20%未達の県施設の緑化をはかるということで、昭和 55 年度は県庁新庁舎ほか 12 施設で、7,521m²⁽⁸⁾が緑化されている。この緑化手法は、立派な成木を中心に低木、あるいは芝生が植えられて造園的な修景が行われているが、なにも高価な木を植える必要はなく、ドングリや安い苗木を空いたスペースに雑然と植えておくだけでいいのではないか。年々木が育っていく過程は職員やそこを訪問する市民の楽しみとなり、緑蔭の提供となって、地域コミュニティの醸成にも寄与し、広く地域のシンボルとして緑化思想の普及に貢献するものと思われる。

壁面にはツタをはわせるのがよいだろう。屋上、駐車場には人工芝を張る方法が考えられる。ちなみに人工芝は 1m² 当り材料費、敷設手間込みで 12,000 円～15,000 円ぐらいである。窓際、玄関にはフラワーポットを置き、職員みずからが手入れしよう。四季の花々で飾ろう。こういった身近なところから職員自身の手で緑化を始めることが、広く市民にも伝わり、その波及効果は測り知れないものがある。そしてそれが『かながわ風景づくり』で提言されている「技職職員」の養成にもつながっていくであろう。

5 節 都市公園づくりの理念と手法の転換

公園は地域のシンボルであり、憩いのオアシスとして、また災害時の緊急避難場所としてその果たす機能は大きい。そこで健康で安全、かつ文化的なまちづくりのために、「広緑都市」の理念にもとづいて、まちづくりに同化した公園づくりを行う。したがって住民生活、地域の特性、土地利用などに配慮し、地域のイメージにあい、地域に溶け込んだものでなければならない。

1. 都市公園

本県における都市公園の整備状況をみてみると、全県で 2,341 カ所、1,376ha、都市計画区域内 1 人当り 2 m² である。これを県央地区（相模原、厚木、秦野、大和、伊勢原、海老名、座間、綾瀬、愛川、清川）でみると、322 カ所、103.36ha、1 人当り 0.87 m²しかないこのうち、相模原市は 0.83m²/人、厚木市は 1.00m²/人、海老名市は 0.36m²/人という状況であり、いずれもただでさえ低水準の平均の約半分にもみえないのが現状である。⁽⁹⁾

都市公園の絶対量を増やすことが必要だが、従来の規格化・画一化された公園づくりから、地域に合い地域を生かす公園設計につとめることも大切である。そのために、人工によって起伏地形を創出すること 塀や柵による狭隘感から解放するため、樹木あるいは堀を活用すること 人間の視野に無限の広がりを感じさせるような空間を確保するため、大木の保存や樹木の集団育成をはかると などの手法の導入が工夫されなければならないであろう。

また、住民に親しまれる公園づくりを行うため、住区基幹公園、特に幼児公園（標準規模 0.05ha） 児童公園（同 0.25ha）の整備については、設計段階から住民参加をはかる必要がある。

2. 市民公園

都市のなかで、遊戯や花壇づくりなど公園的利用が可能な遊休地、快適な眺めが楽しめる緑地などを、土地所有者の協力を得て市民の手づくり公園として設置する。自治体は土地所有者に土地提供への助成、市民に施設整備費の助成をおこなうものとする。

この制度の代表的事例として神戸市の市民公園制度がある。これは、神戸市全域を「公園都市」として位置づけ、オープンスペースと緑につつまれたまちにつくりあげるという目的で、神戸市その他の公的機関の所有・管理する土地・施設のみならず、民間の所有・管理する土地・施設についても公園的利用の対象とし、市民公園として広く市民の利用に供する制度である。市は土地・施設の提供者に対し、市民の利用に供したことにもなう影響の度合いに応じ、助成など優遇措置を講じている。また市民はその土地・施設に対するなんらの権利も発生するものでないことを認識し、独善的、利己的発想により善意に反する結果を招いてはならないとしている。現在全市で64カ所、面積にすると約61haが市民公園として利用されている。

6 節 広場づくりの理念と手法の開発

公園ほど大きくはないが、街角あるいは裏通りに小さな広場（ポケットパーク）を設置することにより、井戸端会議を復活させる。この道路から引込んだくぼみは、人と車の混雑する場所では貴重な憩いの空間となり、バス停に隣接すれば殺風景な現在のバス停にくらべ格好の待合せ場所となる。

用地は当面利用目的のない遊休地の所有者の協力を得て確保し、市が施設整備（植樹、ベンチ、噴水）を行う。民間の協力を得るには、まず県や市町村が所有している公有空地の台帳を整理し、5年以内に開発の予定がないものは臨時広場として活用するなどの自己努力が必要である。

従来公有空地についてはその開発が行われるまで、管理上鉄線柵で囲われ、市民の利用はできなかった。なぜなら、臨時に公園を造るとすると、市民はそれを既得権とし、いざ当初予定の開発に着手しようとしても反対する、という理由からである。だがせっかく取得した公共空地を何年も利用せず遊ばせておくのはもったいないし市民にとっても損である。市民はそれが既得権であるという認識はせず、また行政側もはっきりとその臨時的利用の趣旨をPRし、相互理解の中で遊休地の利用をはかるべきである。

また、鎮守の森の復活も重要である。寺社周辺の環境保全をはかり、うるおいとゆとりのある生活環境を創出する。さらに墓園、ビルの屋上、駅前広場、学校の校庭、などの緑化可能スペースを積極的に掘り出し活用する必要がある。

7 節 民有宅地緑化作戦の技法

個人の敷地内に緑を育てることは当然であるが、それ以上に個々の敷地内の緑を広く市街地全体のものとして溶け込ませる仕組みをつくり、全体として良好な市街地環境の確保に努めなければならない。

コンクリートブロック塀が取り除かれて、個人の庭が公共空間と融合し、まち全体が緑におおわれるのが理想だが、一度にそこまで期待するのは難しい。まずコンクリート塀にツタ性植物をからませて壁面緑化をはかる。つぎにブロック塀を生垣に、生垣から植樹帯に、というふうに順次緑を増やす工夫が必要であろう。

1. 壁面緑化と生育試験

住宅地の緑化手法として、てっとり早いものにツタ性植物をからませる壁面緑化がある。ナツツタ、アイビーなどをコンクリートブロック壁面にからませることにより、地震による倒壊時において衝撃をやわらげる効果も期待でき、緑化、防災の両面からその意義は大きい(写真 - 4)。

ツタ性植物といっても種類は多く、地域の適性があるため一朝一夕に事業が始められるものではない。住宅地の塀を利用してまず生育テストを実施しなければならない。すでに東京都墨田区においては「壁面緑化作戦」と名付けて生育テストを実施中であり、そのデータも参考になるとと思われる。

2. 生垣と街並み美化の設計

街路と住宅地とを分断するブロック塀は無表情で単調な街並を形成している。このような構成では前面の街路に対して無関心となり、街並みを美化しようという意欲はなかなか湧いてこない。そこでブロック塀を生垣に変えることにより、歩行空間と居住空間との共有化の第一歩をはかる。そのためには、まずブロック塀の取壊し費、生垣設置費、管理費に対する市町村による助成制度の確立が必要であろう。ちなみに東京都中野区ではブロック塀の取り壊しに対して 1m当り 3,000 円、生垣設置に対して 1m当り 4,000 円の助成を行っている(写真 - 5)。

また、住宅地における街並みのモデルデザインを作成し、デザインマニュアルとして広く県全体に提示し、住民がいつでもそれを見て街並み美化の意識をもてるようにすることが必要であろう。これは『かながわ風景づくり』においても、同じように提案されている。

3. 駐車場緑化

屋外駐車場のアスファルト路面は寒々として醜いものである。駐車場の周囲に植樹したり、駐車面を下げたり、周囲をやや高くして緑化し、歩行者の視界から駐車中の車が見えないようにしたりするのが望ましい(写真 - 6、7)。

駐車場と住宅地とが隣接している場合には、その壁面に木の絵を書いてもいいのではないかと(写真 - 8)。

写真 - 4 コンクリートブロック壁面緑化(藤沢市)



写真 - 5 民有地の生垣(藤沢市)



写真 - 6 駐車を下げる試み(豊中市)



写真 - 7 駐車を下げる試み(豊中市)



写真 - 8 駐車場壁面に木の絵を書く試み
(ポートピア会場)



壁面の絵

- 4章 註
- (1) 巻末の『緑政展開の空間的可能性に関する調査分析』を参照されたい。
 - (2) 神奈川県土木部道路補修課、計画課調べ
 - (3) 建設省都市局都市計画課長、道路局企画課長通達
 - (4) 道路技術研究会『道路技術基準通達集』、昭和53年3月、ぎょうせい
 - (5) 神奈川の文化を考える懇話会『かながわ風景づくり』、昭和56年3月
 - (6) 神奈川県土木部『土木部行政の概要』、昭和56年度版
 - (7) 小坂忠『河川改修計画の実際』、昭和55年9月、全日本建設技術協会、503～506ページ
 - (8) C & G作戦本部『かながわクリーンアンドグリーン作戦事業実績報告書』、昭和55年度版
 - (9) 神奈川県企画調整室『神奈川県土地統計資料集』、昭和56年3月

5章 県民緑政展開への提言

1節 県条例制定の提案

- 県「都市緑政条例」案要綱 -

2節 市町村条例制定の提案

- 市町村「都市の緑を守る条例」案要綱 -

3節 「緑化管理センター」の提案

1. 緑の管理
2. 緑化普及
3. 試験・研究
4. みどりのリサイクル

4節 参加緑政への提案

1. 参加緑政の意義
2. 庭先参加と地域自治参加
3. 市町村段階の参加
4. 県政への参加システムと経路の創設
5. 参加の前提としての情報公開・提供

万緑の中や吾子の齒生えそむる

中村草田男

この章では、3章でデッサンを示しておいた県と市町村の条例案の要綱、4章で提案した都市緑化の手法を活かすための総合的な推進体制としての「緑化管理センター」の提案、さらにこれらの制度や機構に住民の意思を反映させ、効果的に運用させるための「参加緑政」についての提案を行う。

1 節 県条例制定の提案 県「都市緑政条例」案要綱

第1 目 的

この条例は、良好な環境の確保に関する基本条例（昭和46年神奈川県条例第4号）の本旨を達成するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づいて都市計画決定された県内の市街化区域について、「緑化協定」および「都市緑林保全区域」に関する事項を定めることにより、県民参加の都市緑政を総合的に展開し、緑豊かな人間居住環境と呼べる「広域都市構造」の創造に資することを目的とする。

第2 定 義

1. この条例において「開発行為」とは、土地の形状の変更、工作物の建設を示すものとし、規則で定める。
2. この条例において「開発行為者」とは、開発行為を実施する者をいう。
3. この条例において「土地所有者等」とは、土地の所有者、地上権者および借地権者をいう。

第3 緑化協定

1. 緑化協定の締結 - 開発行為者は、開発行為をするについて知事に届出をし、知事と緑化協定（以下「協定」という。）を締結する。
2. 緑化・緑地保全基準 - 協定は、規則に定める緑化・緑地保全基準によって作成する。
3. 緑化協定履行審査会 - 知事は、協定の履行について、規則で定める神奈川県緑化協定審査会の意見に基づき、勧告または違反の公表をしなければならない。

第4 都市緑林保全区域

1. 都市緑林保全区域 知事は、日常の都市生活に密着した面的な緑地・オープンスペースの保全のために、関係住民の協定による都市緑林保全協定区域（以下「協定区域」という。）の認可および都市緑林保全区域（以下「保全区域」という。）の指定を積極的に促進しなければならない。
2. 情報の公開 知事は、市街化区域の緑地・オープンスペースに関する情報を県民に積極的に公開しなければならない。
3. 合意の形成 知事は、市町村の支所等の管轄する行政区域（以下「行政区域」という。）内において、選挙権を有する者の十分の一以上の連署による請求（以下「請求住民」という。）があったとき、請求住民、土地所有者等当該区域に係る市町村との間で都市緑林保全区域に関する協議の場を設け、主催しなければならない。
4. 協定区域
 - (1) 協定の締結 請求住民と土地所有者等の両者は、行政区域内の緑地・オープンスペースの保全について区域を定め区域内の行為を規制する協定を締結することができる。この場合、協定締結住民組織（以下「住民組織」という。）を設立する。
 - (2) 協定の認可 協定は、規則で定める協定書によるものとし、協定書は知事の認可を受けなければならない。
 - (3) 協定書の公告と縦覧等 知事は、協定の締結を公告するとともに、協定書の写しを一般の縦覧に供し、

これを関係市町村長に送付する。

- (4) 行為の届出 区域内で協定書に定める行為を行おうとする者は知事に届出なければならない。
- (5) 届出の通知 前号の届出があったとき、知事は遅滞なく住民組織に通知しなければならない。この通知を受けた住民組織は協定書に基づく行為の規制を行うことができる。
- (6) 管理および保全等 住民組織は、協定の目的を達成するために必要な、管理および保全の義務を負い、知事はこの管理と保全のために必要な援助をすることができる。

5. 保全区域

- (1) 区域の指定 知事は、3 で定める協議に基づき必要があると認めたととき、保全区域の指定を行うことができる。
- (2) 行為の届出 区域内で規則に定める行為を行おうとする者（以下「届出行為者」という。）は知事に届出なければならない。
- (3) 指導および勧告 知事は、行為の届出があったとき、保全区域の目的を達成するために必要な指導および勧告を行う。
- (4) 公表 知事は、届出行為者の氏名、届出行為の内容、指導および勧告の内容等を、県民に公表する。
- (5) 管理の委託等 知事は、保全区域の管理について適当と認める地域団体等との間に委託契約を締結し、その管理を委託することができる。

第5 市町村条例との関係

市町村が緑豊かな人間居住環境の創造に資するために制定する都市緑政に関する条例の内容が、この条例の趣旨と内容に則したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものと知事が認めたとときは、当該条例施行の市町村の区域については、この条例を適用しない。

第6 適用除外

この条例は、災害の復旧または防止のために緊急に実施する必要があると知事が認める行為については、適用しない。

第7 委 任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

2 節 市町村条例制定の提案 市町村「都市の緑を守る条例」案要綱

第1 目 的

この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づいて都市計画決定された本市〔町村〕の市街化区域について、「都市緑林保全区域」、「都市緑政農業区域」、「計画市街化緑政区域」などに関する事項を定めることにより、市民参加の都市緑政を総合的に展開し、緑豊かな人間居住環境都市の創造に資することを目的とする。

第2 定 義

1. 都市緑林保全区域 日常の都市生活に密着した面的な緑地・オープンスペースの保全を目的として、市民間の協定または市民の参加により、市〔町村〕長が認可または指定する区域とし、市民間の協定により市〔町村〕長が認可する区域を都市緑林保全協定区域（以下「協定区域」という。）市民の参加により市〔町村〕長が指定する区域を都市緑林保全区域（以下「保全区域」という。）とする。

2. 都市緑政農業区域 日常の都市生活に係わり合いの深い面的な農地を市民が積極的に活用することを目的として、当該農地を所有する市民の同意に基づき、市〔町村〕長が指定する。
3. 既成市街地 概ね小学校区に相当する区域の面積 1 km² 当りの人口密度が 4,000 人以上の区域を基準として、前二項以外の区域について市〔町村〕長が指定する。
4. 計画市街化緑政区域 概ね小学校区に相当する区域の面積 1 km² 当りの人口密度が 4,000 人未満の区域を基準として、前三項以外の区域について市〔町村〕長が指定する区域で、計画的に緑豊かな市街地の形成をはかる。

第3 情報の公開

市〔町村〕長は、市街化区域の緑地・オープンスペースに関する情報を、市民に積極的に公開しなければならない。

第4 計画案の提示

市〔町村〕長は、市〔町村〕の支所が管轄する行政区域（以下「行政区域」という。）ごとに、都市緑林保全区域、都市緑政農業区域、既成市街地、計画市街化緑政区域の区域区分に関する計画案を市民に対して提示しなければならない。

第5 合意の形成

市〔町村〕長は、第4に定める計画案の提示から規則で定める期間に、行政区域ごとに公聴会を開催し、広く市民の意見を聴取し合意の形成に努めなければならない。

第6 区域の指定

1. 都市緑林保全区域 市〔町村〕長は、行政区域内において選挙権を有する者の十分の一以上の連署による請求（以下「請求住民」という。）があったとき、第4に定める計画案に基づく都市緑林保全区域に関する協議を、請求住民、都市緑林保全区域に関する計画案の区域内の土地の所有者・地上権者・借地権者（以下「土地所有者等」という。）との間で行わなければならない。
 - (1) 協定区域 請求住民と土地所有者等は、計画案の区域に基づき区域を定め、区域内の行為を規制する協定を締結することができる。この場合、協定締結住民組織（以下「住民組織」という。）を設立する。協定は、規則で定める協定書によるものとし、協定書は市〔町村〕長の認可を受けなければならない。
 - (2) 保全区域 市〔町村〕長は、第6の1に定める協議に基づき必要があると認めるときは、保全区域の指定を行う。
2. 都市緑政農業区域 市〔町村〕長は、第4に定める計画案に基づき、土地を所有する市民の同意を得られたときは、都市緑政農業区域の指定を行う。
3. その他の区域 市〔町村〕長は、第4に定める計画案に基づき、前二項以外の区域について、規則で定めるところにより既成市街地と計画市街化緑政区域の指定を行う。

第7 区域指定の公表

市〔町村〕長は、第6に定める区域の指定が完了したときは、その内容をすみやかに市民に公表しなければならない。

第8 行為の規制

1. 都市緑林保全区域
 - (1) 協定区域 区域内で協定書に定める行為を行おうとする者（以下「届出行為者」という。）は、市〔町村〕長に届出なければならない。この場合、市〔町村〕長は、第6に定める住民組織に通知しな

なければならない。この通知を受けた住民組織は、協定書に基づく行為の規制を行うことができる。

- (2) 保全区域 区域内で規則に定める行為を行おうとする届出行為者は、市〔町村〕長に届出なければならない。市〔町村〕長は、保全区域の目的を達成するために必要な指導と勧告を行う。この場合、市〔町村〕長は、届出行為者の氏名、届出行為の内容、指導および勧告の内容等を、市民に公表する。
2. 都市緑政農業区域 区域内での行為は、都市緑政農業区域の目的に適合するものに限り、市〔町村〕長が認める。
3. 計画市街化緑政区域 区域内で規則に定める行為を行おうとする届出行為者は、市〔町村〕長に届出なければならない。
 - (1) 個別建築物許可制度 規則で定める個々の建築行為を対象として、規則で定める許可基準により規制を行う。
 - (2) 緑化協定 規則で定める開発・建築行為を対象として、市〔町村〕長は届出行為者と緑化協定を締結するものとし、緑化協定は規則で定める緑化・緑地保全基準によって作成する。
4. 既成市街地 この条例による規制の対象外とする。

第9 管理と保全等

1. 都市緑林保全区域
 - (1) 協定区域 第6に定める住民組織は、協定の目的を達成するために必要な管理・保全の義務を負うものとし、市〔町村〕長は、管理・保全のために必要な援助を行うことができる。
 - (2) 保全区域 市〔町村〕長は、保全区域の管理について適当と認める地域団体等と委託契約を締結し、管理を委託することができる。
2. 都市緑政農業区域 市〔町村〕長は、都市緑政農業区域の土地を所有する市民と借上げ契約を締結し、市〔町村〕長の管理のもとに、規則で定めるところにより広く市民の積極的な活用に供するよう努めなければならない。

第10 緑化協定履行審査会

市〔町村〕長は、緑化協定の履行について、規則で定める市〔町村〕緑化協定履行審査会の意見に基づき、勧告または違反の公表をしなければならない。

第11 適用除外

この条例は、災害の復旧または防止のために緊急に実施する必要があると市〔町村〕長が認める行為については適用しない。

第12 委 任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

3 節 「緑化管理センター」の提案

前章までに述べた都市緑化を推進するにあたって、現行の維持管理体制、および緑化思想の普及体制をみると、県の街路樹の維持管理は土木部湘南海岸整備事務所、県立都市公園の維持管理は横浜公園管理事務所、土木事務所、川崎治水事務所、さらに緑化普及事業は環境部自然保護課と自然保護センターで行われている。また市町村は独自にこれらと同様のことを行っており、調和のとれたまちづくりとなっていない。

そこで、都市における緑を集中管理し、また緑化普及活動についても全県的事業として進めていく必要から、

「緑化管理センター」の設立を提案したい。このセンターは当面、緑の管理 緑化普及 試験、研究 緑のリサイクル という四つの柱から成り立つものであって、緑政が自治体レベルで総合化され、それに見合った機構ができるまでの過渡的な機構である。将来的には企画・調整部門と事業部門を加え、かつ県民参加により運営される、神奈川県における都市緑化作戦の本部が構想されねばならない。

1. 緑の管理

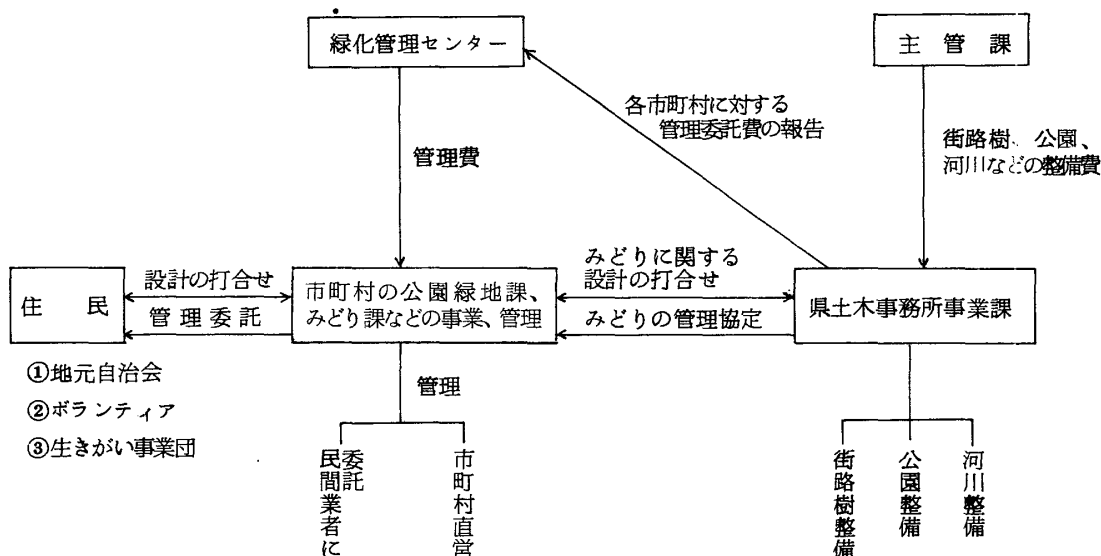
せっかく街路樹を植えても、それが手入れされずに放置されるとしたら、かえって都市環境の悪化を招き、「広緑都市」どころか荒廃都市になる恐れがある。現在、県道の街路樹の管理については、湘南海岸整備事務所が県内全域を管理している。その本数は昭和 55 年 4 月 1 日現在で 362,000 本、維持管理費 41,000 千円で本数、管理区域の割には予算は十分とはいえない。また街路樹種、および配置計画については、県独自に設計したものであり、市町村の主要骨格をなす道路に植えられているにもかかわらず、意見が取り入れられていないのが実状である。

そこでまちづくりの主体は市町村であるという精神にもとづき、道路、公園、河川の整備にあたっては、それぞれの市町村と設計について十分協議し、それにもとづいて植えられた緑には、各市町村で管理していくという方法を提案したい。市町村は県よりも市民とのパイプが強く、その管理においては地元自治会、生きがい事業団、ボランティアなど、あらゆる分野との連絡調整が可能であるからである。

街路樹の市町村への管理委託については、管理協定を結び管理費用を市町村へ支払うことによって可能となる。さらに将来的には、歩道部分をすべて市町村が管理する体制をめざしたい。それは街路を構成する車道と歩道は本質的にその性格が異なるのであって、車道はあくまで車両の通行が目的であり、歩道は通勤、通学、買物、散策など住民の日常生活に直結した生活空間だからである。

この市町村による歩道管理は、車道を通行する車両による歩道上施設の損傷に対する維持費をどうするか 街路路面の維持費をどうするか 占用申請に対する管理者の二元化 などの問題点があり今後の検討を必要とする。しかし、「県道敷内はすべて県が管理しなければならない」という従来の固定した観念では、「広緑都市」の創造は不可能である。その体制については図 - 22 に示す。

図 - 22 街路樹などみどりの管理体制



2. 緑化普及

緑のPR

県の環境部自然保護課がおこなっている地域緑化推進事業は大きく、緑化推進事業 グリーンキャンペーン推進事業 地域緑化事業 に分けることができる。昭和 55 年度当初予算は 175 百万円で、緑の月間事業（地域のみどりまつり開催、みどりをふやそう県民のつどい開催）、グリーンエコー推進事業、みどりのシンボルゾーン整備事業にたいする助成、県施設の緑化、公共施設への苗木配布、などの事業がおこなわれている。

だがこれらの事業はそれぞれが単独におこなわれており、市町村が独自におこなっている緑化推進事業とはつながりが少ないため全県あげての緑化普及事業となりえていない。地域緑化という草の根的な事業を推進するためには、住民参加が是非とも必要であり、市町村との協力関係なしでは、事業の成功はありえないと思われる。

緑に関する職員研修

土木、建築、機械、電気など技術職員はそれぞれの専門分野について高度の知識と技術を持っているが、いざ専門外のこととなるとまったくのしろうとという場合が多い。緑化を推進するにあたって、まず県、市町村それぞれの職員の研修から始めよう。地域の特性に適應した樹種、植栽の時期、方法、手入れに関する知識を吸収し、実施にあたって応用していくことが重要である。

みどり委員制度

地域緑化をすすめるにあたっては、住民参加が必要なことはすでに述べたが、とかく住民参加というと、自治会長を先頭とした町内会単位による参加が多かった。しかし地域には、庭職人、生物の教師というような緑に関するプロから、手作りの庭を何十年も続けている老人といった昔から自然と接し、自然を愛してきた人々が大勢住んでいるはずである。こういった人々は、その地域に最も適した生垣樹は何か、街路樹は何がよいのか非常によく知っているのので、それぞれの生活の知恵を是非とも地域緑化に取り入れていくため、「みどり委員」制度を提案したい。これは、緑に関心をもつ市民の申し出により地区ごとに市が決定するもので、地区の緑化にたいする市と市民のパイプ役、また自治体の緑化事業にたいする相談相手となるものである。また地区内で伐採されようとしている樹木の情報を事前にキャッチし、それを後述する緑のリサイクル情報として市町村へ通報したり、また地区内で庭木を必要としている人がいれば、その斡旋をおこなったりするものである。

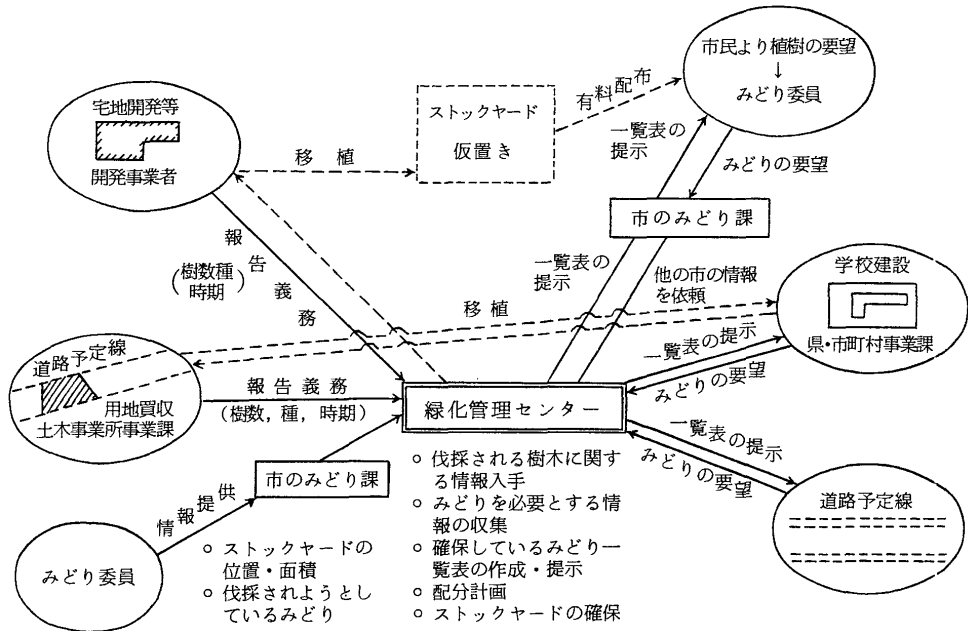
3. 試験・研究

本県の緑化に関する試験研究事業は、昭和 55 年度当初予算 416 千円で自然保護課がおこなった法面緑化等試験研究と、同じく 500 千円で自然保護課がおこなった樹木の殺菌効果調査の 2 例しかなく、緑に関する試験研究体制は整っていない。ツタ性植物による壁面緑化、コンクリートブロック法面の緑化、あるいは種子を含む土壌の吹付けによる岩盤法面緑化などは年数をかけて研究しなければならず、たとえ土木事業において法面緑化に関し新工法を試みたとしても、それを追跡調査する機関がないため、その成否の情報は伝わってこない。これらの調査・研究を系統的・長期的に行うことが必要である。また国、公団、他の都府県においておこなわれた緑化研究報告などについても資料を収集し、それを定期的に情報提供することも重要である。

4. みどりのリサイクル

何十年もの年月をかけて育ってきた樹木は我々の貴重な財産である。それを開発という名のもとに一瞬にして伐採してしまうのは何とももったいない話である。この緑を切らずに有効利用していく方法はないだろうか。そこで、「みどりのリサイクル」についてそのシステムを提示してみたい（図 - 23）。

図 - 23 緑のリサイクルシステム



4 節 参加緑政への提案

1. 参加緑政の意義

緑あふれるうるおいとやすらぎのあるまち、災害に強く安全なまちにしたいという願いは誰もがもっており、このようなまちづくりの原動力はそこに住んでいる住民であるが、この住民参加のまちづくりのなかでも緑政はとくに身近な課題といえる。

それは「緑」は都市生活のなかで最も日常的に接することのできる自然であるし、誰に強制されるでもなくわずかなスペースに草花や木をみずから植えているからである。また緑化のための努力と工夫とが必ず目に見える成果となってあらわれるからでもある。

このような住民自身の庭先での緑化と公的空間での緑化との連携をはかることができれば、相乗的に効果を高めあい、文字通りの「広緑都市」が実現するであろう。

しかしせっかくの庭先の緑化もブロック塀で囲ってしまったり、すぐそばにある雑木林が開発されて狭小住宅が建ち並ぶのをなすすべもなく傍観していたりするのが常であって、私的緑化と公的緑化がかみあっていない、あるいは「公」が緑への欲求を体していないというのが実状である。ここに緑政が身近な課題でありながらあえて参加のあり方を考えなければならない理由がある。

2. 庭先参加と地域自治参加

緑政への住民参加を考える場合、最も身近に考えられるのがわが家の庭先を緑化することであり、現在県でみどりの実践団体や町内会などを対象にして、また市町村で誕生、入学、成人、結婚などの記念植樹として、苗木を配布しているが、これを単発に終らせぬよう、地域的統一性など植木の街区設計構想をつくるなど庭先

の緑化が地域に開かれたものとなるような配慮が必要であろう。

わが家から垣根越しに一歩出て、地域レベルでの参加となると、その場合の参加とは、行政への住民参加ということではなく、本来住民自身が主体性と自立性をもってすすめるべき地域自治活動としての地域共同事業へ行政が参加するということである。まずこの基本認識からあらゆる方式の構想もスタートするであろう。そこで地域参加方式の具体的提案例をのべたい。

児童公園の自治管理

私たちが調査した相模原市大野台地区には、8カ所の「子どもの広場」が設置されている。管理は自治会など設置者が行っており、市は地主に対する固定資産税・都市計画税の免除と設置者に対する設置費・整備費の半額補助を行っている。また厚木市妻田地区でも市が地主から無償で土地を借り受け、青少年の運動広場として地元自治会に管理を委ねている例があった。

児童公園の維持管理を住民参加で行う場合、一般的に地元自治会、青少年団体、それらが中心になって構成している公園愛護会などと市が管理委託契約を結び委託料を支払っている例が多い。しかし児童公園や近くの街路樹の維持管理は地域住民が本来行うべき地域自治活動の一環であり、動員ではない、自発性と主体性を前提としたボランティア活動として行うのがふさわしい。住民自身がみずからの住む地域を見つめ直し緑化可能空地をさがし出して市民の手づくりミニ公園・広場として利用・管理していく。行政はこのような地域自治の芽を育て側面から援助する制度を構想すべきであろう。

緑の住民相互協定

現在県には開発面積が1ha以上の場合、開発行為者と知事との間で締結する「みどりの協定」制度がある程度成果をあげているが、住民相互の協定制度はつくられていない。県央3市の中では厚木市が「緑を豊かにする事業推進要綱」で地区ごとに緑化協定区域を定め、市民参加によって都市緑化を推進しているが、その効果にもみるべきものがないという現状である。

都市緑地保全法に規定されている緑化協定制度は、関係者全員（100%）の合意が必要なために、そもそも協定成立が困難な場合が多い。そこで協定締結の要件を関係者の“7~9割以上の同意”とすることにより協定を結びやすくし、住民自治による個人住宅の緑化を地区別に積極的に推進していく制度が必要とされる。この制度は緊急度の高い市町村から創意をもって制度化・条例化されることが望まれよう。

なお、協定で定める事項として、協定の目的となる土地の区域(0.5ha以上)、または中高層住宅(20戸以上) 樹種、大きさ、数量、植栽する場所、協定の有効期間(3年以上) その他とし、上記()内の基準を満たす場合、苗木、花苗などの配布 生垣用樹木の供与 運営費の助成(1回限り)などの援助を行う。

また植樹のみならず3章や4章で提案している細街路の一方通行化や外壁後退などについても、住民の意思により協定を結ぶ制度が構想されるべきである。

緑地管理自治連合組織

私たち研究チームが相模原市職員の協力を得て昭和56年4月相模原市大野台地区で主催した“大野台の森を知るつどい”には、周辺自治会、老人会などへの呼びかけた結果、予想を上回る親子連れや老人、主婦が参加し、用意した資料はまたたく間になくなってしまった。当日は大野台の植物や生物を研究している地元の生物学者を講師に招き、森の中を歩きながら住民と交流したが、この森が意外に地域住民に知られていないこと、周辺住民もほとんど足を踏み入れていないことを知った。私たちはこの“つどい”をふまえて次のような参加システムを提案する。 緑地管理自治連合組織の設立・現存している貴重な緑地を維持管理し、さらに他に拡

大していくため、自然を愛し地域のことを考える住民が自立的・主体的に組織する。緑地保全地区周辺住民、市内在住の関心の深い住民、商工団体、PTA、老人会、自治会、労働組合、企業、市、県、中学校自治会、子供会、その他で構成し、地権者や行政関係者も含めた運営委員会を選出する。主催事業 - 緑地の定期的な清掃活動、自然観察会の実施、『かながわ風景づくり』が提唱するグリーンウォッチングのための標識設置、みどりまつりの開催等。

3. 市町村段階の参加

市民農園制度

市街化区域内の農地を残していくための一つの手法として、市民参加で行う市民農園制度を提起する。市民農園は新鮮で安全な野菜を自給できると同時に、大地に親しみ生産の喜びを味わうことができる。また小学生・中学生を対象に「教育農園」とするのもよいし、相模原市で実施しているような高齢者を対象とした「生きがい農園」にする方法もある。

なお同市では市で実施している「生きがい農園」のほかに、住民運動として「土とくらしの互助会」というグループが市民農園を実践している。同会では遊休農地の増加と新鮮で安全な野菜の自給希望を背景に昭和50年にスタートした。55年9月現在、165世帯が参加しており、1世帯当り10坪、年間会費1,000円で運営し、7農場、2,100坪を農家から無料で借り受けている。このグループは有機農法による安全な野菜を栽培し、雨水が浸透していく表土を残し、新旧住民をつないで新しい「ふるさとづくり」をめざすとの考え方ですすめている。

このように市民農園制度は、市町村が実施する場合と住民の自発的・主体的な運動として取組む場合があるが、ここでは市町村が実施し、それに対し住民が直接的に参加していく制度に限定して以下のことを提案する。

市民農園の種類 市町村の責任で「市民農園」実施計画案をつくり、周辺住民の構成、小・中学校の位置などを考え、地域の特性にあわせ市民農園、教育農園、生きがい農園、その他の種類をきめる 貸与期間 - 2年を単位とする コンテストの実施 毎年収穫物のコンテストを実施する 地主に対する補償 固定資産税・都市計画税の免除

市民援農制度

労働力不足のために農業が継続できない農家に対して市民援農制度を適用することにより、農地の保全をはかることができる。1人暮らしの老人の世話をするホームヘルパーに似た考えなので「ファームヘルパー」と呼んでよい。市町村の責任で援農希望農家の名簿（面積・時期など）をつくり、ボランティア登録を行い、要望に応じて市町村が派遣の世話をする制度である。

地域環境整備アドバイザー制度

緑あふれる居住環境形成のため、地域住民に対し専門家の立場から助言する講師を派遣する制度である。これは社会教育における講師派遣制度に似たもので、住民によるまちづくりのときには必要不可欠の制度である。原則として市町村域から公募し、審査会で選考のうえ市町村に登録する。市町村長は住民の要望に応じアドバイザーを派遣する。

緑政市民委員会

「広緑都市構造」への転換を図るため、具体的な政策を市民自身が提案し実施の段階までチェックする新しい市政監視型の参加システムである。武蔵野市緑化市民委員会の方式を参考にしつつ提案する。委員の委嘱 市町村長が委嘱する。まちづくりや緑化への情熱があり、積極的な参加意欲をもつ市民から選考する 委員の構成 市民を中心に学識経験者や市民団体代表を加え10名程度とする。ただし対等な立場で参加

するものとする 権限と活動内容 緑化に関し緊急度の高いものから関係部課との討議を経て市町村長への具体的な提言を行い、市町村長は委員会の提言を尊重し、採用しない場合は理由を明らかにする。また委員会独自に緑に関する記念行事を企画運営したり、関係市民団体や一般市民からなる市民会議を開催し、広報活動もできるものとする。さらに委員会の招集、議題などについて委員会の主体性を尊重し、事務局だけでなく関係部課からも資料提供、説明を求められることができる 委員会の議事は公開とする。

条例制定過程への参加・条例での参加の保障

地方自治法第 74 条の住民による条例制定改廃請求を保障しているが、この請求をまつまでもなく、緑政やまちづくりに関連する条例では制定過程から参加を保障するようなプログラムが必要である。迂回するが結局まちづくりや緑政への関心を高め、条例をより効果的に運用できるからである。また 2 節で提案している「市町村・都市の緑を守る条例」のように、条例の中に住民参加保障条項を盛りこんでいくことがより住民自治へ近づけることとなるのである。

4. 県政への参加システムと経路の創設

県レベルの参加について考える場合、県民が直接的に県政に参加する経路と、県民が市町村政に参加することによって間接的に参加する経路とがあるが、本来住民参加は主に市町村の課題であって、県政への主要な参加の主体は市町村であるという前提をふまえたうえでこの二つの経路が有効に重層的に構成されなければならない。こうした観点から緑政に関する県民参加システムの提案例を示す。

緑政県民委員会

緑政に関する県の計画策定にあたっては、市町村参加を十分に機能させるのは当然のことであるが、直接的な県民の参加方式として県民委員会が必要である。市町村レベルの参加システムである緑政市民委員会と基本的な性格を同じくしているものである。

神奈川県における緑政の展開に関し、 県民討論会の開催 担当部局へのヒアリング 広報紙の発行 具体的な政策の提言 などを行う県民委員会を設置してはどうか。

なお広域自治体である県レベルの委員会の場合、緑地管理自治連合組織など市町村レベルの緑政参加市民組織の代表も含まれるように配慮すべきだが、いわゆる一般市民代表というよりは学識経験者の市民が中心とならざるを得ないであろう。

住民投票制度

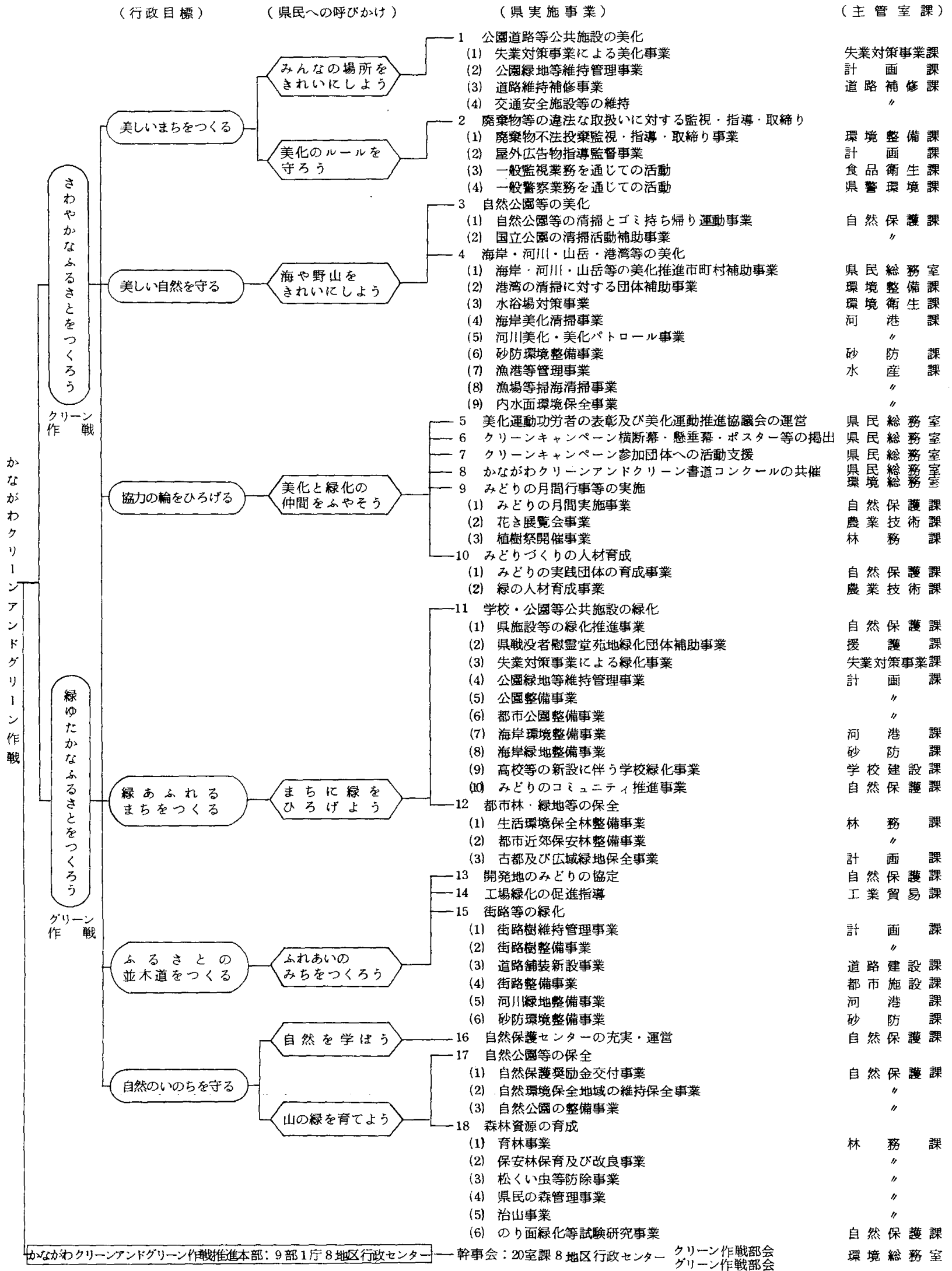
県「都市緑政条例」で「都市緑林保全区域」を指定する場合、関係市町村と十分協議したうえで、「一つの地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない」という憲法第 95 条の規定にかんがみ、その精神と論理をいかし、それぞれの市町村が適用するか否かの決定は原則として住民投票に付すのがよい。

5. 参加の前提としての情報公開・情報提供

昭和 58 年度を目途に現在神奈川県では情報公開条例制定にむけて作業が進められているが、県の事務の 7 割を占める機関委任事務を県独自に公開できるか否かが重要な論点であるとされている。しかしこれまでみてきたように、緑政はこれからの居住環境のあり方を決める最も基本的な課題でありながら集権的支配にからめとられているのが現状であって、「機関委任事務の情報公開については国の省庁と協議する」ということでもなれば従来と何ら変わるところはないであろう。したがって「情報公開は自治体の固有事務」を原則とし、この原則を貫くべきである。

このような情報公開をバックボーンとしつつより重要なことは、緑政に関する政策情報を整理提供することである。

この公開・提供すべき情報を例示すれば、農地・山林・樹木等の賦存量 植生図 公共施設等の緑化状況 開発計画 緑政関係専門家のリストや団体の活動状況 などが挙げられるが、とくに現況や目標がひと目でわかる航空写真や地域環境指標などの視覚化された情報の公開、提供に意を注ぐべきだろう。



<資料>2

みどりの協定実施要綱及びみどりの協定事務 取扱要領の運用（抜粋）

昭和51年7月1日に施行されたみどりの協定実施要綱（以下「要綱」という。）及びみどりの協定事務取扱要領（以下「要領」という。）の運用については、みどりの協定（以下「協定」という。）が適切に実施されるよう次の事項に留意のうえ行うものとする。

第1 要綱第2条の協定の対象行為について

- 1 協定の対象行為は、土地の区画形質の変更又は水面の埋立を伴う行為であり、これらの行為を伴わない単なる木竹の伐採のような行為は、協定の対象とならない。
- 2 土地の区画形質の変更を伴う開発行為であっても、次の行為については、協定の対象としない。
 - (1) 原則として道路の建設のみを目的とする開発行為
 - (2) 農地の造成を目的とする開発行為であって、その全面積を農地として利用するもの及び農業振興計画に位置づけられたもの
 - (3) 農地の一時転用に係る開発行為
- 3 開発行為者及び開発目的を同一とする2か所以上にわたる開発行為地について、これが比較的接近している場合には、その開発行為地を一団の土地と見なすものとし、その開発行為については、一括して協定の対象行為とするものとする。

第2 要綱第3条第1項の協定の締結について

- 1 この協定は、開発行為に係る知事等の許可等の際に締結するものとなっているが、これは、この協定を締結することが許可等の前提条件となっているということである。ただし、知事が特に認める場合には、その許可等の後に協定を締結できるものとする。
- 2 協定を締結するにあたっては、あらかじめ開発行為者に、様式1により緑化計画を提出させるものとし、これについて調査し、協議したうえ協議が整った場合、協定を締結するものとする。
- 3 開発行為者が公共団体又は公共団体に準ずる団体である場合の協定の締結については、次のとおりとする。
 - (1) 開発行為者が国及び本県区域内の地方公共団体である場合は、協定は締結せず、要綱の緑化基準に基づき緑化について協議することができるものとする。
 - (2) 開発行為者が本県である場合は、協定は締結せず、要綱の緑化基準に基づく緑化計画について、様式2により協議のうえ定め、この計画に基づき緑化を図るものとする。
 - (3) 開発行為者が公社、公団その他公共団体に準ずる団体である場合並びに本県以外の都道府県及び本県区域外の地方公共団体である場合は、原則として、協定を締結するものとする。
- 4 市町村において、この要綱と同様な協定制度あるいはこれに準じた制度がある場合は、協議のうえ県あるいは当該市町村のいずれか一方が当該協定を締結することとする。
- 5 市長が許可等の権限のある開発行為であって、ほかに知事等の許可等を伴わない行為又は知事等の許可等に係る開発行為の面積が1ha未満の行為については、協定は締結せず、要綱の緑化基準に基づき緑化を図るよう市を指導するものとする。

第3 要綱第3条第2項の緑化基準（別表第1）について

- 1 緑化基準第1、植樹地の面積の取り方については、別紙1のとおりとする。
- 2 緑化基準第2、共通基準の1の「行為別基準に特別の定めあるもの」とは、行為別基準に植樹地率の定めのある行為のことである。
- 3 緑化基準第3、行為別基準について
 - (1) 行為別基準1の(1)の意味は、都市計画法施行令第25条の公園等の確保基準3%のほかに、公共的な植樹地として、一定の規模により上乗せして植樹地を確保するということであり、公園等を3%確保し、その用地を緑化してもこの基準という植樹地として算定しないということである。
しかし、公園等を3%以上確保している場合は、3%に上乗せした公園等用地について緑化されていれば、その部分については、この基準という植樹地に算定するものとする。

また、中高層住宅の隣棟間等の共用地の植樹地は、公共的な植樹地に含まれるものとし、1戸建て分譲地のような一般宅地内の植樹地は、公共的な植樹地には含まないものとする。

- (2) 市街化区域内の住宅地の植樹地率について、宅地及び建売分譲と中高層住宅が同一開発行為地にある場合は、原則として各々の敷地面積に応じて個別に植樹地率を算定するものとする。
- (3) 行為別基準 1 の(1)のア、イに規定する市街化区域内及び市街化区域外の植樹地率にかかわらず、森林法又は自然公園法に係る住宅地造成を目的とする開発行為の植樹地率は、当該法令に係る基準が定められており、かつこれが要綱の緑化基準を上まわる場合には、この当該法令に係る基準によるものとする。

また、市街化区域及び市街化調整区域が定められていない都市計画区域内で、用途地域を定めている区域における住宅地の造成を目的とする開発行為の植樹地率については、行為別基準 1 の(1)のアの基準によるものとする。

- (4) 行為別基準 4 のゴルフ場とは、ホール数が9ホール以上であり、かつホールの平均距離がおおむね150m以上の施設をいうものとする。

緑政展開の空間的可能性に関する
調査分析報告

ま え が き

本報告書は、昭和 55 年度に神奈川県自治総合研究センターから委託された「緑政展開の空間的可能性に関する調査分析」の成果をとりまとめたものである。

大都市周辺地域における居住環境のあり方を検討するにあたって、緑地空間の確保は最も基本的な課題の一つとなるものであるが、この問題を広域的見地から、また定量的に把握しようという試みは、従来あまり数多くはなされていない。

本調査は、居住環境整備の一環としての緑政政策のあり方を検討するため、その基礎資料として、神奈川県下における緑政環境の現状および動向について数値解析を行い、特定地区における緑政環境の実態を把握することを目的としている。

このような有意義な調査を行う機会を与えられた神奈川県自治総合研究センターに深く感謝するとともに、有益な指導・助言を与えられた菅原良長講師および研究チームの方々に厚くお礼を申し上げる次第である。

昭和 56 年 3 月

二 宮 事 務 所

図リスト

- 図 1 地域区分
- 2 面積・人口の分布
- 3 地域別の面積・人口占率
- 4 緑政対象地の内容構成
- 5 市街化区域内の要素別緑政対象地率
- 6 市街化区域内の 1 人当り緑政対象地量
- 7 地域別緑政対象地率
- 8 地域別 1 人当り緑政対象地量
- 9 地域別市街化区域内緑政対象地率
- 10 地域別市街化区域内都市的緑政対象空間地率
- 11 地域別市街化区域内自然的緑政対象空間地率
- 12 地域別市街化区域内 1 人当り緑政対象地量
- 13 人口 1 人当り緑政対象地量
- 14 市街化区域内人口 1 人当り緑政対象地量
- 15 地域別緑政対象地面積の増減
- 16 地域別 1 人当り緑政対象地量の増減
- 17 人口 1 人当り緑政対象地量の増減
- 18 市街化区域内人口 1 人当り緑政対象地量の増減

表リスト

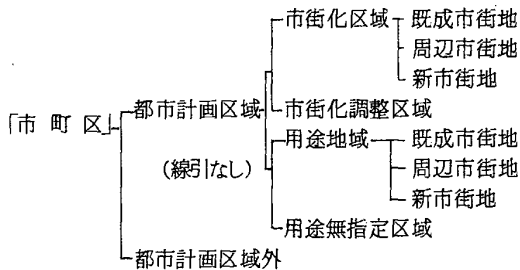
- 表 1 対象地区の概況
- 2 土地利用分類
- 3 県民の居住環境

- 表 4 地域別の居住環境
- 5 地域別市街化区域、既成市街地の状況
- 6 市街化区域内の充填の状況
- 7 県民居住環境の動向
- 8 地域別居住環境の動向
- 9 「県土」における緑政対象地量
- 10 区域別の緑政対象地率
- 11 区域別の 1 人当り緑政対象地量
- 12 地域別の緑政対象地水準
- 13 地域別区域別緑政対象地率
- 14 地域別区域別 1 人当り緑政対象地量
- 15 地域別市街化区域内緑政対象地率
- 16 地域別市街化区域内 1 人当り緑政対象地量
- 17 市町区別 1 人当り緑政対象地量
- 18 「県土」の緑政対象地の動向
- 19 区域区分別緑政対象地の増加率
- 20 地域別緑政対象地量の動向
- 21 地域別緑政対象地率・1 人当り緑政対象地量の動向
- 22 地域別市街化区域内緑政対象地量の動向
- 23 地域別市街化区域内 1 人当り緑政対象地量の動向
- 24 3 市の居住環境と動向
- 25 3 市の緑政対象地率と緑政対象地水準
- 26 3 市の緑政対象地面積の動向
- 27 3 市の緑政環境の動向
- 28 県央地域の区域区分別面積と動向
- 29 3 市の面積・人口とその変化
- 30 厚木市の緑政環境(1)
- 31 厚木市の緑政環境(2)
- 32 相模原市の緑政環境(1)
- 33 相模原市の緑政環境(2)
- 34 海老名市の緑政環境(1)
- 35 海老名市の緑政環境(2)

第1章 調査分析の条件と県民居住環境の概観

1 数値解析の枠組

- (1) **分析の方法** 神奈川県では、都市計画の決定と見直しの基礎資料とするために『都市計画基礎調査』を行っているので、その昭和49年度分と54年度分の調査資料を用い、緑政環境の量的な検討を行う。
- (2) **対象地区** 対象地区は全県としているが、『基礎調査』を実施していない地区もあるので、調査が行われている市町村区および地区のみを対象とする。個別市町村区の取扱いの内容は表-1のとおりである。
- (3) **地域区分** 集計単位は、市町区を最小単位とするが、県下を表-1・図-1のように7地域に区分する。
- (4) **特殊用途区分** 集計単位である市町区は、さらに下記のように市街化区域、市街化調整区域等の特殊用途区分（以下「区域」という）がなされている。



このうち、未線引区域については、用途指定区域を市街化調整区域と読みかえて分析している。これに該当する市町は、山北町、箱根町、湯河原町、真鶴町、津久井町、相模湖町、藤野町の7町である。

- (5) **データ処理上の問題点** 分析上問題となる点について、次のような処理を行っている。

市町区の都市計画区域合計値をベースとする。①土地利用内訳について、相模原市、逗子市は、基地を除く。②松田町については昭和49年の土地利用内訳が町全域で集計されているので、昭49-54の増減は、都市計画区域でなく、町全域とする。

県合計は、検討対象市町区の積み上げ合計値とする。このため、都市計画区域外の区域、および清川村は除外されている。

横浜市、川崎市の昭和49年資料については、市街化区域の土地利用内訳は、既成市街地、周辺市街地、新市街地別に調査されていないので、既成市街地の欄にまとめてある。また交通用地、公共空地のカテゴリーが設けられておらず、川崎市では田、畑が農耕地として一本化されている。

2 調査地区土地利用現況図面基礎資料

調査の対象とする3地区の土地利用現況について図化し、作成した図面をもとに地区現況特性を分析するものである。なお、海老名市については別途市街化の変遷について時系列で図化する。土地利用現況図の作成にあたっては、次のものを根拠としている。

(1) 現況視察調査

昭和56年5月17日：3地区の現況視察

5月21日：航空写真のない部分、航空写真で判別のつかない部分の調査と確認

(2) 現況図面作成基礎資料

航空写真 土地利用現況の読み取りのための最も基本的な資料として以下のものを使用した。

厚木市妻田地区 : 昭和55年5月撮影(カラー)

相模原市大野台地区 : 昭和55年5月撮影(カラー)

海老名市大谷地区 : 昭和55年秋(10月)撮影(カラー)

住宅(明細)地図 - 主として建物用途の確認のために使用した。

厚木市妻田地区 : 昭和54年版(明細地図社)

相模原市大野台地区 : 1979年版(住宅地図出版)

海老名市大谷地区 : 昭和55年版(明細地図社)

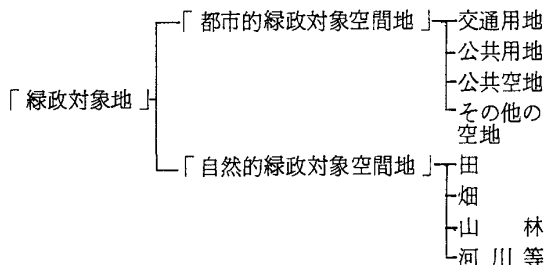
地形図 土地利用現況図のベースとして利用した。

最新の土地利用状況は、航空写真、住宅地図等により補完した。

- 厚木市妻田地区：縮尺1：2,500 昭和53年修正作図
- 相模原市大野台地区：縮尺1：2,500 昭和53年修正作図
- 海老名市大谷地区：縮尺1：2,500 昭和54年作図

3 緑政対象地の定義と内容

本調査では緑政対象地を次の範囲でとらえることにする。



この場合、「都市的緑政対象空間地」を「都市的緑地」、「自然的緑政対象空間地」を「自然的緑地」、そして「緑政対象地」を「緑地」と略記することもあるが、その概念構成内容は変わらない。これはあくまでも“政策形成概念”志向に重点をおいたので、いわゆる“事実認証概念”としての在来のとらえかたとはちがっていることに注意されたい。

『都市計画基礎調査』による昭和54年、49年の土地利用カテゴリーとの対応関係は、次のとおりである。また、各カテゴリーの内容は、表-2のとおりである。

なお、この調査では、<緑政対象地=「県土」-宅地>のことである。土地所有関係に着目した一応の区分でいえば、私的緑化必要空間としてのAを除く、B（公的緑化対象空間）+ C（私的緑地残存空間）+ D（公共私的緑地残存空間）のすべてをいけば「緑政展開対象空間」の範囲にいられている。ただしA空間を緑政の対象空間にすべきでないという考え方でないことはいうまでもない。

本調査による 緑政対象地	昭和54年調査 のカテゴリー	昭和49年調査 のカテゴリー		
A 私的 緑化 必要 空間	住宅用地 商業用地 工業用地 └─工業用地 └─うち倉庫	住宅用地 商業用地 工業用地	都市的 土地 利用	
	交通用地	交通用地 └─道路 └─その他の交通用地		交通用地
	公共用地	公共用地 空地		公共用地
	公共空地	公共空地		公共空地
B 公的 緑化 必要 空間	その他の空地	その他の空地	その他の空地	都市的 土地 利用
	農 業 地			
	田	田 └─用水路 └─農道（田畑面積 で按分）	田	
	畑	畑	畑	
C 私的 緑地 残存 空間	山林	林用地 └─山林 └─林道	山林	自然 的 土 地 利 用
	河川等	河川敷 └─緑地 └─堤外地 └─水面 └─湖面 └─湖沼 └─荒蕪地 └─海浜 └─その他の荒地	原野・牧野 低湿地 荒蕪地 水面	
D 公共 私的 緑地 残存 空間				

图-1 地域区分



表 - 1 対象地区の概況

	行政区 面積 (km^2)	都市計 画区域 面積 (km^2)	都市計画の状況			人 口 (昭和54年)		備 考
			線引き あり	線引き なし用 途地域	都市計 画区 域なし	総 数 (人)	調 査 地区内	
県 計	2,395.92	1,982.99				6,724,865	6,846,440	
県西地域	635.78	401.43				327,143	327,135	対象地区は行政区の全域
小田原市	114.24	114.24				175,393	177,047	" "
南足柄市	77.57	77.57				39,484	39,598	" "
中井町	19.75	19.75				8,226	8,475	" "
大井町	14.71	14.71				12,251	12,516	" "
松田町	37.33	5.71				12,459	12,481	" 一部
山北町	224.25	21.53				14,058	10,894	" 一部
開成町	6.23	6.23				10,634	10,559	" 全域
箱根町	94.03	94.03				19,451	20,296	" "
真鶴町	7.00	7.00				10,125	10,082	" "
湯河原町	40.67	40.66				25,062	25,187	" "
湘南地域	212.68	212.68				752,140	763,831	
平塚市	67.88	67.88				207,423	210,465	" 全域
藤沢市	69.63	69.63				288,805	293,395	" "
茅ヶ崎市	35.76	35.76				165,868	168,849	" "
寒川町	13.22	13.22				34,228	35,122	" "
大磯町	17.23	17.23				29,353	29,393	" "
二宮町	8.96	8.96				26,463	26,607	" "
三浦半島地域	204.66	204.65				721,149	727,760	
横須賀市	99.11	99.10				413,678	419,157	" 全域
鎌倉市	39.53	39.53				173,231	173,331	" "
逗子市	17.86	17.86				58,568	58,485	" "
三浦市	31.16	31.16				48,347	49,067	" "
葉山町	17.00	17.00				27,325	27,720	" "
県央地域	543.52	471.57				1,138,560	1,173,300	
秦野市	104.16	104.16				112,740	118,528	" 全域
厚木市	92.86	92.86				128,705	136,652	" "
伊勢原市	55.72	55.72				66,508	68,181	" "
愛川町	34.11	34.11				27,975	28,496	" "
相模原市	90.77	90.77				415,081	427,410	" "
大和市	28.57	28.57				162,598	165,858	" "
海老名市	25.20	25.20				70,321	73,424	" "
座間市	17.94	17.94				90,490	92,456	" "
綾瀬市	22.24	22.24				60,741	62,294	" "
清川村	71.95	0.00				3,401	0	対象地区なし

	行政区域面積 (km ²)	都市計画区域面積 (km ²)	都市計画の状況			人口(昭和54年)		備 考
			線引きあり	線引きなし用途地域	都市計画区域なし	総数 (人)	調査 地区内	
横浜市地域	426.47	426.47				2,723,940	2,763,270	
鶴見区	31.28	31.28				230,191	223,421	対象地区は行政区域の全域
神奈川区	23.75	23.75				201,580	210,872	" "
西区	6.27	6.27				80,986	81,220	" "
中区	18.37	18.37				116,831	123,811	" "
南区	12.51	12.51				195,082	194,065	" "
港南区	19.71	19.71				181,457	184,142	" "
保土ヶ谷区	21.62	21.62				181,854	180,513	" "
旭区	32.49	32.49				204,154	207,158	" "
磯子区	18.20	18.20				155,752	156,177	" "
金沢区	27.95	27.95				143,940	148,096	" "
港北区	42.02	42.02				264,920	265,045	" "
緑区	77.77	77.77				274,992	280,402	" "
戸塚区	77.60	77.60				391,811	397,346	" "
瀬谷区	16.93	16.93				100,390	101,002	" "
川崎市地域	135.08	135.08				1,011,543	1,043,674	
川崎区	31.55	31.55				197,856	203,831	" 全域
幸区	10.05	10.05				140,729	141,789	" "
中原区	14.59	14.59				184,121	188,446	" "
高津区	34.50	34.50				270,519	278,967	" "
多摩区	44.39	44.39				218,318	230,641	" "
県北地域	237.73	125.69				50,390	47,468	
津久井町	122.18	50.90				19,265	18,519	" 一部
相模湖町	31.40	31.40				8,366	8,701	" 全域
藤野町	65.04	24.28				8,961	5,820	" 一部
城山町	19.11	19.11				13,798	14,428	" 全域

- 〔資料〕 (1) 行政区域面積 昭和54年12月発行 『神奈川の土地利用』(昭和53年10月1日現在)
- (2) 都市計画区域面積 横浜・川崎を除く市町村は昭和54年度版『都市計画年報』昭和54年3月31日現在、横浜市、川崎市は行政区域面積とする。
- (3) 人口総数 昭和54年度版『全国人口世帯数表』自治省行政局編、ただし調査地区内人口は調査時点が異なるので一致しない。

表 - 2 土地利用分類

項 目		摘 要
農 業 地	田	水 田
	畑	畑、菜園、桑園、菜畑、果樹園、その他の樹木園、農業用施設用地
	農 道	道路法以外の道路で、農業用に供されている幅員1.8m以上のもの(1/2,500図上で読めるもの)
	用 水 路	農業用に利用されている水路で、河川管理以外のもの
林 用 地	山 林	針葉樹林、広葉樹林、竹林等
	林 道	林務課、営林署等の公的管理の道路で、道路法以外のもの
河 川 敷		都市下水路および普通河川以上の河川管理区域をいう。ただし保全区域及び兼用道路は含まない
	緑 地 等	河川敷において、公園・緑地・広場等に利用されているもの
	堤 外 地	(河川敷) - (緑地等 + 水面)
	水 面	1/2,500図上において、流水部として表示されている区域
水面	湖 沼	湖、沼、池
荒 蕪 地	海 浜	海に接し、主として砂地の区域
	その他荒地	上記いずれにも属さない自然的土地利用の区域
住 宅 用 地		一般住宅、併用住宅、アパート
商 業 用 地		業務、一般店舗、娯楽宿泊
工 業 用 地		工業用地
公 共 用 地		官公署、供給処理施設、病院、競馬場、学校、流通業務施設
交 通 用 地	道 路	道路法上の道路(認定道路とする)
	その他交通用地	鉄道敷、駐車場、ターミナル
空 地	公 共 空 地	公園、緑地、運動場
	その他の空地	未利用地、改変工事中の空地

<資料> 『昭和54年度 都市計画基礎調査(実施要綱)』 昭和54年6月・神奈川県土木部計画課

4. 県民居住環境の現況と動向

(1) 居住環境の現況特性

表-3にみるように、昭和54年における調査区域の面積は、約201千ha、人口は6,846千人である。人口密度はグロスで34.0人/haである。

区域の内訳は、市街化区域が46.5%の約94千haであり、市街化調整区域が53.5%の約108千haである。市街化区域の内訳は、既成市街地32.7%、周辺市街地8.9%、新市街地4.8%である。

人口は、圧倒的に市街化区域に集中しており、6,427千人と約94%を占めている。このうち既成市街地が5,580千人と全体の81.5%を占めており、周辺市街地

表 - 3 県民の居住環境

	面 積		人 口		人 口 密 度 人/ha
	実 数	比	実 数	比	
計	201,449	100.0	6,846,440	100.0	34.0
市街化区域	93,680	46.5	6,427,010	93.9	68.6
既成市街地	65,955	32.7	5,580,310	81.5	84.6
周辺市街地	17,979	8.9	594,256	8.7	33.1
新市街地	9,747	4.8	252,434	3.7	25.9
市街化調整区域	107,769	53.5	419,434	6.1	3.9

図 - 2 面積・人口の分布 (昭54) 単位 %

面積	市街化区域 (46.5)		市街化調整区域 (53.3)	
	既成市街地 (32.7)	周辺市街地 (8.9)	新市街地 (4.8)	
人口			(81.5)	(8.7)
			(93.9)	(6.1)

8.7%、新市街地 2.7%である。また、市街化調整区域には全人口の 6.1%が居住している。面積と人口の分布の対応関係は図 - 2 のとおりである。

人口密度は、市街化区域 68.6 人/ha であり、市街化調整区域は 3.9 人/ha である。市街化区域内では既成市街地 84.6 人/ha となっており、周辺市街地、新市街地はそれぞれ 33.1 人/ha、25.9 人/ha と、既成市街地の密度の半分以下である。

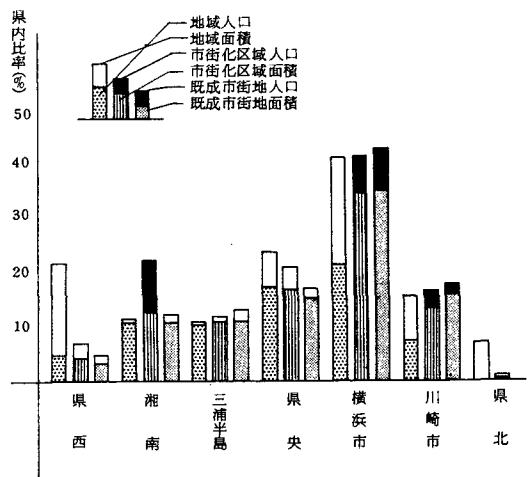
県内を 7 地域に区分 (表 - 4) しているが、最も広いのは県央地域の約 47,000ha であり、最も狭いのは県北地域の約 12,600ha である。人口は横浜市地域が最も多く、約 2,760 千人であり、最も少ないのが約 47 千人の県北地域である。地域別の人口密度は、川崎市地域の 73.4 人/ha から県北地域の 3.8 人/ha の範囲にわたっている。

表 - 4 地域別の居住環境 (昭54)

	人口 人	面積 ha	人口密度 人/ha	県内比率 %		
				人口	面積	都市的土地利用
県計	6,846,440	201,449.0	34.0	100.0	100.0	100.0
県西	327,135	43,286.0	7.6	4.8	21.5	8.2
湘南	763,831	21,268.2	35.9	11.2	10.6	12.6
三浦半島	727,760	20,465.0	35.6	10.6	10.2	11.6
県央	1,173,300	46,998.3	25.0	17.1	23.3	21.4
横浜市	2,763,270	42,646.9	64.8	40.4	21.2	32.6
川崎市	1,043,680	14,216.0	73.4	15.2	7.1	11.7
県北	47,468	12,569.0	3.8	0.7	6.2	1.9

人口が最も多く居住しているのは市街化区域であり、その中でも既成市街地が主であるが、地域別の市街化区域、既成市街地の状況は図 - 3 のとおりである。面積では、地域面積の県内比率よりも市街化区域の比率が高い

図 - 3 地域別の面積・人口占率 (昭和54)



のは、横浜市地域、湘南地域、三浦半島地域、川崎市地域であり、湘南地域を除くこれら 3 地域では既成市街地の比率はさらに高くなっており、都市化された地域であることが示されている。人口に関しては、市街化区域人口の県内比率が地域合計人口の比率より高くなっているのは、横浜市地域、川崎市地域であり、この 2 地域および三浦半島地域では既成市街地での人口比率はさらに高くなっている。

人口密度は、表 - 5 のとおり、市街化区域、既成市街地ともに同じような傾向を示しているが、県平均を上回っているのはいずれも横浜市地域、川崎市地域の 2 地域である。県北地域は市街化区域で県平均の 1/2 以下で 7 地域中最も低く、既成市街地は存在していない。

市街化区域内でどれくらいの都市的土地利用になっているかをみたのが表 - 6 である。県全体で 73.7%と約 3/4 が充填されていることになる。地域別では、この比率が最も高いのは川崎市地域で 79.3%となっており、湘南地域、横浜市地域、三浦半島地域はいずれも 70%台である。一方、県北地域は 48.1%と、まだ都市的土地利用が半分にもみえない状況である。

(2) 居住環境動向の特徴

昭和 49 年から 54 年までの期間に、県民の居住環境に次のような変化が生じている (以下、表 - 7 参照)。都市計画区域面積は、全体で約 1,100ha 増加しており、内訳では市街化区域の増加が約 2,600ha ある一方、市街化調

表 - 5 地域別市街化区域，既成市街地の状況

(昭54)

	市街化区域			既成市街地				
	面積		人口	人口密度	面積		人口	人口密度
県 計	ha	%	人	人/ha	ha	%	人	人/ha
		93,680	100.0	6,427,010	68.6	65,955	100.0	5,580,310
県 西	6,506	6.9	272,874	41.9	3,147	4.8	190,775	60.6
湘 南	11,605	12.4	703,908	60.7	7,946	12.0	596,082	75.0
三島半島	10,947	11.7	696,006	63.6	8,502	12.9	615,505	72.4
県 央	19,333	20.6	1,067,310	55.2	11,038	16.7	839,930	76.1
横 浜 市	31,955	34.1	2,621,850	82.0	25,025	37.9	2,361,160	94.4
川 崎 市	12,462	13.3	1,038,440	83.3	10,298	15.6	976,857	94.9
県 北	872	0.9	26,621	30.5	0	0.0	0	0

整区域では約 78.9% となる。

表 - 6 市街化区域内の充填の状況

	市街化区 (A)	都市的土地 利用 (B)	(B)/(A)
	ha	ha	%
県 計	93,680	69,014	73.7
県 西	6,506	4,276	65.7
湘 南	11,605	8,746	75.4
三浦半島	10,947	8,157	74.5
県 央	19,333	13,497	69.8
横 浜 市	31,955	24,035	75.2
川 崎 市	12,462	9,885	79.3
県 北	872	419	48.1

1,500haの減少となっている。人口は都市計区域全体で約644千人増加しており、内訳では市街化区域で約683千人と全体の

表 - 8 地域別居住環境の動向

(昭49 - 54)

	人口増減		面積増減		
	都市計	対 県	都市計	都市的	対 県
	画区域	寄与率	画区域	土地利	寄与率
県 計	人	%	ha	ha	%
	643,920	100.0	1,129.8	4,313.4	100.0
県西地域	15,007	2.3	196.8	17.2	0.4
湘南地域	96,909	15.0	1.7	231.7	5.4
三浦半島地域	63,855	9.9	1.4	25.2	0.6
県央地域	217,244	33.7	9.1	1,056.2	24.5
横浜市地域	194,759	30.2	339.9	1,393.3	32.3
川崎市地域	46,882	7.3	599.0	1,443.6	33.5
県北地域	9,260	1.4	0.0	230.9	5.4

増加を上回って増加しており、市街化調整区域では約39千人の減少となっている。この結果、人口密度は都市計画区域全体で3.0人/haの増加、市街化調整区域で0.3人/haの減となっている。

表 - 7 県民居住環境の動向

(昭49 - 54)

	面積増	増加率	人口増	増加率	密度増
	ha	%	人	%	人/ha
計	1,129.8	100.0	643,920	100.0	3.0
市街化区域	2,585.8	228.9	683,200	106.1	5.5
市街化調整区域	1,456.0	128.9	39,280	6.1	0.3

地域別にこの動向をみると(表-8)、面積が大幅に増加したのは、川崎市、横浜市、県西であるが、その内容は次のとおりである。(100ha以上の増減のみ記載)

人口は、全地域増加しているが、最も増加したのは県央の約217千人で、増加寄与率は33.7%であり、次いで横浜市の約195千人、30.2%である。この2地域で増加総数の63.9%を占めており、湘南を含めると

都市的土地利用の増加は、区域面積の増加よりはるかに大きく、約3.8倍ある。大幅な増加を示したのは川崎市の1,443.6ha(増加寄与率33.5%)、横浜市の1,393.3ha(32.3%)、県央の1,056.2ha(24.5%)であり、この3地域で全体の90.3%を占めている。

第2章 県域全体の分析結果と評価

1 県レベルの緑政環境の現況

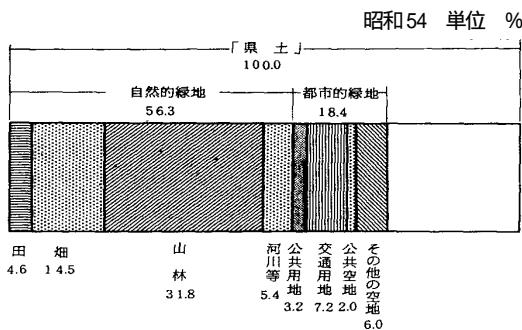
この調査で定義した緑政対象地は、県下で約150千haあり、県土全体の74.7%、県民1人当たり219.9 m^2 人を占めている(表-9)。内訳は都市的緑政対象空間地が18.5%を占めており、自然的緑政対象空間地は56.3%である。(図-4)。

表9 「県土」における緑政対象地量

(昭54)

	面積	比	1人当り緑政対象地量
計	201,449 ha	100.0 %	294.2 m^2 /人
緑政対象地計	150,552	74.7	219.9
都市的緑地	37,180	18.5	54.3
公共用地	6,400	3.2	9.3
交通用地	14,602	7.2	21.3
公共空地	4,099	2.0	6.0
その他の空地	12,079	6.0	17.6
自然的緑地	113,371	56.3	165.6
田	9,346	4.6	13.7
畑	29,169	14.5	42.6
山林	64,077	31.8	93.6
河川等	10,779	5.4	15.7

図4 緑地の内容構成



都市的緑政対象空間地のうちで最も量の多いのは「交通用地」の14,602ha(構成比7.2%)であり、次いで「その他の空地」の12,079ha(6.0%)である。

自然的緑政対象空間地では「山林」が最も多く64,077ha(31.8%)で、次いで「畑」の29,169ha(14.5%)で

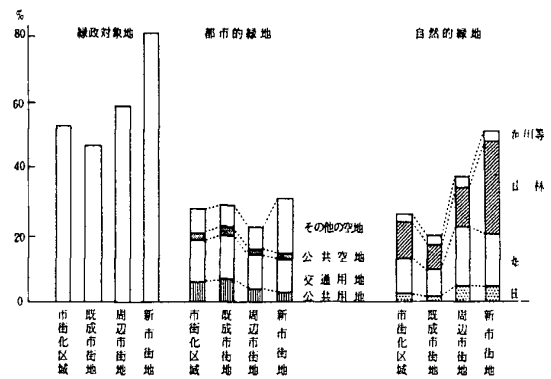
ある。「田」は9,346ha(4.6%)と自然的緑政対象空間地の中では最も少ない。

緑政対象地の分布状況を区域別にみると、市街化区域では区域面積の53.1%しかないのに対し、市街化調整区域では93.5%となっており、緑政対象地賦存量の差は明瞭である。

市街化区域内の緑政対象地は、都市的緑政対象空間地27.3%、自然的緑政対象空間地25.8%とほぼ半々となっている。都市的緑政対象空間地では、「交通用地」が最もウエイトが高く12.5%、次いで「その他の空地」が7.4%、以下「公共用地」5.4%、「公共空地」2.1%と続いている。一方、自然的緑政対象空間地については、「山林」の10.6%、「畑」の10.4%がほぼ並んでおり、「河川等」の2.7%、「田」の2.1%となっている(以下、表-10、図-5参照)。

図-5 市街化区域内の要素別緑政対象地率

(昭54)



市街化区域を区分別にみると、緑政対象地率は既成市街地で47.3%、周辺市街地で59.2%、新市街地で80.9%と順次高くなっている。これは、都市的緑政対象空間地が22.1%~30.2%と比較的差がないのに対して、自然的緑政対象空間地は19.0~50.7%と大きく、比率が異なるためである。また、既成市街地では、都市的緑政対象空間地のウエイトが高いのに比べて、新市街地では自然的緑政対象空間地のウエイトが高くなっているのが特徴的である。都市的緑政対象空間地については、既成市街

表 - 10 区域別の緑政対象地率

(昭54) 単位 %

区 域 計	都市計 画区域	緑政対 象地計	都市的 緑 地	都市的 緑 地				自然 的 緑 地	自然 的 緑 地			
				公 共 用 地	交 通 用 地	公 共 空 地	そ の 空 地		田	畑	山 林	河 川 等
区 域 計	100.0	74.7	18.5	3.2	7.2	2.0	6.0	56.3	4.6	14.5	31.8	5.4
市 街 化 区 域	100.0	53.1	27.3	5.4	12.5	2.1	7.4	25.8	2.1	10.4	10.6	2.7
既成市街地	100.0	47.3	28.3	6.3	13.5	2.3	6.3	19.0	1.3	7.5	7.8	2.4
周辺市街地	100.0	59.2	22.1	3.7	10.2	1.6	6.6	37.0	4.2	17.9	11.4	3.6
新市街地	100.0	80.9	30.2	2.6	9.7	1.6	16.3	50.7	4.2	15.6	27.7	3.1
市 街 化 調 整 区 域	100.0	93.5	10.7	1.3	2.7	2.0	4.8	82.8	6.8	18.1	50.3	7.6

地、周辺市街地とも「交通用地」が最も大きい。新市街地では「その他の空地」が最も大きいのが特徴的である。自然的緑政対象空間地では、既成市街地で「畑」「山林」がほぼ同量であるのに対し、周辺市街地では「畑」が、新市街地では「山林」が最も大きいのが特徴的である。

市街化調整区域では、緑政対象地率93.5%であるが、

自然的緑政対象空間地が82.8%で緑政対象地の大部分を占めている。

県民1人当りの緑政対象地量でみると、市街化区域では77.4m²/人であるのに対し、市街化調整区域では2403.3m²/人と、30倍以上の開きがある(以下、表-11、図-6参照)。

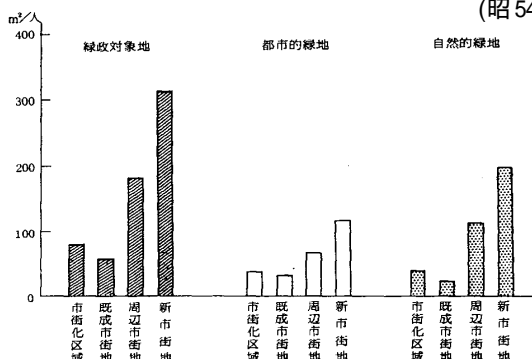
表 - 11 区域別の1人当り緑政対象地量

(昭54) 単位 m²/人

区 域 計	都市計 画区域	緑政対 象地計	都市的 緑 地	都市的 緑 地				自然 的 緑 地	自然 的 緑 地			
				公 共 用 地	交 通 用 地	公 共 空 地	そ の 空 地		田	畑	山 林	河 川 等
区 域 計	294.2	219.9	54.3	9.3	21.3	6.0	17.6	165.6	13.7	42.6	93.6	15.7
市 街 化 区 域	145.8	77.4	39.8	7.9	18.2	3.0	10.8	37.6	3.1	15.1	15.4	4.0
既成市街地	118.2	56.0	33.5	7.4	15.9	2.7	7.4	22.5	1.5	8.9	9.2	2.9
周辺市街地	302.5	179.0	66.9	11.1	30.9	4.9	20.1	112.1	12.7	54.2	34.4	10.8
新市街地	386.1	312.3	116.4	10.0	37.3	6.2	63.0	195.9	16.3	60.4	107.1	12.1
市 街 化 調 整 区 域	2,569.4	2,403.3	276.2	32.1	69.8	51.2	123.1	2,127.1	175.1	464.1	1,292.0	196.0

図 - 6 市街化区域内の1人当り緑政対象地量

(昭54)



市街化区域内の緑政対象地については、都市的緑政対象空間地 39.8m²/人、自然的緑政対象空間地 37.6m²/人と両者の間にあまり差はない。各区域区分間での内訳順

位は、緑政対象地率の場合と同じ傾向である。

各区域区分別の1人当り緑政対象地量をみると、既成市街地 56.0m²/人、周辺市街地 179.0m²/人、新市街地 312.3m²/人となっており、既成市街地は周辺市街地の約1/3、新市街地の約18%の水準にしかすぎない。このようなアンバランスは、特に自然的緑政対象空間地に関しきわだっている。

2 地域別の緑政環境の現況

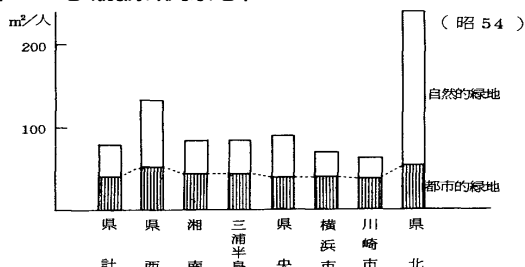
地域内の緑政対象地率は、県合計が74.7%であるが、この水準を上回るのは、県西(91.1%)、県北(94.7%)のみである。最も低いのは川崎市の56.9%であり、横浜市(63.9%)がこれに次いでいる。都市的緑政対象空間地については、横浜市が最も高く30.2%であり、川

崎市(28.2%)がこれに次いでいる。一方、自然的緑政対象空間地が最も少ないのは川崎市の28.7%であり、川崎市と横浜市(33.8%)の2地域がきわだって低い水準である(表-12、図-7参照)

表-12 地域別の緑政対象地水準 (昭54)

	緑政対象地率(%)			1人当り緑政対象地量 (m^2 /人)		
	緑政対象地	都市的緑地	自然的緑地	緑政対象地	都市的緑地	自然的緑地
県計	74.7	18.5	56.3	219.9	54.3	165.6
県西	91.1	7.5	83.6	1,204.8	98.8	1,105.9
湘南	69.3	20.8	48.5	193.0	57.9	135.1
三浦半島	70.9	21.2	49.7	199.3	59.6	139.8
県央	73.7	15.4	58.3	295.2	61.6	233.5
横浜市	63.9	30.2	33.8	98.7	46.5	52.1
川崎市	56.9	28.2	28.7	77.6	38.4	39.1
県北	94.7	8.7	86.0	2,507.2	229.3	2,277.9

図-7 地域別緑政対象地率



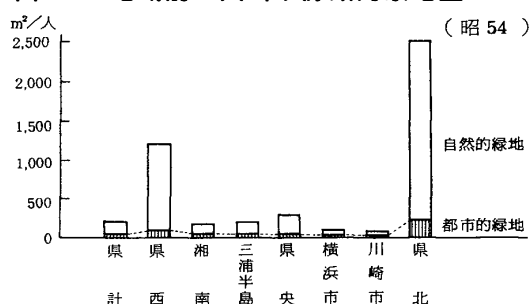
人口1人当りの緑政対象地水準で比較すると、県平均で $219.9m^2$ /人であるのに対し、これを上回るのは県北($2,507.2m^2$ /人) 県西($1,204.8m^2$ /人) 県央($295.2m^2$ /人)である。最も水準の低いのは川崎市の $77.6m^2$ /人で、横浜市の $98.7m^2$ /人がこれに次いでいる。川崎市と県北との水準の開きは約32倍である(表-12、図-

表-13 地域別区域別緑政対象地率

	(昭54) 単位 %								
	県計	県西	湘南	三浦半島	県央	横浜市	川崎市	県北	
計	74.7	91.1	69.3	70.9	73.7	63.9	56.9	94.7	
市街化区域	53.1	55.6	50.4	52.8	48.9	56.5	51.3	68.2	
既成市街地	47.3	52.2	44.8	49.4	41.4	50.6	44.7	0	
周辺市街地	59.2	57.5	62.6	60.9	52.9	66.6	70.1	67.7	
新市街地	80.9	66.6	63.8	85.0	77.4	82.7	87.5	98.6	
市街化調整区域	93.5	97.3	92.0	91.7	91.0	86.2	96.7	96.7	

8参照) 都市的緑政対象空間地の水準についても、その格差は緑政対象地合計ほどではないが、特性は variably なく、最も水準の高いのは県北の $229.3m^2$ /人で、最も低いのは川崎市の $38.4m^2$ /人で、その比は約6.0倍である。自然的緑政対象空間地については地域による差が大きく、県北が1人当り $2,277.9m^2$ あるのに対して、川崎市は $39.1m^2$ と県北地域のわずか1.7%にしかすぎない。

図-8 地域別1人当り緑政対象地量



区域区分別に緑政対象地率をみると(表-13)、いずれの地域でも、既成市街地の緑政対象地率が最も低く(県北地域では既成市街地は存在しない)、周辺市街地、新市街地と高くなり、市街化調整区域はさらに高くなっている。地域別の緑政対象地率の差は、既成市街地で最高・最低で10.8ポイントの差があるが(県西52.2%、県央41.4%) 周辺市街地になるとこの差は拡大して17.2ポイントと拡大し(川崎市70.1%、県央52.9%) さらに新市街地になると34.8ポイントとなっている(県北98.6%、湘南63.8%) このことは、既成市街地では緑政対象地のうち都市的緑政対象空間地の占めるウエイトが高いため等質的になるのに対し、新市街地では位置的条件等によって地域差が反映されるためであると思われる。

同じく、区域区分別に1人当り緑政対象地量をみると

(表-14)

一般的には、既成市街地 周辺市街地 新市街地 市街化調整区域と緑政対象地量が増大する(例外は、湘

表 - 14 地域別区域別 1 人当り緑政対象地量

(昭54)単位 $m^2/人$

	県 計	県 西	湘 南	三浦半島	県 央	横浜市	川崎市	県 北
計	219.9	1,204.8	193.0	199.3	295.2	98.7	77.6	2,507.2
市街化区域	77.4	132.5	83.1	83.0	88.7	68.8	61.6	223.6
既成市街地	56.0	86.1	59.7	68.3	54.4	53.6	47.1	-
周辺市街地	179.0	210.6	224.3	164.0	165.4	149.9	140.9	218.3
新市街地	312.3	1,143.7	153.6	1,016.4	563.9	238.5	421.7	35,500.0
市街化調整区域	2,403.3	6,597.3	1,483.0	2,748.7	2,374.8	651.8	3,240.6	5,423.3

南の新市街地
周辺市街地、
および県北の
市街化調整区
域 新市街地
である)。緑
政対象地率が

異なること、人口集積の相違によって、1 人当りの水準は大きな差があり、県計で既成市街地に比べて周辺市街地は約 3.2 倍、新市街地は約 5.6 倍となっている。さらにここでも規模のバラツキは既成市街地から新市街地へと大きくなっていく。

市街化区域内の緑政対象地率と 1 人当り緑政対象地量の内容をみると(以下、表 - 15、16 と図 - 9、10、11、12 参照) 次のような点特徴的である。まず、緑政対象地率では、県北が最も高く、横浜市、県西が次いでおり、この 3 地域が県の水準を上回っている。都市的緑政対象空間地では、横浜市、川崎市が県の水準を上回っているが、これは「交通用地」および「その他の空地」

図 - 9 地域別市街化区域内緑政対象地率 (昭 54)

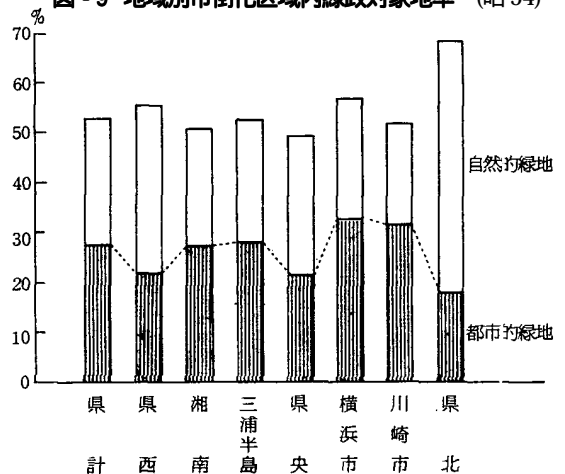


表 - 15 地域別市街化区域内緑政対象地率

(昭 54)単位 %

	緑政対象地計	都市的緑地	公共用地				自然的地	自然的緑地			
			用地	用地	空地	の空地		田	畑	山林	河川等
県 計	53.1	27.3	5.4	12.5	2.1	7.4	25.8	2.1	10.4	10.6	2.7
県 西	55.6	21.3	4.0	12.1	2.2	3.0	34.2	9.4	9.9	10.4	4.5
湘 南	50.4	26.4	6.1	11.8	2.1	6.4	24.0	2.3	13.0	6.0	2.7
三浦半島	52.8	27.3	9.5	10.9	2.0	5.0	25.4	1.0	3.4	18.0	3.1
県 央	48.9	20.8	4.1	11.5	1.5	3.7	28.2	2.7	17.0	6.3	2.2
横浜市	56.5	31.8	5.0	13.2	2.4	11.3	24.7	1.0	8.4	11.9	3.4
川崎市	51.3	30.7	5.1	14.4	2.4	8.8	20.7	1.1	7.5	11.3	0.8
県 北	68.2	16.6	4.9	10.5	0.8	0.4	51.6	2.9	34.7	12.3	1.7

のウエイトが高いことが主な要因である。一方、自然的緑政対象空間地では県北がきわだって高いが、これは「畑」のウエイトが高いためである。

表 - 16 地域別市街化区域内 1 人当り緑政対象地量

(昭54) 単位 $m^2/人$

	緑政対象地	都市的緑地	自然的緑地
県 計	77.4	39.8	37.6
県 西	132.5	50.8	81.6
湘 南	83.1	43.6	39.6
三浦半島	83.0	43.0	40.0
県 央	88.7	37.6	51.0
横浜市	68.8	38.8	30.1
川崎市	61.6	36.8	24.8
県 北	223.6	54.5	169.1

次いで県西、県央が高い。自然的緑政対象空間地については「畑」のウエイトの高い地域と、「山林」のウエイトの高い地域とにグルーピングされる。前者は湘南、県央、県北の 3 地域であり、後者は県西、三浦半島、横浜市、川崎市の 4 地域である。

1 人当り緑政対象地量は、県北が最も大きく、県西がこれに次いでいる。都市的緑政対象空間地では余り規模の開きは少ないが、自然的緑政対象空間地で地域間の格差が大きく、これが結果的に 1 人当り緑政対象地量に反映している。

図 - 10 地域別市街化区域内都市的緑地率 (昭54)

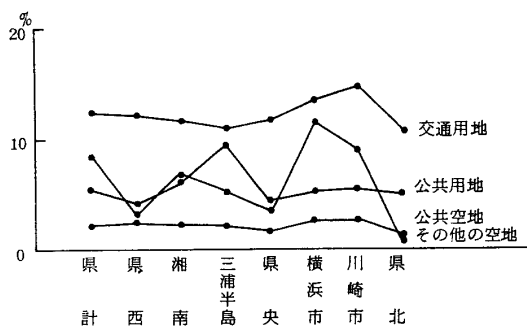


図 - 11 地域別市街化区域内自然的緑地率 (昭54)

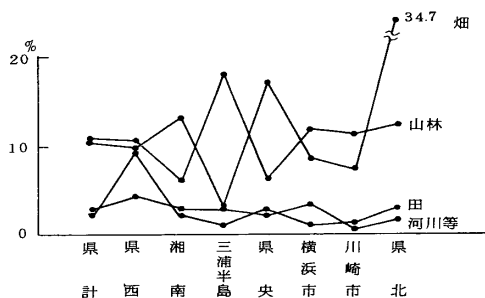
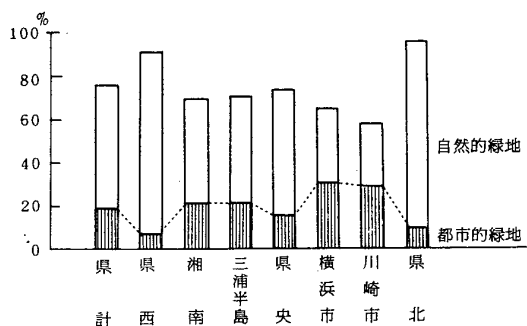


図 - 12 地域別市街化区域内1人当り緑政対象地量 (昭54)



3 市町区別の緑政環境の現況

人口1人当り緑政対象地量を市町区別にみたのが、表-17と図-13である。これによると、県内は東西に大きく三つのゾーンに区分される。

a. 県西・県北・県中央地域のうち、相模川以西のゾーン - 緑政対象地量が非常に多く、特に自然的緑政対象空間地によって水準が支えられている。

b. 湘南・三浦半島・県中央地域のうち、相模川以東、横浜市・川崎市地域の外周部 - 緑政対象地量としては、3つの中間に位置している。自然的緑政対象空間地のウエイトが高く、平均して緑政対象地量の3分の2程度を占めている。

c. 横浜市・川崎市地域の市街地部 - 最も緑政対象地量が少ない。

以上のように、人口、都市機能の集中状況が、緑政対象地水準に関して裏返して表われている。

市街化区域内における人口1人当り緑政対象地量をみたのが、表-17と図-14である。市街化区域内の人口1人当り緑政対象地量(昭54)は県平均で77.4㎡/人である。全般的な傾向は、人口1人当りの水準(市町区域平均)と同じく県北(223.6㎡/人)、県西(132.5㎡/人)で高くなっているが、人口1人当りの水準の分布状況と異なる点は、以下の3点である。

a. 県中央地域の水準が市街化区域内人口1人当りの水準でみると県北、県西に次いで第3位ではあるが人口1人当りの緑政対象地量でみたように下位順位の地域に比べて高くなっていない。

b. 平均水準を下回るのは、川崎市(61.6㎡/人)と横浜市(68.8㎡/人)の2地域のみであり、市街化区域内人口1人当りの水準が低い地区がこの2地域に集中している。

c. また、横浜市中心部から旭区、瀬谷区、大和市、座間市、相模原市と続く横浜線沿線の緑地水準の低いセクターの存在が明らかである。

4 緑政環境の動向

(1) 県レベルと地域別の動向

緑政対象地面積は表-18のとおり、県全体で3,950ha増加しているが、これは、自然的緑政対象空間地が4,000ha減少したにもかかわらず、都市的緑政対象空間地が7,950ha増加して、結果的に増加しているものである。自然的緑政対象空間地の減少では耕作に田の減少が顕著であり、次いで山林の減少が大きい。(都市的緑政対象空間地の内訳については、昭和49年の横浜市分について、交通用地、公共空地のカテゴリーがないため、公共

表 - 17 市町区別1人当り緑政対象地量

(昭54)単位 $m^2/人$

都市計画区域内		市街化区域内	都市計画区域内		市街化区域内
県 域	219.9	77.4			
横浜市地域	98.7	68.8	厚木市	562.1	157.7
鶴見区	46.1	44.8	伊勢原市	667.8	113.5
神奈川区	60.6	44.7	相模原市	114.6	61.7
西区	33.6	33.6	大和市	102.3	70.5
中区	59.7	59.7	海老名市	235.6	100.8
南区	30.3	30.3	座間市	115.6	62.5
港南区	65.7	61.8	綾瀬市	201.0	80.2
保土ヶ谷区	73.9	53.7	愛川町	1,000.9	265.2
旭区	109.0	60.2	湘南地域	193.0	83.1
磯子区	64.1	49.4	平塚市	240.0	83.0
金沢区	125.6	88.7	藤沢市	152.7	90.3
港北区	112.0	88.7	茅ヶ崎市	134.6	62.6
緑区	213.0	140.6	寒川町	254.9	114.6
戸塚区	140.4	82.6	大磯町	461.5	90.5
瀬谷区	111.5	66.8	二宮町	257.1	93.1
川崎市地域	77.6	61.6	県西地域	1,204.8	132.5
川崎区	66.6	45.9	小田原市	556.8	100.1
幸区	35.4	26.9	南足柄市	1,845.2	111.5
中原区	37.3	29.7	中井町	2,135.5	120.2
高津区	84.0	75.4	大井町	1,027.7	240.4
多摩区	138.3	107.0	松田町	2,888.2	120.8
三浦半島地域	199.3	83.0	山北町	1,851.8	170.4
横須賀市	166.3	83.0	開成町	443.3	184.9
鎌倉市	146.5	76.6	箱根町	4,244.3	410.0
逗子市	180.2	68.7	真鶴町	584.5	68.3
三浦市	555.3	132.0	湯河原町	1,531.6	96.1
葉山町	440.0	82.1	県北地域	2,507.2	223.6
県央地域	295.2	88.7	城山町	1,186.0	103.3
秦野市	751.1	118.7	津久井町	2,603.5	231.4
			相模湖町	2,451.4	255.6
			藤野町	4,064.6	431.9

図 - 13 人口 1 人当り緑政対象地量(昭 54)

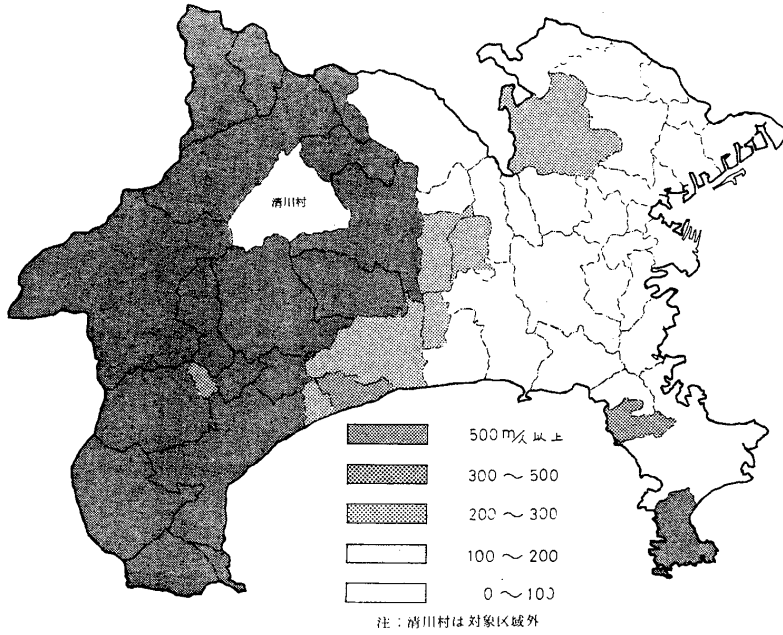
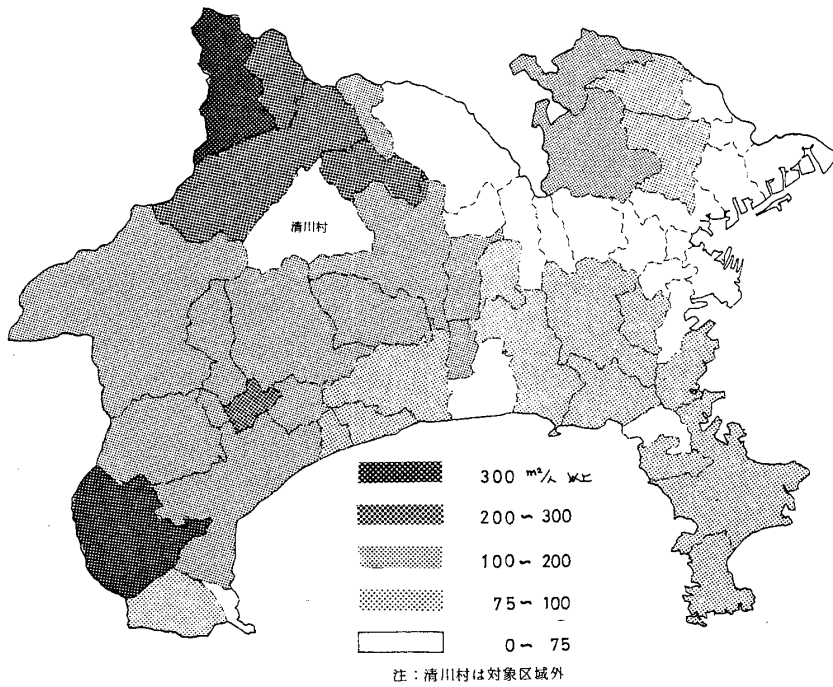


図 - 14 市街化区域内人口 1 人当り緑政対象地量(昭 54)



用地の大幅減、交通用地、その他の空地の大幅増という数値となっており、比較検討はできない。）

表 - 18 「県土」の緑政対象地の動向（昭 49 - 54）

緑政対象地	面積増（横浜市の動向）	
	ha	ha
緑政対象地	3,950.0	
都市的緑地	7,950.5	5,654.8
公共用地	4,628.0	5,374.5
交通用地	6,046.7	4,873.5
公共空地	1,065.9	1,665.6
その他の空地	5,466.0	4,490.2
自然的緑地	4,000.5	
田	2,457.5	
畑	554.2	
山林	1,649.5	
河川等	660.7	

緑政対象地の増加率をみると（表 - 19）県全体で緑政対象地は増加しているが、これは自然的緑政対象空間地の減少を都市的緑政対象空間地の増加が大幅に上回っているためである。区域区分別にみると、市街化区域が県全体と同じ傾向で、自然的緑政対象空間地の減少を都市的緑政対象空間地の大幅な増加でカバーしている。既成市街地では都市的緑政対象空間地が大幅に増加して全体としても増加になっているが、新市街地では都市的緑政対象空間地がほとんど増加していないため緑政対象地は減少している。周辺市街地では都市的緑政対象空間地も自然的緑政対象空間地も増加している。

表 - 19 区域区分別緑政対象地の増加率（昭 49 - 54）

	緑政対象地	都市的緑地	自然的緑地
区 域 計	2.5%	27.1%	3.1%
市街化区域	6.9	36.4	13.0
既成市街地	4.5	38.1	23.3
新市街地	17.7	1.3	26.0
周辺市街地	112.3	125.2	105.3
市街化調整区域	0.7	10.6	0.4

地域別の内訳でみると（表 - 20、図 - 15）緑政対象地面積が最も増加したのは、横浜市の 4,275.7ha であり、次いで川崎市の 884.3ha である。一方、減少したのは 3 地区で、県央の 1,192.3ha が最大で、湘南の 853.0ha、県北の 167.7ha である。都市的緑政対象空間地は、湘南を除いて全地域で増加しており、特に横浜市の 5,371.6ha が顕著であり、川崎市の 1,732.0ha がこれに次いでいる。自然的緑政対象空間地は、県西と三浦半島でわずかながら増加しているが、この 2 地域以外はみな減少しており、特に県央（1,630.7ha）横浜市（1,095.8ha）川崎市（847.7ha）の減少は著しい。田、畑とも減少しているのは湘南、三浦半島、県央であり、特に県央地域は山林も減少しており、かつ 3 者とも減少量が大きい。湘南では田の減少が大きく、三浦半島は田、畑ともにほぼ等量減少している。横浜市と川崎市は自然的緑政対象空間地の減少量は大きいですが、前者では畑が増加している（川崎市は分類上比較が不可能である）。

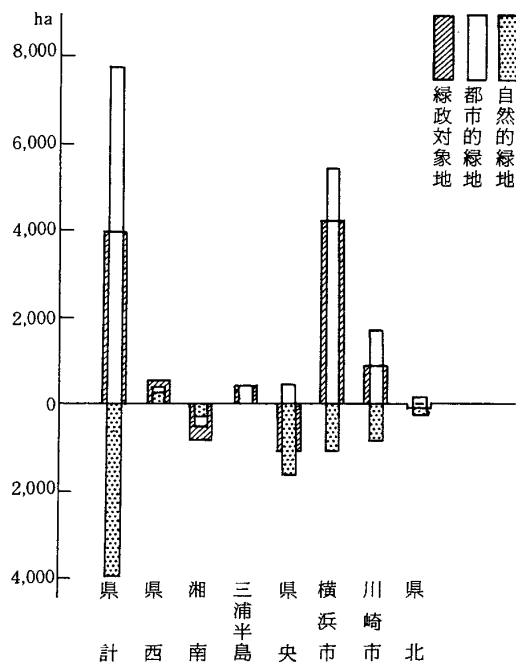
表 - 20 地域別緑政対象地量の動向

（昭 49 - 54）単位 ha

	緑政対象地	都市的緑地	公共用地	交通用地	公共空地	その他の空地	自然的緑地				
								田	畑	山林	河川等
県 計	3,950.0	7,950.5	4,628.0	6,046.7	1,065.9	5,466.0	4,000.5	2,457.5	554.2	1,649.5	660.7
県 西	539.0	330.4	65.8	192.6	0.1	71.9	208.6	221.8	756.3	305.7	20.2
湘 南	853.0	531.0	255.7	120.5	335.0	331.1	322.0	521.7	62.3	49.4	212.6
三浦半島	463.9	442.5	78.0	433.9	26.6	113.2	21.4	349.3	361.7	187.8	544.7
県 央	1,192.3	438.4	286.1	216.4	145.1	80.9	1,630.7	578.5	539.4	716.3	203.4
横浜市	4,275.8	5,371.6	5,374.9	4,873.5	1,665.6	4,207.3	1,095.8	970.9	145.5	404.9	134.4
川崎市	884.3	1,732.0	189.6	460.8	114.6	1,196.2	847.7	189.6	572.1	397.9	67.3
県 北	167.7	166.5	27.7	10.1	21.5	127.4	334.2	5.2	79.6	61.9	346.7

注 横浜市、川崎市では交通用地、公共空地のカテゴリーが昭 49 で設けられておらず、都市的緑地の内訳は実態を反映していない。川崎市はさらに田、畑が農耕地として一本化されているので、自然的緑地の内訳も実態を反映していない。したがってゴチックの数値は除外して検討されるべきものである。

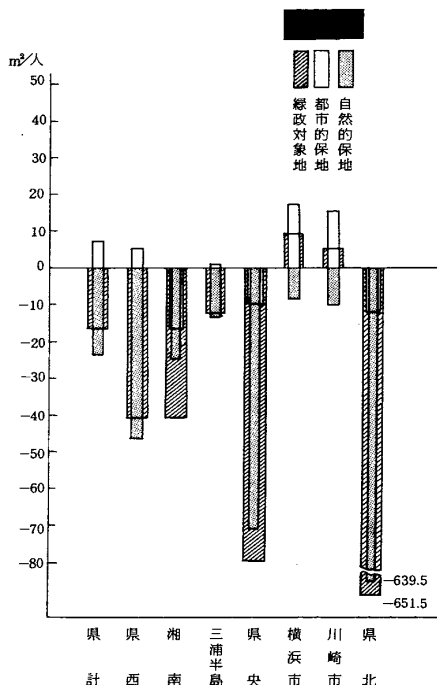
図 - 15 地域別緑政対象地面積の増減 (昭49~54)



緑政対象地率は、都市計画区域全体の面積の増加にもかかわらず、県レベルではわずかながら向上している（以下、表 - 21、図 - 16 参照）。増加の幅が大きいのは横浜市と川崎市であるが、これらは都市的緑政対象空間地の伸びが大きいためである。緑政対象地率が減少しているのは湘南、県央、県北である。湘南は都市的緑政対象空間地が減少している唯一の地域でもある。

人口 1 人当りの緑政対象地水準については、緑政対象地の増を人口増が上回ったため、 $16.5m^2/人$ の低下をきたしている。地域別では水準の向上がみられたのは横

図 - 16 地域別 1 人当り緑政対象地量の増減 (昭49~54)



浜市、川崎市のみであり、一方、水準低下の著しいのは人口総数の少ない県北が極端であるが、県央がこれに次いでいる。横浜市、川崎市は都市的緑政対象空間地水準の向上が大きいため、全般的な緑政対象地水準の向上にいたっているが、都市的緑政対象空間地が減少しているのは湘南、県北、県央である。また、自然的緑政対象空間地については、全地域で水準が低下している。

市街化区域内の緑政対象地量（表 - 22）は、県の合計で $3,220.7ha$ 増加している。自然的緑政対象空間地は $3,615.7ha$ 減少しているが、都市的緑政対象空間地が

表 - 21 地域別緑政対象地率・1人当り緑政対象地量の動向

(昭49~54)

	緑政対象地率の増減 (%)			1人当り緑政対象地面積の増減 ($m^2/人$)		
	緑政対象地	都市的緑地	自然的緑地	緑政対象地	都市的緑地	自然的緑地
県 計	2.7	27.2	3.4	16.5	7.2	23.6
西 地 域	1.4	11.4	0.6	40.7	5.3	46.5
湘 南 地 域	5.5	10.7	3.0	40.8	16.4	24.5
三 浦 半 島 地 域	3.3	11.4	0.2	12.2	0.9	13.1
県 央 地 域	3.3	6.5	5.6	79.5	9.4	70.1
横 浜 市 地 域	18.6	71.7	7.1	9.2	17.4	8.2
川 崎 市 地 域	12.3	76.0	17.2	5.2	15.6	10.3
県 北 地 域	1.4	18.1	3.0	651.5	12.0	639.5

表 - 22 地域別市街化区域内緑政対象地量の動向

(昭和 49 ~ 54) 単位 ha

県 計	緑 政 対象地	都市的 緑 地	公 共 用 地	交 通 用 地	公 共 空 地	その 他の 空地	自然的 緑 地	田 畑 山林 河川等			
								田	畑	山林	河川等
県 計	3,220.7	6,836.4	3,769.0	5,690.8	711.6	4,203.0	3,615.7	906.3	1,981.4	739.4	2.1
県西地域	633.0	324.8	76.5	180.3	39.2	28.8	308.2	118.2	162.9	64.3	50.7
湘南地域	778.1	201.6	155.0	136.7	1.3	494.6	576.6	239.3	208.6	84.5	44.3
三浦半島地域	212.7	311.2	59.9	431.1	14.4	45.5	98.6	130.7	169.0	103.3	97.8
県央地域	227.4	569.3	36.5	282.9	45.9	203.9	796.7	181.0	992.8	192.3	184.7
横浜市地域	2,761.3	4,216.1	4,178.0	4,226.6	751.8	3,415.7	1,454.7	616.5	327.8	453.7	56.6
川崎市地域	772.1	1,585.9	188.9	418.7	113.2	1,091.5	813.8	134.9	454.7	453.5	40.5
県北地域	152.8	30.7	12.1	14.5	0.9	3.2	183.5	10.5	6.1	107.6	92.5

注：ゴチックの数値は検討の対象外

6,836.4ha と大幅に増加しているからである。緑政対象地の増減については、地域によってバラバラである。増加したのは県西、三浦半島、横浜市、川崎市の4地域で、特に横浜市の増加は著しいが、それは自然的緑政対象空間地が大幅に減少しているにもかかわらず、都市的緑政対象空間地がそれを上回って増加しているためである。減少の最も大きかったのは湘南であるが、これは自然的緑政対象空間地の減少もあるが、7地域のうちで唯一都市的緑政対象空間地が減少したためである。湘南に次いで減少が大きい県央は自然的緑政対象空間地のうちでも畑の減少ぶりが著しい。

市街化区域内の1人当り緑政対象地量の動向(表-23)は、県全体では $3.6m^2$ /人減少している。都市的緑政対象空間地が $7.2m^2$ /人増加しているにもかかわらず、自然的緑政対象空間地がそれを上回って $10.8m^2$ /人減少しているからである。自然的緑政対象空間地の減少は県北が最も大きく、次いで県央・湘南の順となっている。都市的緑政対象空間地は、湘南地域で減少が著しく、人口の伸びに施設整備が追いつかないことを示しているのに対し、横浜・川崎市地域で $14m^2$ /人以上増加していることが注目される。

(2) 市町区別の動向

人口1人当り緑政対象地量の増減状況を市町区別にみたのが図-17である。この特性は四つのゾーンに区分される。

a. 大幅に水準が向上したゾーン - 県西部の緑辺に位置する藤野町、箱根町、山北町であり、前2者は人口減少、山北町は区域拡大により1人当りの緑政対象地量が増加したものである。

b. 水準が向上したゾーン - 横浜市と川崎市の2地域のみであり、臨海部から面的にまとまった一帯である。県内で最も緑政対象地水準の低い地区であり、緑の回復がはかられつつあることが示されている。

c. 若干水準が低下したゾーン - 最も面積的に大きく、三浦半島、湘南、県西の臨海部、横浜市と川崎市の内陸部、県央の一部が含まれている。人口の増加に対し、自然的緑政対象空間地が減少し、都市的緑政対象空間地の拡大が追いつけなかったゾーンである。

d. 大幅に水準が低下したゾーン - 県西、県央、県北の丘陵・山岳地域を中心とするゾーンであり、人口の増加が激しく、緑政対象地水準が大幅に低下している。

市街化区域内の人口1人当り緑政対象地量の動向をみたのが図-18である。県の平均では $3.6m^2$ /人の減少となっており、図からは以下の点を読みとれる。

- 川崎市、横浜市、県西の丘陵部(松田町、南足柄市、箱根町、湯河原町、真鶴町)で水準が上昇している。
- 一方、県北の津久井町、相模湖町、県西の大井町、中井町で水準の低下が著しく $100m^2$ /人以上の減少となっている。
- また、 $25m^2$ /人から $100m^2$ /人の減少となった市町は、県央を中心に広く分布している。

表 - 23 地域別市街化区域内1人当り緑政対象地量の動向

(昭和49～54) 単位 $m^2/人$

	緑政対象地	都市的緑地	市街化区域内				自然的緑地	自然環境			
			公用地	交通用地	公共空地	その他の空地		田	畑	山林	河川等
県計	3.6	7.2	7.5	7.7	0.9	6.0	10.8	1.9	5.2	3.1	0.5
県西地域	2.7	2.7	1.2	1.3	0.5	0.4	5.4	0.0	1.8	3.0	4.8
湘南地域	26.4	10.4	0.9	0.9	0.5	9.9	16.0	4.6	6.9	3.0	1.5
三浦半島地域	4.8	0.7	2.4	5.1	0.5	1.5	5.5	2.2	3.2	1.1	1.1
県央地域	25.9	3.1	1.5	2.1	0.2	0.6	22.8	3.4	19.8	0.7	1.2
横浜市地域	5.8	14.3	17.7	16.1	2.9	13.0	8.4	2.6	2.2	3.0	0.6
川崎市地域	4.9	14.2	1.6	3.4	1.3	10.5	9.4	1.3	5.0	5.2	0.5
県北地域	145.9	2.0	0.9	3.6	0.4	1.2	143.9	2.2	32.8	65.9	47.5

注：ゴシックの数値は検討の対象外

図 - 17 人口1人当り緑政対象地量の増減(昭49～54年)

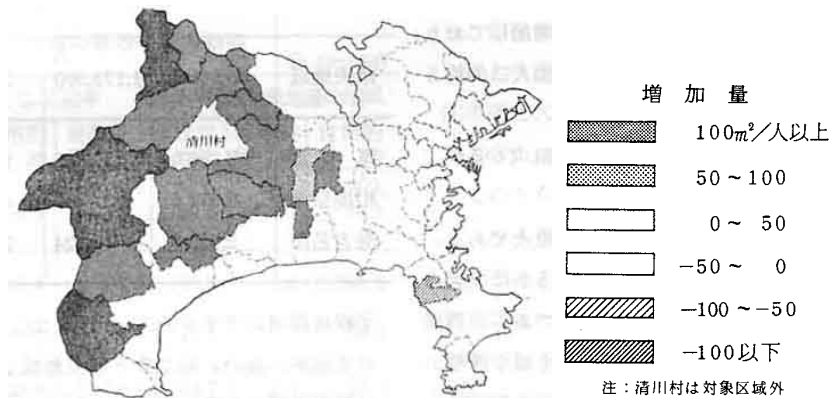
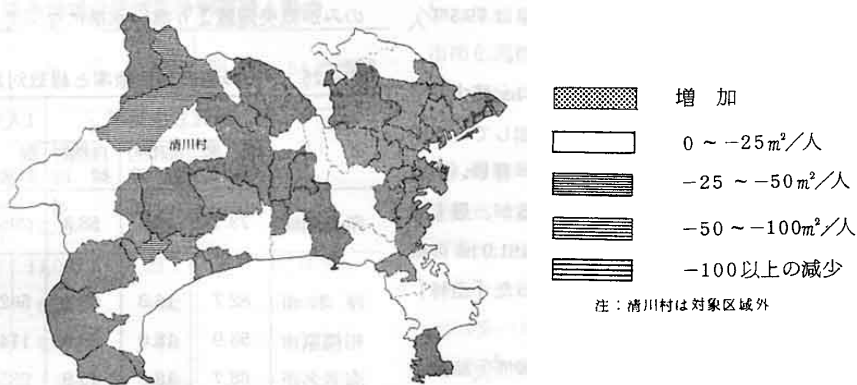


図 - 18 市街化区域内人口1人当り緑政対象地量の増減(昭49～54年)



第3章 調査地区の緑政環境分析

1. 県央地域の緑政環境の特性

前章の解析から県央地域の特性を列挙すると、以下のとおりである。

県央地域は、昭和54年度で、面積が県土の23.3%、人口が県人口の17.1%を占めており、人口密度は県平均の34.0人/ha、に比べて25.0人/haと若干低い状態である。

緑政対象地率は73.7%、1人当たり緑政対象地量は295.2㎡/人で県北・県西に次いで高い。これは、都市的緑政対象空間地については上記2地域に次いで低いが、自然的緑政対象空間地が同じく2地域に次いで高いためである。

市街化区域、既成市街地、周辺市街地では、緑政対象地率は7地域中最低である。しかし1人当たり緑政対象地量でみると、全区域、市街化区域では県北、県西に次いで高い。

昭和49-54年の間に、人口が217千人増加しており、増加寄与率は7地域中最大で、県全体の増加人口の約3分の1をこの地域で吸収している。

この期間都市的土地利用は1,056.2ha増加しているが、これは対県増加寄与率24.5%に相当する。

緑政対象地量は1,192.3ha減少しており、最大である。これは、都市的緑政対象空間地の増加をはるかに上回る自然的緑政対象空間地の減少があったためである。自然的緑政対象空間地の減少1,630.7haのうち最も減少面積の大きいのは「山林」の716.3haであり、「田」の578.5ha「畑」の539.4haがこれに次いでいる。

この結果、緑政対象地率は3.3%減少し、湘南地域に次いで減少幅が大きい。1人当たり緑政対象地量は79.5㎡/人減少しており、県北に次いで減少幅が大きい。

市街化区域内では、緑政対象地量は227.4ha減少している。都市的緑政対象空間地は569.3ha増加しているが、特に「交通用地」「その他の空地」の増加が著しい。自然的緑政対象空間地は796.7ha減少しているが、最も減少の著しいのは「畑」992.8haで、「田」は181.0haの減少である。地域全域では最も減少の大きかった「山林」がここでは192.3ha増加している。

市街化区域内1人当たり緑政対象地量は25.9㎡/人減少している。これは県北、湘南に次いで大きな減少である。内訳では都市的緑政対象空間地も自然的緑政対象空間地

もともに減少しているが、都市的緑政対象空間地については、人口増に対し施設整備のスピードが追いつかなかったことを示している。

2 調査地区3市の緑政環境の位置づけ

ケース・スタディの対象3市は、面積、人口等は表-24のとおりである。人口密度は、相模原市が最も高く、47.1人/haであり、厚木市が最も低く14.7人/haである。また、昭和49年-54年の間の人口増加率は、厚木市が最も高く年率5.6%であり、海老名市も県央地域より早いスピードで人口が増加している。

表-24 3市の居住環境と動向 (昭54)

	面積	人口	人口密度	年増加率 (昭49-54)
	ha	人	人/ha	%
県央地域	46,998.3	1,173,300	25.0	4.2
厚木市	9,286.0	136,652	14.7	5.6
相模原市	9,077.0	427,410	47.1	3.6
海老名市	2,520.0	73,424	29.1	5.0

緑政環境の水準をみると(表-25)、厚木市が最も緑政対象地率が高い。82.7%と県央地域より高いが、他2市は県央地域の水準に達していない。これは、自然的緑政対象空間地率が低いためである。一方、1人当たりの緑政対象地量をもても同様の傾向があらわれており、厚木市のみが県央地域より高い水準になっている。

表-25 3市の緑政対象地率と緑政対象地水準(昭54)

	緑政対象地率			1人当たり緑政対象地面積		
	緑政対象地	都市的緑地	自然的緑地	緑政対象地	都市的緑地	自然的緑地
	%	%	%	㎡/人	㎡/人	㎡/人
県央地域	73.7	15.4	58.3	295.2	61.6	233.5
厚木市	82.7	16.3	66.4	562.1	111.0	451.0
相模原市	53.9	18.0	36.0	114.6	38.2	76.4
海老名市	68.7	18.8	49.9	235.6	64.4	171.3

昭和49年-54年の間の緑政対象地面積の動向をみると(表-26)海老名市は若干増加しているが、厚木市、

相模原市は大幅に減少している。3市とも都市的緑政対象空間地は増加しているが、自然的緑政対象空間地が減少しており、山林の減少が最も大きく、相模原市の場合は畑の減少が最も大きい。

表 - 26 3市の緑政対象地面積の動向
(昭49-54)単位 ha

	緑政対象地	都市的緑地	自然的緑地	うち		
				田	畑	山林
県央地域	1,192.3	438.4	1,630.7	580.5	537.4	716.3
厚木市	248.2	379.9	628.1	243.0	202.8	504.8
相模原市	662.7	50.3	713.0	89.1	395.8	227.4
海老名市	2.3	106.1	103.8	68.3	94.5	44.3

表 - 27 3市の緑政環境の動向

(昭49-54)

	緑政対象地増加率			1人当り緑政対象地量の増減		
	緑政対象地計	都市的緑地	自然的緑地	緑政対象地計	都市的緑地	自然的緑地
県央地域	% 3.3	% 6.5	% 5.6	㎡/人 79.5	㎡/人 9.4	㎡/人 70.1
厚木市	3.1	33.4	9.2	199.5	1.8	201.3
相模原市	11.9	3.2	17.9	40.3	5.9	34.4
海老名市	0.1	28.9	7.6	64.7	0.7	65.3

表 - 28 県央地域の区域区分別面積と動向

区域計	面積(昭54)		昭49-54の増減
	ha	%	
区域計	46,998.3	100.0	9.1
市街化区域	19,333.4	41.1	1,055.8
既成市街地	11,037.5	23.5	5,216.2
周辺市街地	6,221.1	13.2	3,529.5
新市街地	2,074.8	4.4	630.8
市街化調整区域	27,664.9	58.9	1,064.9

同じく、緑政対象地の増加率と1人当り緑政対象地量の動向をみると(表-27) 緑政対象地増加率については海老名市を除いて減少しており、相模原市が最も減少の度合いが大きい。1人当り緑政対象地量では3市とも減少しており、緑政環境の水準低下を招いているが、とりわけ厚木市の場合がこの傾向が最も著しい。

県央地域における区域別の面積をみると(表-28) 41.1%が市街化区域であり、既成市街地が23.5%である。動向でみると、既成市街地の面積が大幅に増加しており、都市化のスピードが早いことがうかがわれる。

3 調査地区3市の緑政環境特性

(1) 面積と人口

市域面積に占める市街化区域の比率は(表-29) 相模原市70.3%、海老名市54.2%、厚木市32.3%であり、3市間で大きな開きがある。既成市街地の構成比もこの順であり、相模原市が最もビルトアップした市であり、厚木市が最も市街化の余地を残しているといえる。

市街化区域内の人口は、相模原市が96.6%と最も高く、海老名市は91.6%、厚木市は82.3%と最も低い。

このうち既成市街地人口は、相模原市が最も占率が高く、厚木市が周辺市街地へ最も分散している。

3市とも昭和49-54年で市域面積には変化はないが、内部ではいずれも市街化区域が拡大し、市街化調整区域が縮小している。

既成市街地面積は、3市とも増加しているが、特に相模原市は増加規模が大きく、2,112.0haとなっている。

3市とも人口は増加しているが、相模原市、海老名市では既成市街地のみで吸収し、周辺市街地、新市街地、市街化調整区域はすべて人口減となっている。厚木市でも大部分が既成市街地で吸収している。

(2) 緑政環境の現況

緑政対象地率は厚木市82.7%、海老名市68.7%、相模原市53.9%となっている(以下、表-30、32、34参照)。

都市的緑政対象空間地は、3市とも大きな差はなく、16.3%~18.8%のゾーン内におさまっている。一方、自然的緑政対象空間地は、厚木市の66.4%に比べて、相模原市は36.0%と30%以上の差がある。

都市的緑政対象空間地の内訳では、厚木市は他の2市

に比べて「公共用地」「交通用地」の比率が低く、「公共空地」「その他の空地」の比率が高いのが特徴的である。自然的緑政対象空間地については、厚木市は「山林」のウエイトが高く、相模原市は「田」が少ないのが特徴的である。

市街化区域内の緑政対象地率は、厚木市が 59.0%、海老名市が 49.6%、相模原市が 39.9%であり、市域の場合の順位と変化はないが、差は縮まっている。都市的緑政対象空間地については余り差がみられず、自然的緑政対象空間地の比率の差は大きい。3 市の中で厚木市が最も高く 38.3%であるが、「畑」「山林」の占めるウエイトが高い。

1 人当り緑政対象地量でみると、厚木市 562.1m²/人、海老名市 235.6m²/人、相模原市 114.6m²/人で、厚木市と相模原市では 4.9 倍の開きがある。市街化区域内でみても、厚木市の水準は相模原市の約 2.6 倍である。

(3) 緑政環境の動向

昭和 49 - 54 年の期間に緑政対象地面積は、海老名市で 2.3ha 増加しているが、他の 2 市では大幅に減少している(以下、表 - 31、33、35 参照)

3 市とも、都市的緑政対象空間地は増加しており、自然的緑政対象空間地は減少している。都市的緑政対象空間地が最も増加したのは厚木市であるが、これは「その他の空地」の増加分が大部分である。海老名市は「公共用地」「交通用地」がバランスよく増加しているが、相模原市ではこの両者の面積が減少しており、その内容の実態を検討することが必要であろう。自然的緑政対象空間地は、厚木市と相模原市で大きく減少しているが、前者では「山林」と「田」、後者では「畑」と「山林」の減少が著しい。

市街化区域については、厚木市で面積が増加しており、相模原市で大幅に減少している。前者では「山林」「交通用地」の増加が主な要因であり、後者では「畑」「山林」の減少が主な要因である。

1 人当り緑政対象地量は、3 市とも大幅に減少している。いずれも自然的緑政対象空間地が減少の大きな要因である。市街化区域についても、3 市とも減少しており、また、いずれも都市的緑政対象空間地の水準も低下しているのは、人口増に施設整備が追いつかなかったことを示している。

表 - 29 3 市の面積・人口とその変化

(昭 54) 単位 ha, 人, %

	厚 木 市					相 模 原 市					海 老 名 市							
	面 積		人 口		昭49-54増加量	面 積		人 口		昭49-54増加量	面 積		人 口		昭49-54増加量			
																面積	人口	面積
計	9,286.0	100.0	136,652	100.0	0	32,545	9,077.0	100.0	427,410	100.0	0	68,441	2,520.0	100.0	73,424	100.0	0	15,892
市街化区域	3,003.6	32.3	112,475	82.3	486.2	32,937	6,379.0	70.3	413,072	96.6	197.4	67,505	1,366.8	54.2	67,277	91.6	52.0	15,428
既成市街地	769.9	8.3	59,250	43.4	396.8	30,414	5,160.0	56.8	372,226	87.1	2,112.0	128,192	527.0	20.9	43,563	59.3	290.2	24,713
周辺市街地	1,479.3	15.9	46,295	33.9	105.6	741	1,113.7	12.3	39,728	9.3	1,540.9	53,177	651.1	25.8	19,670	26.8	180.2	8,940
新市街地	754.4	8.1	6,930	5.1	195.0	1,782	105.3	1.2	1,118	0.3	373.7	7,510	188.7	7.5	4,044	5.5	58.0	345
市街化調整区域	6,282.4	67.7	24,177	17.7	486.2	392	2,698.0	29.7	14,338	3.4	197.4	936	1,153.2	45.8	6,147	8.4	52.0	464

表 - 30 厚木市の緑政環境(1)

(昭 54)

	緑 政 対 象 地 率												1人当り緑政対象地量							
	緑政対象地		都市的緑地		公共用地		交通用地		公共空地		その他の空地		自然的緑地	田	畑	山林	河川等	緑政対象地	都市的緑地	自然的緑地
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	m ² /人	m ² /人	m ² /人	
計	82.7	16.3	1.7	3.9	3.8	6.9	66.4	12.1	17.2	31.6	5.4	562.1	111.0	451.0						
市街化区域	59.0	20.7	2.7	8.9	1.9	7.2	38.3	7.4	19.0	11.3	0.6	157.7	55.4	102.3						
既成市街地	44.3	22.1	3.4	10.6	2.3	5.8	22.2	5.7	13.6	2.2	0.8	57.6	28.7	28.9						
周辺市街地	55.0	22.0	2.7	8.9	2.3	8.2	32.9	4.1	23.2	4.9	0.7	175.7	70.4	105.2						
新市街地	82.1	16.8	2.0	7.2	0.7	6.8	65.3	15.7	16.3	33.1	0.2	893.7	182.7	711.0						
市街化調整区域	94.0	14.2	1.2	1.6	4.8	6.7	79.8	14.4	16.3	41.3	7.8	2,443.2	370.1	2,073.1						

表 - 31 厚木市の緑政環境(2)

(昭49 - 54)

	緑 地 量 の 動 向											1人当り緑政対象地量の動向		
	緑政対象地	都市的緑地	公共用地	交通用地	公共空地	その他の空地	自然的緑地	田	畑	山林	河川等	緑政対象地	都市的緑地	自然的緑地
計	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	m ² /人	m ² /人	m ² /人
計	248.2	379.9	9.2	64.7	50.2	374.6	628.1	243.0	202.8	504.8	83.3	199.5	1.8	201.3
市街化区域	223.7	96.5	41.0	114.9	10.6	33.2	127.2	26.2	71.8	230.5	5.4	37.2	10.8	26.4
既成市街地	220.2	84.6	2.3	43.4	1.1	37.8	135.6	30.3	86.1	14.9	4.3			
周辺市街地	133.4	129.8	5.4	41.1	8.9	103.0	263.2	42.1	208.6	4.9	7.7			
新市街地	136.8	118.0	37.9	30.4	2.8	107.7	254.8	13.7	50.3	220.5	2.0			
市街化調整区域	471.9	283.5	31.7	50.1	39.6	341.5	755.4	215.2	273.0	735.3	77.9			

表 - 32 相模原市の緑政環境(1)

(昭54)

	緑 政 対 象 地 率											1人当り緑政対象地量		
	緑政対象地	都市的緑地	公共用地	交通用地	公共空地	その他の空地	自然的緑地	田	畑	山林	河川等	緑政対象地	都市的緑地	自然的緑地
計	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	m ² /人	m ² /人	m ² /人
計	53.9	18.0	4.2	9.3	1.0	3.5	36.0	1.4	24.1	6.6	3.8	114.6	38.2	76.4
市街化区域	39.9	18.5	4.9	11.1	1.0	1.5	21.4	0.5	15.8	4.6	0.6	61.7	28.6	33.1
既成市街地	36.8	19.1	4.6	11.7	1.1	1.7	17.7	0.1	12.9	4.2	0.5	51.0	26.5	24.5
周辺市街地	50.9	16.6	6.4	8.8	0.7	0.8	34.3	1.5	25.7	6.4	0.7	142.8	46.5	96.3
新市街地	80.0	10.1	2.5	6.9	0.0	0.7	69.9	8.4	54.9	3.6	3.0	753.1	94.8	658.3
市街化調整区域	87.0	16.7	2.7	5.1	0.9	8.0	70.3	3.7	43.8	11.5	11.3	1,637.8	315.1	1,322.7

表 - 33 相模原市の緑政環境(2)

(昭49 - 54)

	緑 政 対 象 地 量 の 動 向											1人当り緑政対象地量の動向		
	緑政対象地	都市的緑地	公共用地	交通用地	公共空地	その他の空地	自然的緑地	田	畑	山林	河川等	緑政対象地	都市的緑地	自然的緑地
計	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	m ² /人	m ² /人	m ² /人
計	662.7	50.3	40.8	80.1	11.3	182.5	713.0	89.1	395.8	227.4	0.6	40.3	5.9	34.4
市街化区域	527.5	26.4	36.1	51.7	20.2	94.1	553.9	9.4	399.8	149.6	4.9	27.3	4.8	22.5
既成市街地	639.5	300.6	21.8	159.8	33.9	85.1	338.9	3.1	246.4	70.4	19.0			
周辺市街地	924.0	174.8	4.4	165.9	12.9	8.3	749.2	2.5	539.4	191.2	16.1			
新市街地	243.1	99.4	53.6	45.6	0.9	0.7	143.7	10.0	106.9	28.8	1.9			
市街化調整区域	135.2	23.9	4.7	28.4	31.5	88.4	159.1	79.8	4.1	77.8	5.5			

表 - 34 海老名市の緑政環境(1)

(昭54)

	緑 政 対 象 地 率											1人当り緑政対象地量		
	緑政対象地	都市的緑地	公共用地	交通用地	公共空地	その他の空地	自然的緑地	田	畑	山林	河川等	緑政対象地	都市的緑地	自然的緑地
計	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	m ² /人	m ² /人	m ² /人
計	68.7	18.8	4.6	11.1	0.8	2.4	49.9	17.3	16.1	4.3	12.2	235.6	64.4	171.3
市街化区域	49.6	20.5	3.1	13.0	0.9	3.5	29.1	2.6	13.5	4.9	8.2	100.8	41.7	59.0
既成市街地	40.8	23.1	5.1	14.8	1.4	1.8	17.7	1.1	10.1	3.7	2.8	49.4	27.9	21.5
周辺市街地	49.8	13.2	0.9	9.5	0.5	2.3	36.6	2.7	17.7	3.8	12.4	164.9	43.7	121.2
新市街地	73.4	38.8	5.0	20.1	1.1	12.6	34.6	6.2	8.1	11.8	8.5	342.7	181.3	161.5
市街化調整区域	91.2	16.6	6.3	8.8	0.6	1.0	74.6	34.7	19.3	3.7	16.9	1,711.6	312.0	1,399.5

表 - 35 海老名市緑政環境 (2)

(昭 49 - 54)

	緑 政 対 象 地 量 の 動 向							1人当り緑政対象地量の動向						
	緑政対象地	都市的緑地	公共用地	交通用地	公共空地	その他の空地	自然的緑地	田	畑	山林	河川等	緑政対象地	都市的緑地	自然的緑地
計	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	m ² /人	m ² /人	m ² /人
	2.3	106.1	67.5	62.7	27.9	3.7	103.8	68.3	94.5	44.3	103.3	64.7	0.7	65.3
市街化区域	17.8	23.6	18.4	20.9	15.3	0.3	41.4	28.7	70.1	12.4	69.8	33.4	7.9	25.6
既成市街地	125.9	72.6	24.2	43.9	2.8	7.3	53.3	3.7	24.9	12.6	12.1			
周辺市街地	113.9	53.3	10.7	42.1	7.4	6.8	60.6	14.9	76.5	12.5	43.2			
新市街地	29.7	4.4	4.9	19.0	5.1	14.4	34.1	17.5	18.5	12.6	14.5			
市街化調整区域	20.0	82.4	49.2	41.9	12.6	4.0	62.4	39.6	24.4	31.8	33.5			

4 調査対象地区における緑政の課題

(1) 厚木市妻田地区の特性と課題

地区は厚木市の中心市街地（小田急線厚木駅）から北へ約3Kmの位置にある。地区東側は中津川に面しており、南側を国道246号線が横切っている。又、西側の地区界に主要地方道厚木～津久井線が走っている。地区の北側は地区内の北半分を含めて市街化調整区域となっている。

地区は河岸段丘により東西に2分されており、段丘面の緑地が景観上の主要な要素の一つとなっている。地区東側の低地部では、水田が主たる緑地環境要素であるが南半分は工業地域に指定されていることもあり、荒地、造成中の宅地が多いが目立つ。又宅地の用途は工場よりも住宅が多く、この部分については営農環境の悪化に伴う緑地の減少の恐れがある。低地部の北半分は市街化調整区域であるが、河岸に沿った部分では、大半が畑・樹林地から荒地に変っている。台地部の主たる緑地環境要素は畑であり、現在は約1/2程度が残っているが宅地化の圧力があり、造成中の宅地、未利用宅地が多く散在している。

(2) 相模原市大野台地区の特性と課題

相模原市の中心部（横浜線相模原駅）から約5Km、相模大野（小田急線相模大野駅）から約3Kmの位置にあり、地区北側は国道16号線に接している。又、地区の南部を主要地方道相模原～野田線が東西に横切っている。地区の西側には隣接して首都圏近郊緑地保全地域内にゴルフ場グラウンド等がある。東側は相模大野寄りの市街地に連っている。

マクロにみると、地区内には大規模な樹林地があり、

隣接地区にもゴルフ場、グラウンド等があり、緑地環境の水準は高いといえる。ミクロにみると宅地化が相当進んでおり、特に地区の北部及び北西部では市街化が完了段階に近づいている。地区周辺には国道、主要地方道があるが、地区内には主要な幹線道路がなく、相当広い範囲（約2Km×3Km）にわたって幅員の狭い街路によって相当高密度な住宅地が形成されており、環境面、防災面からミクロなレベルでの空地・緑地の効果的な確保・保存が課題である。地区内には、大規模な緑道が整備されているが、これは当初、この地域の灌漑を目的として整備された水路を利用したものである。

(3) 海老名市大谷地区の特性と課題

厚木の市街地（小田急線、国鉄相模線の厚木駅）及び海老名の市街地（小田急線、相模鉄道線の海老名駅）からともに約2.5Km程度の位置にあり、地区の東側に接して東名高速自動車道及びその海老名サービス・エリアがある。

地区は相模川の河岸段丘上にあり、地区内の主たる緑地環境要素は畑である。近年、相当の速度で宅地化が進んでいるが、地区内にはまだ相当多くの畑が存在している。不整形な網目状の農道に沿った散居集落の中に小集団の宅地が入り込む形で宅地化が進んでいる状況であり、荒地、造成中の宅地が多くなっている。住宅立地の変遷図によれば、住宅立地は海老名寄りの農家集落の少ない吉久保橋周辺にやや集中する傾向がみられ、開発の規模は、10戸程度を単位とした小集団開発が主体となっている。又、近年になっていくぶん宅地化の速度が低下する傾向がみられる。

第4章 緑政環境の評価と今後の課題

(1) 昭和54年度で、市街化区域(全面積の46.5%)内に県人口総数の94%が居住しており、特に既成市街地(全面積の32.7%)内に県人口総数の81.5%が集中しているため、これらの区域が緑政政策を検討・展開するにあたっての重点区域となる。一方、緑政展開環境の水準をみても、市街化区域、特に既成市街地の水準が低く、緑政展開環境の回復が最も必要とされる区域である。

(2) 地域別に緑政対象地水準をみると、相模川以西、県央および周辺、横浜・川崎市街地部と大きく三つのゾーンに区分されるが、これらのゾーン特性にあわせた緑政展開が必要である。

(3) 緑政対象地の減少は、地域により性格の相違があるが、全体的にみると、特に田・山林の自然的緑政対象空間地における「保全」の対策が必要である。

(4) 区域区分毎に緑政政策のあり方が異なってくる。既成市街地については緑地の回復が主となり、周辺市街地については市街化が進行するさいの市街地・農地の振り分けのさいにどう緑地を確保するか課題であろう。

新市街地については、極力計画開発あるいは公的なコントロールを行うことが必要であり、市街化調整区域では産業政策との関連で緑地確保を検討すべきである。

(5) 緑政対象空間水準の動きは、定着人口量の増減と緑政対象地の土地面積の増減との二つのファクターの相対

的な関係で決まってくる。したがって、人口増加のスピードが相対的に早い地区では、緑政展開環境水準は低下していくことになる(県央地域がその例である)ので、人口増加速度の早い地区ではそれを上回る実効性ある政策手段体系が必要であろう。

(6) この調査では、「緑政対象地」の概念を『都市計画基礎調査』の土地利用区分をベースにして組み立てたが、実際は県民生活に果たす役割、自然環境に対する効果など、「緑地」としての意義を明確にしたうえで、その内容を規定すべきであり、今後の十分な検討がのぞまれる。

(7) 『都市計画基礎調査』は、都市計画法の改正にともなうて、昭和44年をはじめて実施され、49年に第2回、54年に第3回の調査が行われた。調査の経験がまだ十分蓄積されていない状況にあるので、データの信頼性についても若干問題を有しているものと思われる。この調査に関しては、49年の横浜市、川崎市のデータが一番不安定で、この2市以外の49年のデータがこれに次ぎ、54年のデータが最も安定性が高いデータであると推察される。緑政展開環境についても、今後とも理論的かつオペレーショナルな指標を作成し、行政の日常業務の中で統計がつくられ、活用されるようなデータシステムが整備されることがのぞまれる。

あ と が き

レポート中でもふれたが、私たち研究チームではこの研究の一環として、4月の日曜日に相模原市大野台地区の緑地保全地区内で、「大野台の森を知るつどい」を開催したところ、120名という多数の市民が参加した。森の中を歩きながら私たちが知ったことは、ごく身近にある保全林が住民生活に結びついておらず、活かされていなかった反面、住民の緑への欲求は何かの働きかけさえあれば具体的な形になって表われる熟期に達しているという点である。この力を施策に結びつけて緑地保全・都市緑化を推進していく行政の働きかけが、いま何よりも重要といえる。座間市に各種民間団体からなる「座間市に緑を育てる市民の会」が発足したのもその表れの一つといえよう。

私たち研究チームは、職種も経験も意見も多様であるし、かつ大世帯である。これを調整し一本のレポートにまとめるのは容易なことではないし、本来の業務をかかえながら定められた期間で課題の限定から提言にまで議論を煮つめてゆくのは大変な労力と根気を要することであった。今にして思えば、現地調査を十分に行えなかったことや、法制度はともかく現行の施策や事業についての分析が欠落しているなど、至らなかった点も多々あり、知事の望まれた「鋭い問題提起」たりえているかは皆さんのご判断にまづかない。

この調査研究にあたり常に暖かいご理解を示してくださったチーム員の所属の方々をはじめ、相模原市、厚木市、海老名市や県関係室課の皆様には、資料提供をはじめ適切なアドバイスを頂戴するなどひとかたならぬご協力をいただいた。また菅原良長氏には、チーム発足当初から親身になってご指導いただいた。ここに誌上を借りて心から感謝の念を表す次第である。

昭和56年9月

「大都市周辺地域における総合的居住環境に関する調査研究」チーム

チームリーダー	井一 光義	横浜農業改良普及所
	天野美奈子	工業試験所川崎支所
	飯村 博	農地計画課
	小倉 邦文	厚木市議会事務局（前同市企画課）
	金原 元伸	厚木保健所
	小林 淳	西湘地区行政センター建築部
	斉藤 猛夫	道路建設課
	武 繁春	県央地区行政センター環境部
	塚田 操六	計 画 課
	土屋 満	海老名市都市計画課
	増田 辰弘	工業貿易課
	宮崎 泰男	相模原市企画調整課
	宮田 勝美	県央地区行政センター農林部
コーディネーター	小宮 久雄	（昭和56年3月まで担当 現在総合研究開発機構勤務）
”	中村 英二	（昭和56年4月から担当 自治総合研究センター）